

**下野市公共施設等総合管理計画**  
**(最終案)**

平成 29 年 月

下 野 市



## <目 次>

第1章 計画の目的・位置付け等	1
I. 計画の目的	1
II. 計画の位置付け	2
III. 計画期間	3
IV. 対象施設	3
V. 公共施設等の課題	4
1. 公共施設（ハコモノ）における主な課題	4
2. 都市基盤施設（インフラ）における主な課題	4
3. 公共施設等に係るコスト縮減に向けた取組の必要性	5
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	6
I. 基本方針	6
II. 公共施設等の管理における原則	7
1. 公共施設（ハコモノ）における原則	7
2. 都市基盤施設（インフラ）における原則	8
III. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	9
IV. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	10
1. 点検・診断等の実施方針	10
2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針	11
3. 安全確保の実施方針	15
4. 耐震化の実施方針	16
5. 長寿命化の実施方針	17
6. 統合や廃止の推進方針	18
7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	19
V. フォローアップの実施方針	20
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	21
I. 施設類型	21
II. 公共施設（ハコモノ）の施設類型別基本方針	23
1. コミュニティ関連施設	23
2. 保健・福祉施設	26
3. 子育て支援施設	29
4. 農業振興施設	32
5. 市営住宅	34
6. 公園施設	36
7. 消防・防災施設	39
8. 学校教育施設	41
9. 社会教育施設	44
10. 文化施設	47
11. 体育施設	49

12. 庁舎等.....	52
13. その他.....	54
III. 都市基盤施設（インフラ）の施設類型別基本方針.....	57
1. 道路.....	57
2. 下水道.....	60
3. 上水道.....	63
【参考資料】.....	68
I. 人口の見通し.....	68
II. 財政状況.....	69
1. 歳入・歳出（一般会計）の状況.....	69
2. 財政の見通し.....	70
III. 公共施設等の現況.....	72
1. 公共施設（ハコモノ）の現況.....	72
2. 都市基盤施設（インフラ）の現況.....	75
IV. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み.....	79
1. 更新及び大規模改修に係る中長期的な経費の見込み.....	79
2. 維持管理運営費に係る中長期的な経費の見込み.....	80
V. 市民アンケート結果.....	81

## 第1章 計画の目的・位置付け等

### 1. 計画の目的

本市は、市域が栃木県内で最小面積（74.59 km<sup>2</sup>）のコンパクトな市ですが、平成18年に南河内町・石橋町・国分寺町の3町が合併したことによる施設間の機能の重複や、稼働率<sup>1</sup>の低い施設がみられます。また、本市が管理する学校、庁舎などの公共施設（ハコモノ）や、道路、下水道などの都市基盤施設（インフラ）（以下、「公共施設等（図1-1参照）」という。）は、整備時期が施設類型ごとに集中している傾向にあり、現在老朽化が進んでいるものもある中、近い将来、更新時期が集中してくることが予想され、一方で、税収の減、普通交付税の合併算定替<sup>2</sup>の終了（平成32年度）により、歳入額の減少が見込まれます。

公共施設等の老朽化は、利用者の安全・安心にも影響を及ぼす懸念があるため、適切な点検、修繕<sup>3</sup>・更新<sup>4</sup>等が必要となり、相応の財政支出を伴います。また、公共施設等の更新時期が集中することは、財政支出が集中することを意味し、行財政運営上無視できない課題となっています。

今後、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に伴う社会保障費の増加など、厳しい財政状況が続くことが予測され、また、社会環境の変化も含めたニーズの変化も考えられる中、公共施設等を現状規模のまま維持管理することは極めて困難です。そのため、将来的な人口・財政状況を見通し、総合的かつ計画的に施設等の更新・統廃合<sup>5</sup>・長寿命化を行い、財政負担を軽減・平準化していく公共施設マネジメントに取り組んで行く必要があります。

下野市公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）は、このような認識の下、効率的で効果的なマネジメントの実施によって質と量の適正化を図り、安全・安心で持続可能な公共施設等のサービスの維持を実現することを目的としています。

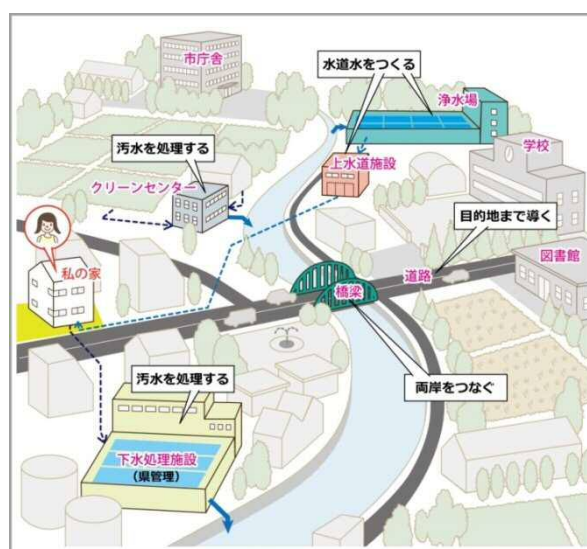


図 1-1 公共施設等のイメージ

<sup>1</sup> 各施設が提供する貸室の年間の提供区分総数に対する利用区分総数の割合のこと。

<sup>2</sup> 市町村合併後10年間は合併前の旧市町が存続するものとして計算した交付税額の合計額を下回らないようにし、11年目からは段階的に交付税額を縮減させていくことにより、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう配慮された制度のこと。

<sup>3</sup> 劣化した施設や設備等の性能や品質を実務上支障のない状態まで回復すること。

<sup>4</sup> 施設の建替えや再整備のこと。

<sup>5</sup> 複数の施設（建物、機能・用途）を（複合化や集約化することで）1つの施設として整備し、統合後の施設（建物）は廃止すること。

## II. 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である『第二次下野市総合計画』に基づき、全庁横断的に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針について定めます。

また、国の『インフラ長寿命化基本計画』（平成 25 年 11 月 25 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に対する本市の行動計画となります。

なお、本計画に基づき、さらに個別施設ごとの具体的な対策内容や対策時期等に係る個別施設計画を策定し、公共施設マネジメントを実践していきます。

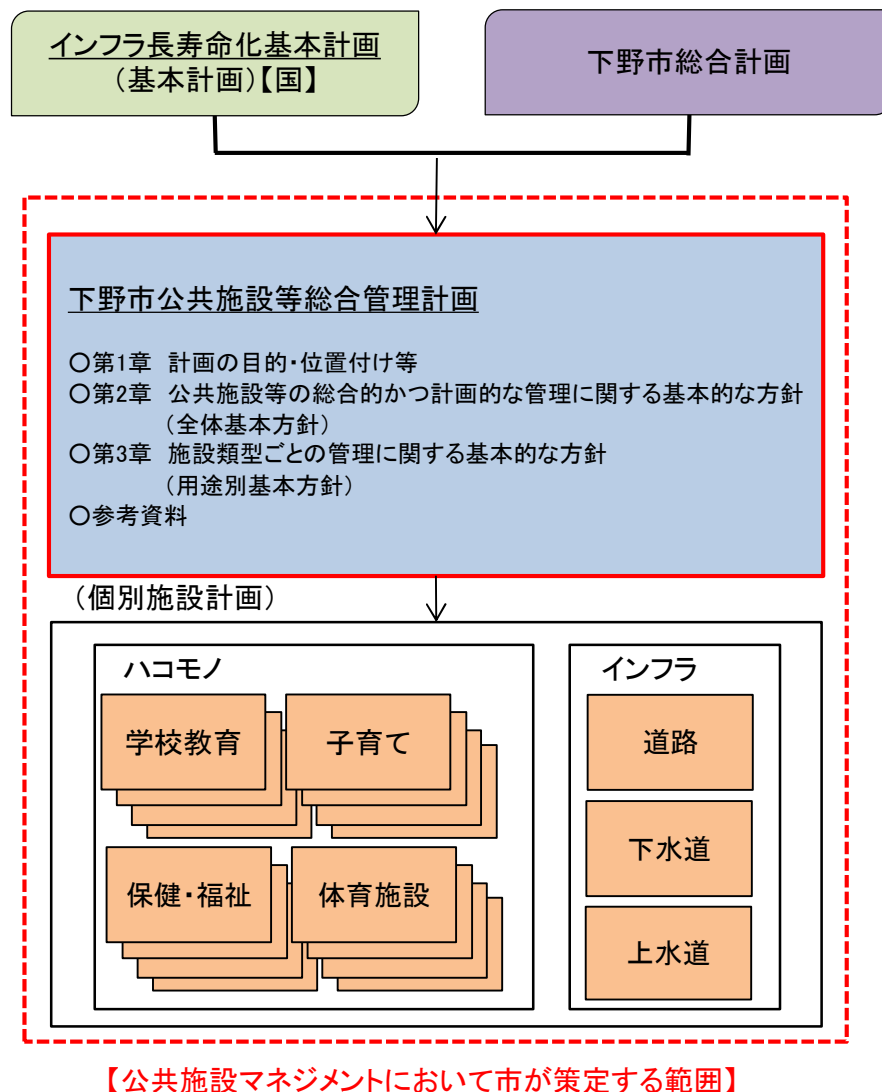


図 1-2 「インフラ長寿命化計画」体系イメージ

### III. 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営が中長期に及ぶことを考慮して、平成 29 年度から平成 58 年度までの 30 年間とします。

なお、本計画は、社会情勢や財政状況の変化、市の公共施設等の状況を見据えながら、概ね 5 年ごとに見直しを行います。

### IV. 対象施設

本計画の対象施設は、原則として市が保有する全ての公共施設等とし、その分類は以下のとおりとします。

表 1-1 公共施設等の分類

分野（大区分）	施設類型		個別施設
公共施設 (ハコモノ)	コミュニティ関連施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、農業振興施設、市営住宅、公園施設、消防・防災施設、学校教育施設、社会教育施設、文化施設、体育施設、庁舎等、その他	13 類型	各施設類型に分類される個別具体的な施設 (公民館や小学校など)
都市基盤施設 (インフラ)	道路、下水道、上水道	3 類型	各施設類型に分類される個別具体的な施設 (橋りょうや配水場など)

## V. 公共施設等の課題

### 1. 公共施設（ハコモノ）における主な課題

#### 1.1 サービスの効率化と質の向上への取組の必要性

##### 【利用状況】

- 利用者数、使用料収入、稼働率が把握可能な貸室の平均稼働率は 27%前後となっていることから、稼働率の向上策の検討が必要です。
- 利用者アンケート結果より、社会教育施設（公民館）、保健・福祉施設、コミュニティ関連施設については、利用者の年齢層が比較的高い傾向にあり、高齢者向けのサービス提供への配慮が必要です。
- 利用者アンケート結果より、子育て支援施設（児童館）は、利用者の満足度が高い傾向にあり、引き続き良好なサービスを提供していく必要があります。

##### 【社会状況の変化への対応の必要性】

- 今後、人口減少や少子高齢化が見込まれ、社会情勢の変化に合わせた提供サービスの検討が必要です。

#### 1.2 安全性の確保の必要性

- 新耐震設計基準施行（昭和 56 年 6 月）以前に建築された施設は 39 施設（79,782 m<sup>2</sup>）で、耐震補強が未対応の施設は 20 施設（14,828 m<sup>2</sup>）です。耐震補強が未対応の施設については、早急に順次耐震化を進めていく必要があります。
- 学校、公民館、体育施設といった、比較的大型で利用者の多い施設において老朽化が進んでおり、早急に対策の検討が必要です。

### 2. 都市基盤施設（インフラ）における主な課題

- 施設類型ごとに整備時期が集中していることから将来の更新時期も集中する見通しであり、集中する時期への対応の検討が必要です。
- 施設の維持管理に当たっては、各施設の基礎情報（建設年度、構造形式、規模等の施設諸元）が不可欠ですが、施設台帳等の情報の管理体制は、施設類型や施設種別によっては台帳未整備または紙ベースによる管理など不十分な面があります。よって、施設情報のデータベース化の推進や、施設情報と点検・工事履歴の関連付けの検討が必要です。
- 建設年度が不明の施設も多数あり、供用年数の実態が把握できない、または、点検未実施のものもあり、これらは健全性の実態把握によって今後の維持管理のあり方を検討することが重要です。ただし、施設量が膨大、または埋設等の設置条件から点検・診断が容易ではないものもあるなど、点検・診断の実施方針の検討から始める必要があります。
- 都市活動や生活基盤としての性質上、長寿命化等によるコストの縮減・平準化の必要性があります。ただし、一様な長寿命化による管理は更新時期の集中に対する解決にはならないことから、施設の特性等を踏まえたメリハリのある管理水準の検討による計画的な維持管理・更新が必要です（個別施設計画の策定）。



### 3. 公共施設等に係るコスト縮減に向けた取組の必要性

- 下野市公共施設白書では、平成 27 年度～平成 56 年度の公共施設等全体に要する更新費用の見通しとして総額約 1,239 億円、年平均で 41.3 億円と算定しており、これらは、過去 5 年間（平成 21～25 年度）の平均投資的経費約 40.5 億円（一般会計 31 億円【庁舎建設費用除く】、下水道 6.5 億円、上水道 3 億円）と比べて大きな財政負担となります。
- 第二次下野市長期財政健全化計画（平成 24 年度～平成 33 年度 平成 27 年 3 月改訂版）では、将来の投資的経費の見通しは、平成 28 年度から平成 33 年度までで、一般会計において約 24 億円/年～12 億円/年を想定しており、投資的経費の減少を見込んでいます。また、生産年齢人口の減少等による減収や、扶助費の増加も想定され、これまで以上に厳しい財政状況が見込まれます。
- 上記の将来経費の見通しの中、維持管理に係る人員・予算は限られており、計画的な管理が必要であり、行政（官）主体の取組には限度もあるため、民間活力の導入や市民との協働等も必要です。
- 維持管理は、PDCA サイクルを回す中で、実態や変化に即してより良いものにしていくことが重要であり、PDCA をいかに確実かつ継続的に回していくかが課題です。

## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### I. 基本方針

本市の公共施設等の現況、将来の見通し及び課題を踏まえ、公共施設等に関する全体的な方針として、基本方針を以下に掲げます。

#### 公共施設等のあり方の基本方針

##### ① 提供サービスの効率化と質の向上

市民ニーズや社会情勢の変化、今後の高齢化や人口減少に応じ、提供サービスの集約化・重点化、内容の見直しや効率化に取り組むとともに、施設の利用改善及び提供サービスの質の向上を図ります。

##### ② 施設の安全性確保

耐震改修や老朽化対策等による施設の安全性の確保に取り組みます。

上記の基本方針に基づき、本市のコンパクトな市の特性を活かしながら、より魅力的で、誰もが利用しやすい公共施設や提供サービスの再編を進めるとともに、必要に応じて施設の統廃合や長寿命化、既存施設の効率的な維持管理・運営、PPP・PFIの積極的な導入等を行い、その結果として、財政負担の縮減につながるよう公共施設マネジメントを進めていきます。



#### 基本方針の実施にあたっての財政負担の縮減目標

##### 今後30年間で、公共施設等の更新及び大規模改修に係る経費の20%を削減

《20%削減の算出根拠》

今後30年間（平成29～58年度）で公共施設の更新及び大規模改修に必要となる経費（必要経費：1,290.3億円）に対する投資可能額（1,019.7億円）の不足額（270.6億円）から設定しています。なお、不足額算出の基準となる投資可能額は以下の方法で設定しています。

- 一般会計については、「第二次下野市長期財政健全化計画 平成24年度～平成33年度 平成27年3月改訂版」より、年度当たりの投資的経費の平成29～33年度の平均値を採用しています。
- 特別会計（下水道）については、計画値がないため、平成21～25年度の投資的経費（平成26年度照会結果）の実績平均値としています（＝投資可能額は実績値と同等程度とみなす）。
- 企業会計（上水道）については、「平成24年度水道事業 下野市中期経営計画策定業務委託計画書 平成25年3月」P.156の経営計画表によると、必要経費に対応した計画値となっていること、一方で、企業会計から他の会計への繰り入れはできないことから、「必要経費＝投資可能額」と設定しています。

## II. 公共施設等の管理における原則

前項の基本方針のもと、公共施設等の管理の最適化を図るための取り組みとして、公共施設（ハコモノ）と都市基盤施設（インフラ）の特性に応じた各々の原則を以下のとおり設定します。

### 1. 公共施設（ハコモノ）における原則

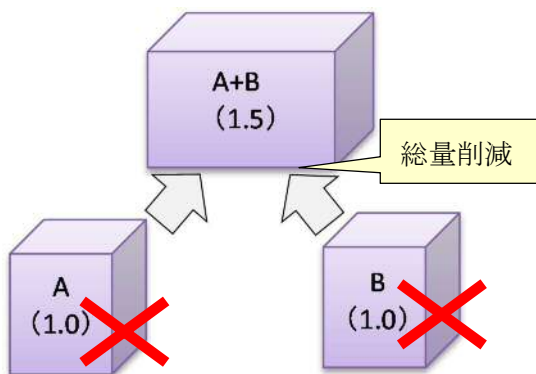
#### ハコモノのマネジメント原則

**「建物」ではなく「機能」の提供を重視し、必要とされる機能の峻別と施設の集約化により、施設の利用改善及び提供サービスの効率化と質の向上を図ります。**

ハコモノについては、施設ごとに必要とされる機能面を重視し、ほかの公共施設との統合・多機能化を図れる機能についてはできるかぎり集約することで、公共施設の総量を減らしていくマネジメントを推進します。

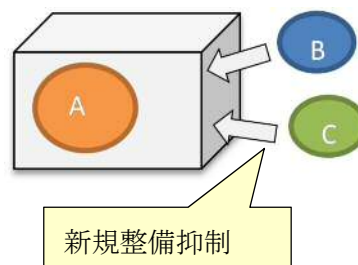
また、施設類型ごとの現状と課題を踏まえ、各施設間での連携や補完を考慮した必要最小限の予算で管理が可能となるようにマネジメントを推進します。

#### 【複合施設のイメージ】



※複数の施設を一つの建物に集約し、共用部や設備等の共用化により、省スペース、コスト削減を図る。

#### 【多機能化のイメージ】



※現在ある建物に、不足している機能を追加することにより、新規整備を抑制する。

図 2-1 公共施設（ハコモノ）の総量削減方法（イメージ図）

## 2. 都市基盤施設（インフラ）における原則

### インフラのマネジメント原則

市民生活や都市活動の基盤としての機能確保を最優先とし、施設の特性や健全性等に応じたメリハリのある管理水準に基づく計画的な管理によって、経費の縮減と平準化を図り、必要な新規整備・改修・更新等を着実に推進します。

インフラについては、道路、下水道、上水道といった施設類型や、橋りょうや道路附属物など、多岐にわたり、管理数量も膨大です。これらはライフラインとして、市民生活や都市活動を支える、基本的に欠くことのできない施設であり、老朽化による機能の喪失や、施設に起因する重大な事故等は未然に防止しなければなりません。

インフラは、その性質上、ハコモノのような集約化（統合・多機能化）、または、再配置や廃止といった総量の縮減は、物理的・機能的・経済的に難しい面があります。

以上のことから、インフラについては、市民生活や都市活動の基盤としての機能確保を最優先としながら、必要な新設・改修・更新等を着実に推進します。そのために、新設・改修・更新等にかかる経費については、施設の特性や健全性等に応じたメリハリのある管理水準に基づく計画的な管理により、徹底した縮減と中長期的な分散による集中の抑制を図ります。



図 2-2 市が管理する都市基盤施設（インフラ）の例

### III. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設マネジメントの取組は、一足飛びで理想的な体制が実現するものではなく、PDCAによる不断の見直しによって、取組の実効性を高めていくことが重要となります。

本市の公共施設マネジメントは、市全体の取り組みとなるため、人事や財務、情報システム、各施設の所管等の横断的な統括・情報共有も必要となります。

本市では、公共施設マネジメントに係る全体調整や情報管理とともに、庁内各課間の調整・連携による管理施設に係る継続的なデータ収集・分析や、マネジメントの実践、及び市民への情報提供・進捗管理（モニタリング）を実施していくことを基本に、そのような公共施設マネジメントの体制のあり方を検討するとともに、施設管理や提供サービスの効率化と市民サービスの向上の両立に取り組んでいきます。

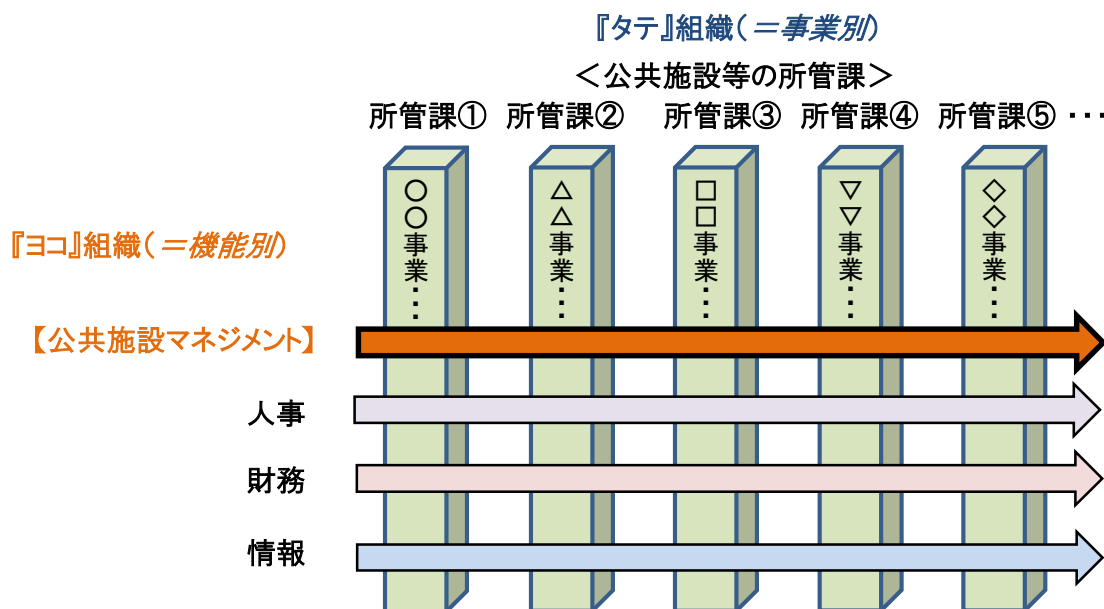


図 2-3 庁内各課間の連携のイメージ

## IV. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 1. 点検・診断等の実施方針

公共施設等の性能・機能について、最小限の経費で、利用者や第三者に対する安全性や信頼性、供用性等の観点で必要な水準を長期間確保するためには、従来の劣化が顕著となってから大規模修繕等を実施する事後保全から、劣化が軽微な段階でこまめに修繕等を実施する予防保全への転換を基本として、施設の状態（健全性）を把握し、適時・適切な措置を確実に実施する必要があります。よって、定期的な点検・診断等により、施設状態の詳細な把握を継続的に実施していきます。また、管理する施設は膨大であることから、点検・診断等の実施に当たっては、法令を遵守した上で、施設の特性等に応じた点検の頻度や方法、優先順位等を検討し、点検・診断等を計画的に実施します。

点検・診断等で得られた情報は、施設種別や点検種別等に応じて統一的な記録形式（様式等）とすることに配慮しながら、電子データによって履歴として蓄積し、個別施設情報として共有化・データベース化を図ります。これら蓄積されたデータについては統計的な分析を行うことで、施設性能の低下（劣化）の傾向や修繕等の対策効果の把握、または、最も経済的な修繕・改修・更新時期の判断のための基礎資料とするなど、個別施設計画に反映していきます。

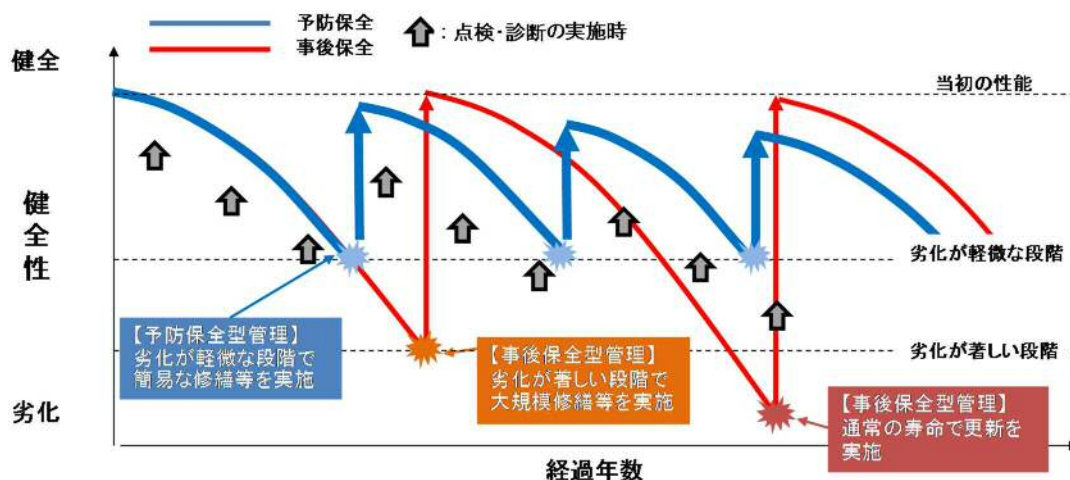


図 2-4 予防保全と事後保全の比較（イメージ図）



## 2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

### 2.1 計画的な維持管理・修繕

公共施設等の管理運営を持続的に実施していくためには、管理に係る中長期的な経費を縮減させていくとともに、年度ごとの経費も可能な限り平準化させる必要があります。そのために、施設の特性や点検・診断等の結果を踏まえて、施設ごとにメリハリのある管理水準（施設の性能をどの程度に保つか、どの程度の性能まで低下したら修繕を実施するか）を検討し、優先順位を踏まえて計画的に修繕を実施していくことで、中長期的な経費の縮減と平準化を図ります。具体的な対策の優先順位の考え方や、対策内容と実施時期、対策費用等については、点検・診断等と一体的な取組として各施設の所管課が個別施設計画として策定、または、既存計画を適宜見直します。

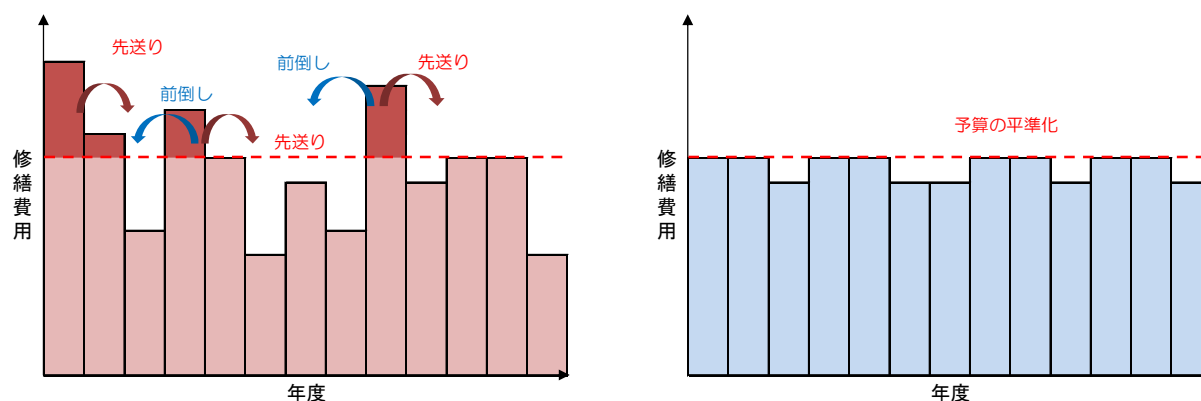


図 2-5 年度支出額の平準化（イメージ図）

また、施設が持つ本来の耐久性を十分に発揮させるためには、巡回・パトロール等やそれらに基づく維持・保守、清掃といった日常管理が重要となります。これらの日常管理は、施設の維持管理の土台として徹底するとともに、その実施方法は行政主体に限らず、民間企業への委託や市民との協働、委託についても長期・包括・性能規定型<sup>6</sup>の契約といった新たな手法の導入を検討し、日常管理の効率化・質の向上を図ります。

さらに、個々の対策に当たっては新技術・新工法等の最新動向の適用性についても適宜考慮するとともに、PPP<sup>7</sup>・PFI<sup>8</sup>の積極的な導入なども検討することで、公共施設等に係るトータルコストの縮減を図ります。

<sup>6</sup> 具体的な仕様を規定するのではなく、仕様を守った場合と同等の性能を有することを要求し、その形式や材質については、設計者・施工者等にゆだねることにより、従来の仕様（形、材質）にとらわれない新しい技術の開発や多様な構造物の設計・施工等を可能とし、品質向上やコスト縮減を引き出す契約方法のこと。

<sup>7</sup> Public-Private-Partnership の略で、官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI は、PPP の代表的な手法の一つであり、PFI の他、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託等も含まれる。

<sup>8</sup> Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）に基づき実施される。

これら維持管理・修繕、後述する更新等を実施した際には、維持管理に資する基礎資料として分析等がしやすいよう、施設種別等に応じて統一的な記録形式（様式等）の電子データにより、実施年度や工事内容、工事金額等を工事履歴として台帳等と一体的に記録・蓄積することを徹底し、個別施設計画に反映していきます。

## 2.2 受益者負担のあり方

公共施設の貸室機能については、人件費を含めた維持管理コストに対し、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担になっているかを確認し、場合によっては、料金設定や減免制度の見直し、無料施設の有料化など、利用者に負担を求めることも考えられます。

施設利用者だけでなく幅広い市民の意見を聞きながら、施設の受益者負担のあり方についても適切に情報を提供し、積極的に検討していきます。



## 2.3 計画的な更新

### (1) 公共施設（ハコモノ）の更新

ハコモノの更新（建替え）については、更新時期の集中を抑制するため、修繕・改修等による長寿命化や優先順位等を踏まえて計画的な更新を実施します。更新計画の策定に当たっては、各施設の特徴を踏まえた上で、近隣施設や類似施設との機能統合を推進することで、複数施設の統合による総量の削減を図ります。加えて、建設コストや運営経費の大幅な削減に有効と考えられる PPP・PFI を積極的に導入することなどにより経費の削減を図ります。さらに、近隣市町との広域連携による施設の共有化などの手法についても積極的に検討していきます。

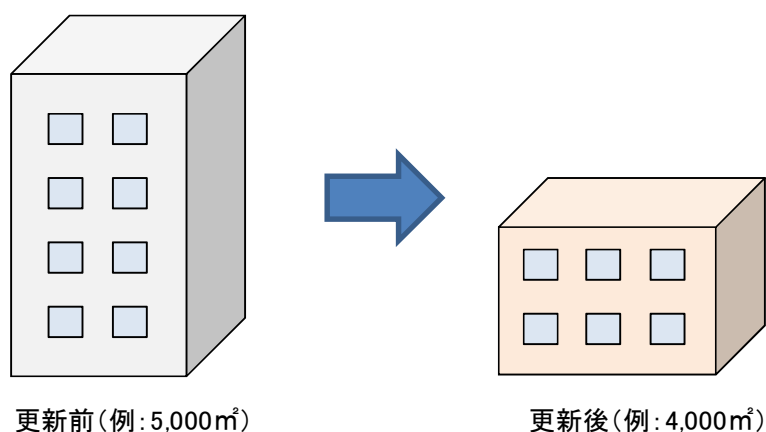


図 2-6 公共施設（ハコモノ）の更新（イメージ図）

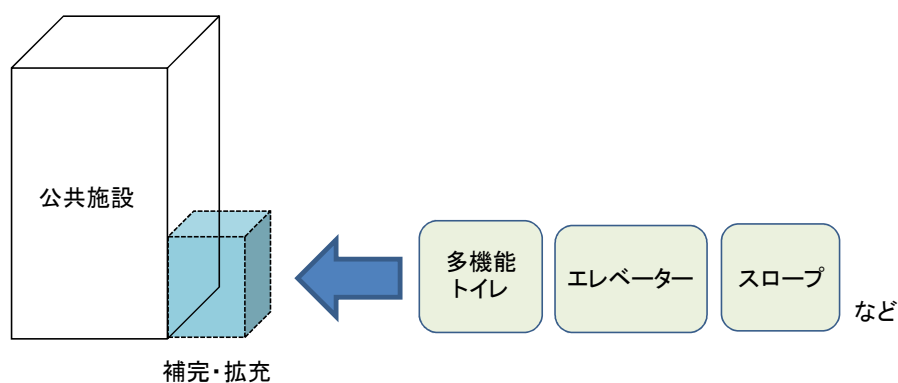


図 2-7 機能の補完・拡充（イメージ図）

## (2) 都市基盤施設（インフラ）の更新

インフラは、基本的に予防保全による既存施設の長寿命化を図り、全ての施設について一様に実施するのではなく、個別施設の特性や健全性の実態、施設全体の中長期的な管理に係る経費の見通し等を踏まえて、個別施設の維持管理方針を検討します。これにより、維持管理・修繕も含めた更新に係る、個別施設の具体的な長寿命化等の計画を策定、または、既存計画の適宜見直しを行い、更新時期の集中を抑制しながら、必要な更新は着実に実施します。

個別施設の具体的な長寿命化等の計画については、各所管課が施設類型別等で策定しますが、予算配分は、インフラ全体で総合的に調整、判断します。

なお、更新の実施に当たっては、中長期的なトータルコストを考慮してより長寿命でメンテナンスしやすいよう、維持管理において得られた知見等の設計へのフィードバック、新技術・新工法の導入、施工品質の確保、必要に応じてダウンサイジング等により更新コストを削減することや、さらには更新後の維持管理まで包括した委託などの官民連携による経費削減方法の導入についても積極的に検討していきます。

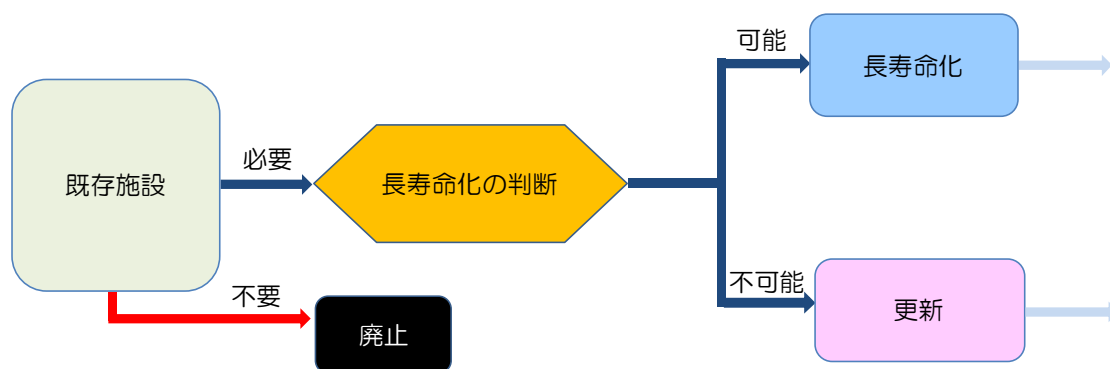


図 2-8 都市基盤施設（インフラ）の総量最適化の考え方

一方で、既存の新規整備計画についても適宜見直しを行い、将来的に維持管理不能となることのないよう総量の最適化を図ります。

### 3. 安全確保の実施方針

点検・診断等によって高度の危険性が認められた施設や、老朽化等により供用が停止された施設については、安全の確保を最優先します。特に、学校や保健・福祉施設など多くの市民が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。

例えば、建築物の外壁や橋りょうの床版等の老朽化によるコンクリート塊等の落下事故や、設備の劣化による飲料水等への不純物の混入、道路の陥没や防護柵の欠損など、利用者や第三者に対する高度の危険性が認められるものは、速やかに利用を停止または制限するなど、利用者や第三者の安全を確保した上で、早急に対処します。

浸水想定区域内の避難所については、施設の状態に応じて、施設の安全性の確保、避難場所指定の見直しなど、地域防災計画との連携を図りながら災害時の安全確保に努めます。

また、今後の利用の見込みがない施設については、侵入防止などの応急措置を行った上で、早期に除却<sup>9</sup>を行います。



図 2-9 安全確保を要する現場の例

<sup>9</sup> 有形固定資産を取り壊しや廃棄すること。

## 4. 耐震化の実施方針

### 4.1 公共施設（ハコモノ）の耐震化

ハコモノの耐震化<sup>10</sup>は、地震時に市民や職員等の施設利用者の安全を確保することが目的です。したがって、施設の集約化・統廃合などを検討し、当該施設を存続すると判断した場合には、耐震診断及び耐震補強を進めます。また、耐震補強工事に当たっては、施設の構造や想定される使用目的・期間等に応じて適切な工法を選択して実施します。



図 2-10 耐震性向上の施工（公共施設の例）

### 4.2 都市基盤施設（インフラ）の耐震化

インフラの多くはライフラインとして市民生活に直結しており、施設の地震による被害を最小限に抑えることは市民の安心の確保につながります。また、道路や橋りょう等は地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性や、災害時等の救助・復旧における物資や人員等の輸送機能が発揮されない可能性があるため、特に、避難所へのアクセス路線等、優先順位を考慮しながら耐震化その他必要な対策を進めていきます。

なお、インフラは施設類型ごとに具体的な方策も異なるため、各所管課が施設類型別等で計画を策定または既存計画の適宜見直しを行います。



図 2-11 耐震性向上の施工（都市基盤施設の例）

<sup>10</sup> 昭和 56 年以前に建設された旧耐震構造の公共建築物の耐震補強工事を示す。

## 5. 長寿命化の実施方針

施設を長寿命化する主な目的（効果）は、更新時期の集中の抑制や個別施設のライフサイクルにおける単年度当たりの経費の削減などであり、結果として公共施設等全体におけるコストの縮減・平準化が図れることにより、持続可能な管理運営の実現に資するものといえます。

長寿命化にあたっては、基本的にこれまでの劣化・損傷が顕著となった段階で対症的に修繕等の対策を実施する事後保全から、劣化・損傷が軽微な段階でこまめに修繕等を実施する予防保全へと維持管理方針を転換します。

ただし、全ての施設を一様に長寿命化しては更新時期の集中を先送りしたことに過ぎない結果となることから、個別施設の特性や健全性の実態等により、長寿命化の対象施設を峻別しながら計画的な修繕等を実施します。

また、長寿命化の効果を高めるために、施設の持つ本来の耐久性を十分に発揮させるための、施設の清掃や維持・保守といった日常管理を徹底するとともに、定期点検や補修工士のデータを履歴として蓄積し、それらを分析することで修繕等の最適な時期や工法（材料含む）を追求するなど、維持管理にフィードバックしていきます。

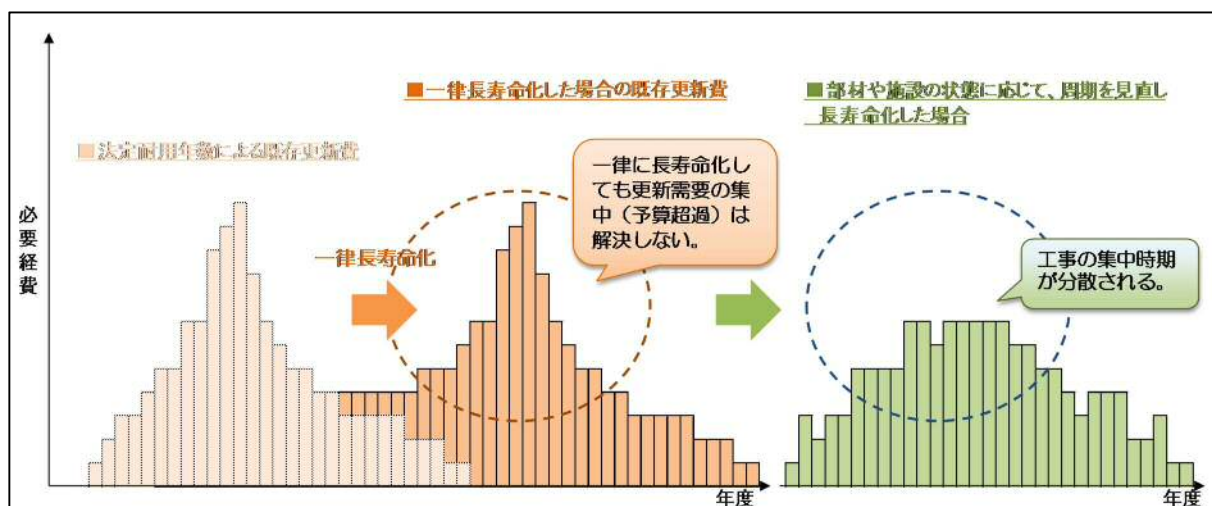


図 2-12 長寿命化による更新費の平準化イメージ



## 6. 統合や廃止の推進方針

### 6.1 公共施設（ハコモノ）における統廃合

ハコモノは、本来、行政サービス等の需要を前提に建設されるもので、本市では旧町合併等の背景もあり、人口動態や需要変化等に照らして現状の配置が必ずしも適切なものではない状況もあります。また、市民利用施設については、平均稼働率が27%前後となっており、類似機能で稼働率の低い施設については統廃合を検討していくことも考えられます。

これらを解決するため、施設の持つ性能や利用度等を定量的に評価する施設アセスメントなど、各施設の今後の利活用のあり方（維持、転用、更新等）を検討します。

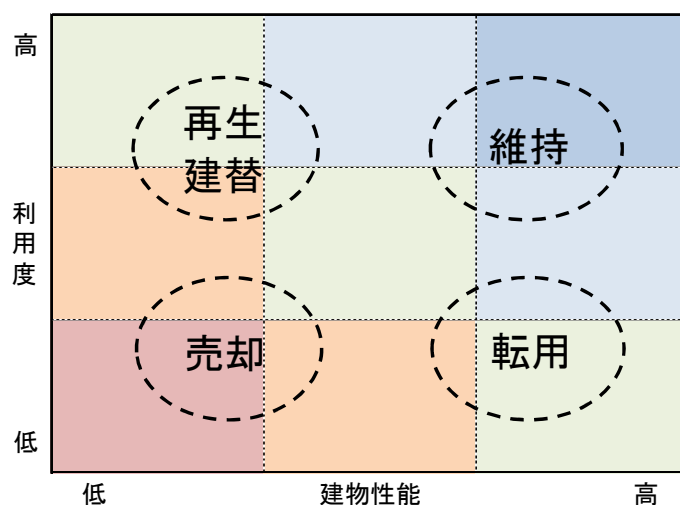


図 2-13 施設アセスメントによる利活用パターン調整イメージ

また、統廃合に当たっては、PPP・PFI を積極的に導入するなど経費の削減を前提とします。そのほか、近隣市町との広域連携の促進や民間の施設活用（借用）なども上手く組み合わせることで、市民サービスを維持しながら施設の合理化と経費削減を図ります。

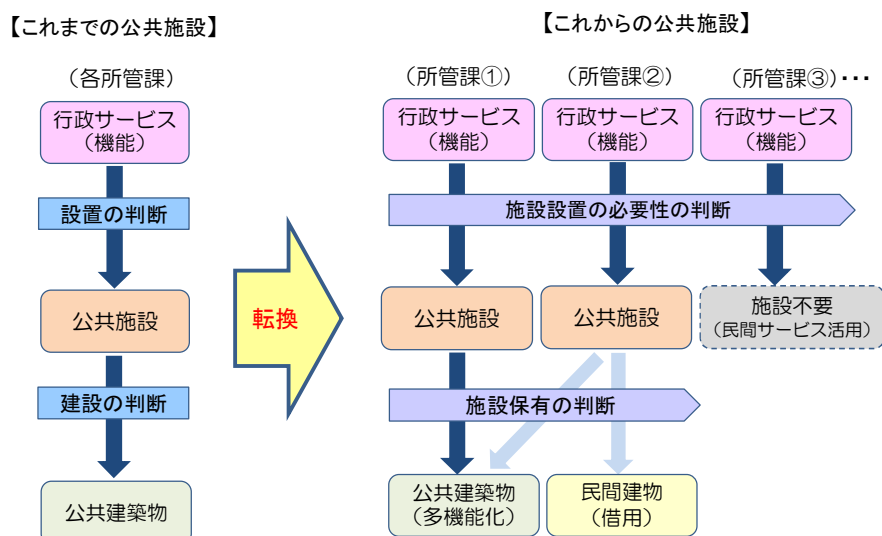


図 2-14 行政サービスと公共施設（ハコモノ）の関係

なお、ハコモノの利用状況や経費の将来見通しによっては、一つの建物で複数の施設を運営する統廃合や多機能化を行ったほうが望ましい場合があり、管轄部署が異なること、補助金による目的外使用の制限などの理由により、様々な障害が発生することも想定されます。

統廃合の推進に当たっては、各施設の所管等の横断的な統括・情報管理を図るとともに、国においても補助金を受けた施設の財産処分の弾力化や簡素化に取り組んでいる動向があることも踏まえ、今後の個別施設の保全や更新の計画においては積極的に統廃合や多機能化を検討します。

## 6.2 公共施設（ハコモノ）の除却・処分

検討の結果、廃止すべきと判断されたハコモノは適時、利用を中止し、運営経費の削減を図ります。さらに、他の市民サービスでの有効利用を検討し、最終的に活用見込みがないと判断したハコモノについては除却します。

## 7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### 7.1 人材育成

公共施設等の管理には、各施設等の特性に応じた人材の確保が必要です。技術職員や専門家による研修会等を実施し、高度な知識・技術を要する人材の養成を行っていきます。

また、全庁的な公共施設マネジメントを推進していくためには、職員1人ひとりが公共施設マネジメントを導入する目的や意義を十分に理解し、共通認識を持って、コスト削減や市民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのため、全職員を対象とした研修等を通じて、公共施設マネジメントのあり方、公共施設等を経営するという視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコストに対する意識の向上に努めます。

### 7.2 民間活用

公共施設等の維持管理・運営や、統廃合においては、民間活力を積極的に導入し、経費の削減を図ります。

### 7.3 多様な主体（市民、国、県、近隣市町等）との協働

利用者（利用団体）、NPO、市民ボランティア等との連携により、市民ニーズを把握する取組を強化するとともに、市民と行政とが知恵と工夫を出し合える場や有識者等の意見を聴取する機会の確保などを図ります。

市民が利用する施設については、利便性向上や有効活用の観点から、市民や地域、NPO、市民ボランティア等が施設の管理運営に参画できる機会を拡充するなど、市民と行政との協働を進めます。

また、市が単独ですべてを管理するのではなく、国や県、近隣市町と広域的に施設を相互利用する、協働で維持管理運営を行うなど、国や他自治体との連携による効率化やサービス向上を図ります。

## V. フォローアップの実施方針

本計画は、人口や財政状況等の与条件下で策定するものであり、下位計画として施設類型別の個別施設計画を持つことが前提となります。

したがって、人口や財政、その他の動向等の与条件の変化に応じた基本方針等の見直し、また、個別施設計画の策定・運用による公共施設マネジメントの実践から得られた知見等のフィードバック、施設類型別の各個別施設計画の俯瞰的な進捗管理の観点で、PDCA サイクルによるフォローアップを行います。

フォローアップによる見直しや拡充、整理によって、本計画の実効性を高めながら、公共施設等の質と量の最適化による安全・安心なサービスの持続的な提供の実現を達成します。

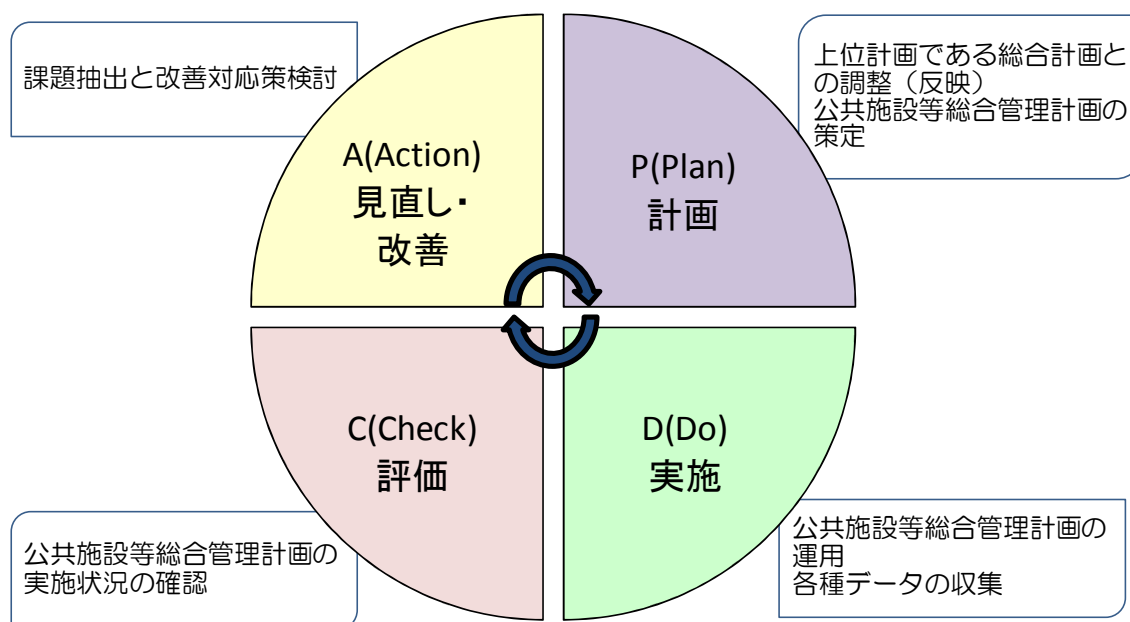


図 2-15 PDCA のあり方



### 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

#### I. 施設類型

用途別基本方針は、前章の「全体基本方針」に沿って施設類型ごとに定めます。

公共施設（ハコモノ）のあり方の検討は、「建物」と「機能（サービス）」の二つの側面を分けて考えることが有効であるため、本章ではこの両面について整理します。

表 3-1 公共施設等の類型

区分	施設類型	類型の説明	施設種別	施設数
公共施設 (ハコモノ)	コミュニティ関連施設	地域住民の交流の場の提供を目的とした施設	コミュニティセンター	16
	保健・福祉施設	地域住民の健康増進の促進や、障がい者等への福祉サービスの提供を目的とした施設	保健福祉センター、障がい者支援施設など	7
	子育て支援施設	児童福祉法又は子ども・子育て支援法に基づき設置された、子育てを支援すること目的とした施設	保育園、児童館、子育て支援センター、学童保育室	24
	農業振興施設	農業及び農村の発展や活性化等を支援することを目的とした施設	農産物加工センター、道の駅、市民農園 など	8
	市営住宅	公営住宅法に基づき設置された市営住宅	市営住宅	1
	公園施設	都市公園法に基づき設置された公園施設	公園施設	21
	消防・防災施設	消防組織法に基づき設置されている施設であり、消防団活動の拠点施設	消防器具置場、防災倉庫 など	27
	学校教育施設	学校教育法に基づき設置されている小学校、中学校及び学校給食法に基づき設置されている給食センター施設	小学校、中学校、給食センター	17
	社会教育施設	生涯学習の拠点施設として、地域住民の学習活動の支援等を目的とした施設	公民館、生涯学習施設、図書館	8
	文化施設	文化振興に関する事業と文化財の保存・管理及び体験講座等を実施することを目的とした施設	歴史館、ホール など	4
	体育施設	スポーツの振興を図り、住民の健康と体力の増進並びに地域づくりに寄与するための施設	運動広場、体育館 など	14
	庁舎等	市役所業務のための施設	庁舎 など	5
その他	上記以外のその他の施設	自転車駐車場、駅前利便施設、仮設住宅 など	22	

区分	施設類型	類型の説明	施設種別
都市基盤 施設 (インフラ)	道路	一般交通の用に供する道として、橋りょう等、道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物、及び道路附属物を含む。	道路、橋りょう、道路附属物（道路照明灯、道路標識等）、踏切施設 など
	下水道	下水（雨水及び汚水）を排除するために設けられる排水管、排水渠その他排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。	管路施設、クリーンセンター <sup>11</sup> など
	上水道	導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。	管路施設、配水場、水源（井戸）

<sup>11</sup> 市の農業集落排水において、汚水を処理して河川等へ放流するための建物施設

## II. 公共施設（ハコモノ）の施設類型別基本方針

公共施設（ハコモノ）の施設類型別基本方針の対象施設は、平成 27 年度末（平成 28 年 3 月末）時点で市が保有している施設（平成 27 年度新築の施設を含む）とします。

※築年数は平成 28 年 3 月を基準として算出しています。

### 1. コミュニティ関連施設

現 状	市内に 16 施設あり、稼働率が低い施設や築 30 年を経過した施設も存在します。
-----	---

表 3-2 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	稼働率 (%)	運営体制	備 考
1	仁良川コミュニティセンター	南河内	27	537	9%	指定管理	
2	グリーンタウンコミュニティセンター	南河内	21	683	39%	指定管理	
3	石橋中央コミュニティセンター	石橋	17	127	8%	指定管理	
4	石橋駅前コミュニティセンター	石橋	32	176	15%	指定管理	
5	上町コミュニティセンター	石橋	33	144	9%	指定管理	
6	栄町コミュニティセンター	石橋	33	196	6%	指定管理	
7	石北コミュニティセンター1号館	石橋	26	334	7%	指定管理	
8	石北コミュニティセンター2号館	石橋	24	158	3%	指定管理	
9	コミュニティセンター東方館	国分寺	32	182	23%	直営	
10	コミュニティセンター友愛館	国分寺	10	603	35%	指定管理	
11	烏ヶ森コミュニティセンター	国分寺	14	104	12%	直営	コミュニティ推進協議会未組織
12	医大前コミュニティセンター	国分寺	22	33	2%	直営	コミュニティ推進協議会未組織
13	国分寺中央コミュニティセンター	国分寺	25	180	26%	直営	複合施設
14	姿西部考古台地コミュニティセンター	国分寺	11	82	8%	直営	複合施設
15	東方台地コミュニティセンター	国分寺	35	200	13%	直営	複合施設
16	薬師寺コミュニティセンター	南河内	-	767	-	指定管理	H27年度 新築(本体+屋外倉庫)

※稼働率は、各施設における貸室の平成 23～25 年度の平均値を掲載しています。（出典：下野市公共施設白書 [H27.9]）

以下、第 3 章 II の各表と同様。

（稼働率＝総利用区分数[区分/年]／提供区分総数[区分/年]）

- コミュニティ関連施設は 16 施設あり、うち 10 施設は指定管理者により運営されています。
- 地理的な配置のバランスに偏りがある状況となっています。
- 石橋地区の 3 施設と、国分寺地区の 2 施設が築 30 年を経過しています。
- 国分寺中央コミュニティセンター、姿西部考古台地コミュニティセンター、東方台地コミュニティセンターは学童保育、児童館と、3 つの機能の複合施設となっています。
- 烏ヶ森コミュニティセンター及び医大前コミュニティセンターは、地元コミュニティ推進協議会が組織されていないため、地元自治会の公民館機能としての利用が中心となっています。
- コミュニティ関連施設は、まちづくりの拠点として、地域の実情を踏まえつつ整備・運営しているため、地域における施設の位置づけはそれぞれ異なります。
- 主な利用者がコミュニティ推進協議会と自治会となっている施設があります。これらの団体へは利用料を減免している場合があることから、利用料収入がほとんどない施設も存在します。
- 稼働率は、グリーンタウンコミュニティセンター、コミュニティセンター友愛館が約 40%と

なっています。

- 市民アンケート結果では、コミュニティ関連施設をよく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 22.2%で、定期的な利用者は少ない状況です。
- 市民アンケート結果では、コミュニティ関連施設の維持・充実の優先度は 13 類型中 10 番目となっています（20.3%）。

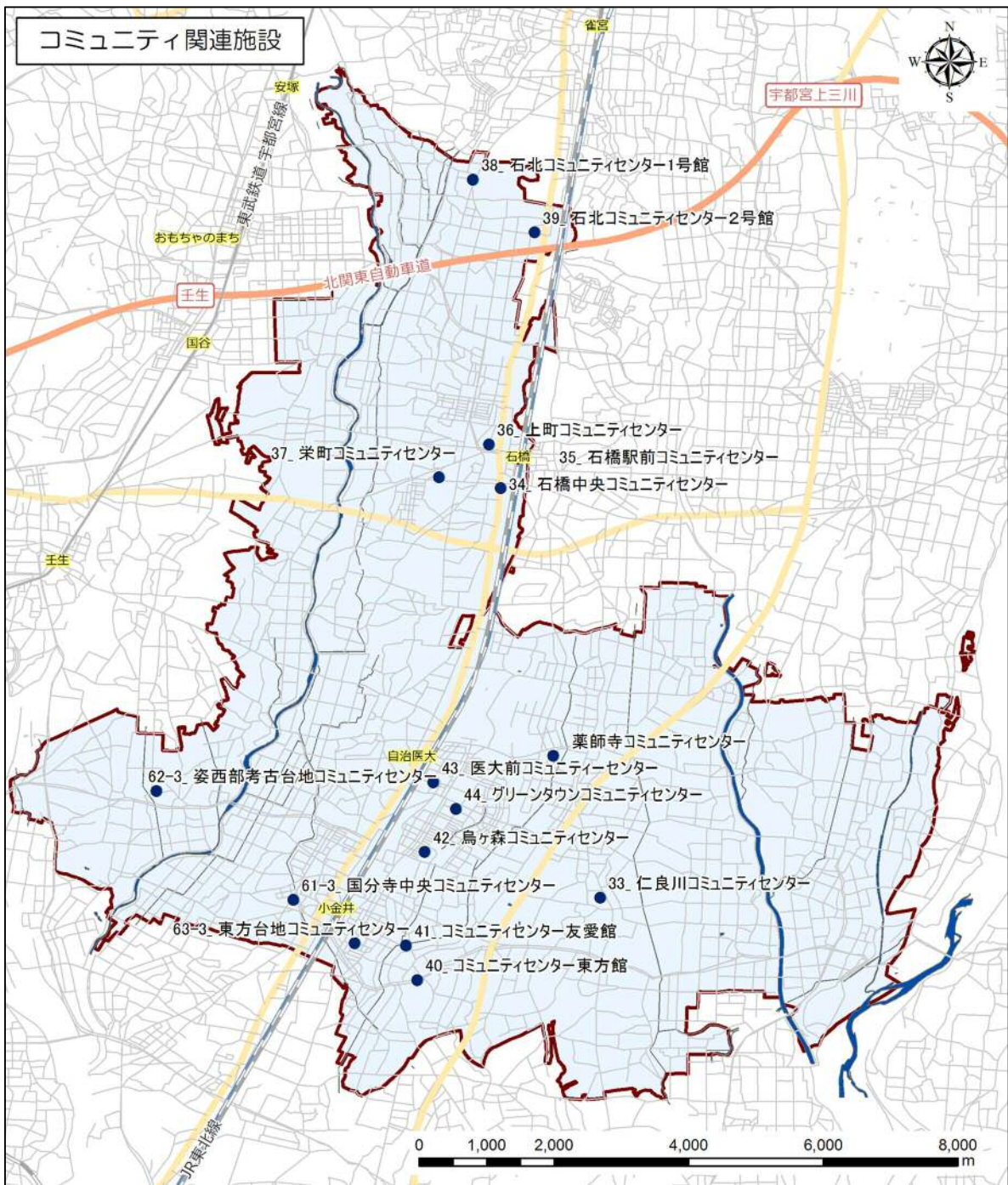
## 課 題

稼働率の低い施設・老朽化の進む施設の統廃合や複合化、民間活力の導入による維持管理・運営費の削減、受益者負担のあり方の検討が必要です。

- 築 30 年を経過している施設があること等から、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新、また、更新のタイミングに合わせて統廃合や他機能との複合化等の検討が必要となります。
- 直営の複合施設については、児童館及び学童保育室の運営との連携を図りながら、民間活力の導入による維持管理・運営費の削減を検討する必要があります。
- 直営施設については、そのあり方を地元コミュニティ推進協議会や地元自治会等と検討する必要があります。
- 地域の実情を踏まえつつ整備・運営しているため、利用料収入がほとんどない施設もあることから、受益者負担のあり方の検討が必要です。

## 用途別基本方針(コミュニティ関連施設)

- コミュニティ関連施設は、「市民が主役のまちづくり」を推進するうえでの地域の拠点であることから、地域の実情や施設整備の経緯等を踏まえながら各施設のあり方を検討します。
- 将来人口や高齢化による需要動向等を踏まえ、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、老朽化の進む施設については、他施設との複合化や統廃合を図ります。
- 直営(複合)施設については、他機能との連携を図りながら、市民との協働などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。
- 施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。



※図中の番号は、下野市公共施設白書（H27.9）の施設番号を示す。  
 以下、第3章IIの各図と同様。

図 3-1 施設位置図(コミュニティ関連施設)

## 2. 保健・福祉施設

現 状	<p>障がい者支援施設について、築 40 年を経過した施設があります。</p> <p>保健福祉センターについては、温浴施設、温水プールといった維持管理コストが多くなる機能が存在することから、費用対効果が低い施設といえます。</p>
-----	---

表 3-3 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備 考
1	ふれあい館	南河内	19	4,409	直営	H27.4～指定管理
2	就労継続支援B型事業所なのはな	南河内	23	272	社会福祉協議会	複合施設
3	就労継続支援B型事業所すみれ(事務所・倉庫)	石橋	42	441	社会福祉協議会	
4	保健福祉センターきらら館	石橋	16	4,330	直営	H29年度指定管理予定
5	保健福祉センターゆうゆう館	国分寺	13	4,777	直営	複合施設 H30年度 指定管理予定
6	こども発達支援センターこぼと園	国分寺	20	235	直営	H29.4～きらら館へ移転
7	こども通園センターけやき(旧保健センター)	国分寺	32	440	委託	複合施設

- 就労継続支援 B 型事業所なのはな・すみれは、社会福祉協議会が運営しています。
- こども通園センターけやきの運営については、委託しています。
- 就労継続支援 B 型事業所すみれについては、築 40 年以上経過していますが、耐震診断等が実施されていない状況です。
- ふれあい館については温水プールと温浴施設、保健福祉センターゆうゆう館については温浴施設、きらら館についてはトレーニング施設があり、維持管理コストが高い施設となっています。(ふれあい館は平成 27 年 4 月から指定管理、きらら館は平成 26 年 9 月で温浴施設を廃止しました。)
- 市民アンケート結果では、保健・福祉施設は、よく利用する(月 1 回以上)、たまに利用する(年に数回)の合計が 35.3%となっており、定期的な利用者が比較的多い状況です。
- 市民アンケート結果では、保健・福祉施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 5 番目となっています(50.9%)。

## 課題

保健福祉センターについては、費用対効果を高め、民間活力の導入等による維持管理・運営費の削減や受益者負担のあり方の検討、障がい者支援施設については、老朽化対策の検討が必要です。

- ふれあい館については温水プールと温浴施設、保健福祉センターゆうゆう館については温浴施設、きらら館についてはトレーニング施設があり、維持管理コストが多くかかる施設であり、維持管理の効率化のため、民間活力の導入等による維持管理・運営費の削減や、受益者負担のあり方の検討が必要です。
- 就労継続支援 B 型事業所すみれについては築 40 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の統廃合等が必要です。

## 用途別基本方針(保健・福祉施設)

- 保健福祉センターについては、指定管理者制度等の民間活力を導入し、効率的な維持管理を行うとともに、各施設の特性を活かしたサービスの向上を図ります。
- 老朽化の進む施設については、施設更新時に機能の必要性を勘案の上、他施設の活用や統廃合、複合化、規模の最適化等により効率化を図ります。



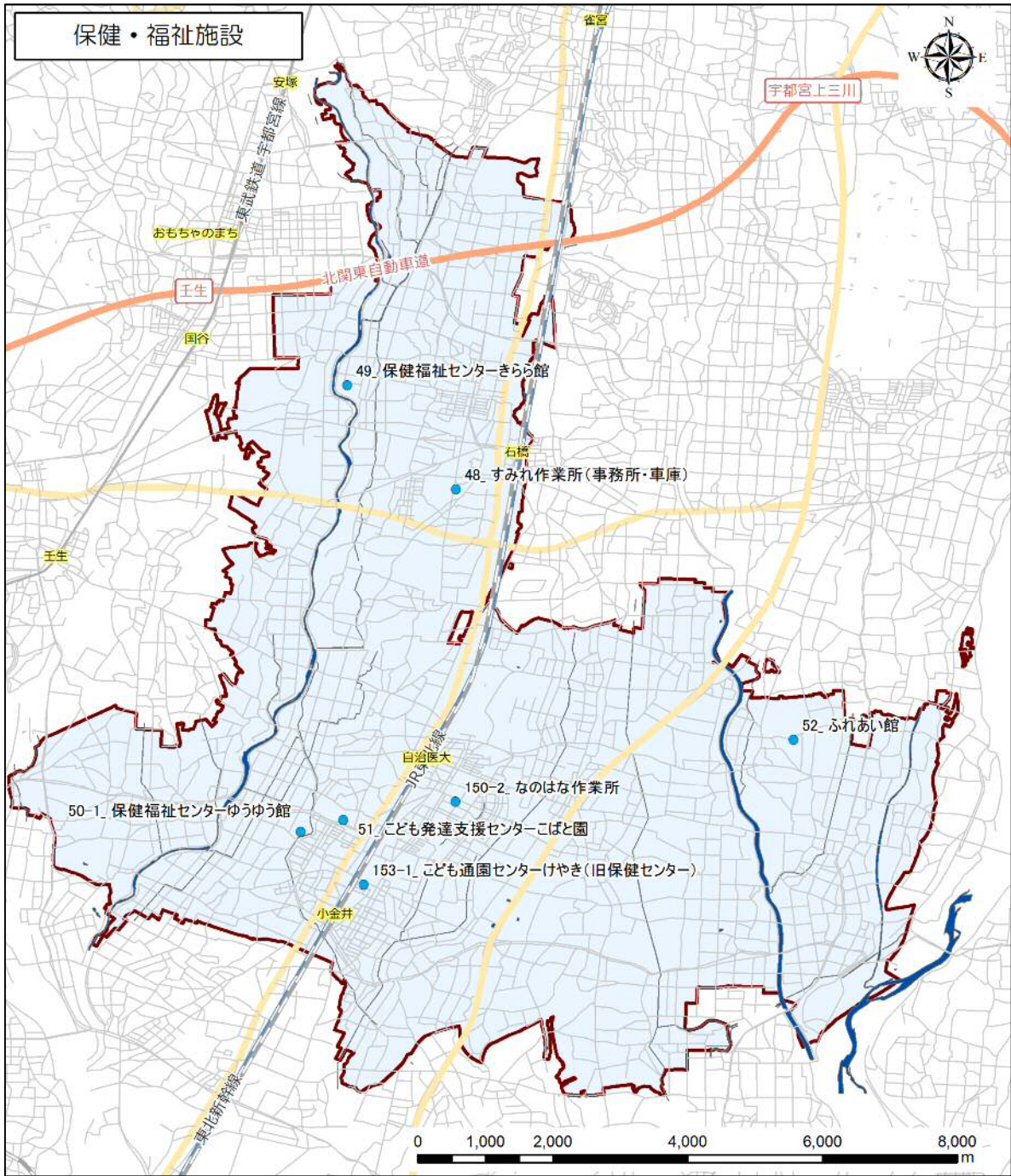


図 3-2 施設位置図(保健・福祉施設)



### 3. 子育て支援施設

現 状	<p>施設数、維持管理・運営費ともに、公共施設の中で、比較的高い割合を占める施設類型です。</p> <p>既に複合化されている施設があります。</p> <p>築 30 年を経過した施設が 3 施設あります。</p>
-----	---

表 3-4 対象施設一覧

施設種別	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備 考
保育園 (5)	薬師寺保育園	南河内	22	448	直営	
	吉田保育園	南河内	20	389	直営	
	グリム保育園	石橋	18	1,536	直営	
	こがねい保育園	国分寺	17	698	直営	
	しば保育園	国分寺	42	583	直営	
子育て支援センター	地域子育て支援センターつくし	国分寺	13	98	直営	複合施設
児童館 (6)	南河内児童館	南河内	17	472	直営	複合施設
	石橋児童館	石橋	-	-		廃止
	こどもの広場いしばし	石橋	22	125	直営	H28.5～石橋児童館が旧テーマ館へ移転
	国分寺駅西児童館	国分寺	25	193	直営	複合施設
	国分寺姿西児童館	国分寺	11	78	直営	複合施設
国分寺東児童館	国分寺	35	201	直営	複合施設	
学童保育室 (12)	南河内児童館学童保育室(南河内児童館2F)	南河内	17	152	直営	複合施設
	薬師寺小学学童保育室(薬師寺小学校校内)	南河内	7	172	直営	
	吉田東小学学童保育室(吉田東小学校内)	南河内	16	188	直営	複合施設
	緑小学学童保育室(緑小空教室)	南河内	21	65	直営	複合施設
	石橋小学学童保育室(石橋小学校校内・校内空教室)	石橋	9	217	直営	複合施設
	古山小第1学童保育室	石橋	8	132	直営	
	石橋北小学学童保育室(石橋北小学校校内)	石橋	5	162	直営	
	国分寺小学学童保育室(国分寺小学校校内)	国分寺	2	189	直営	
	国分寺駅西児童館学童保育室	国分寺	25	41	直営	複合施設
	国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺	11	12	直営	複合施設
	国分寺東児童館学童保育室	国分寺	35	21	直営	複合施設
	古山小第2学童保育室	石橋	-	217	直営	H26年度 新築

- 保育園 (5 か所)、子育て支援センター (1 か所)、児童館 (6 か所)、学童保育 (12 か所) があります。
- 南河内地区に 7 施設 (保育園 : 2、児童館 : 1、学童保育室 : 4)、石橋地区に 7 施設 (保育園 : 1、児童館 : 2、学童保育室 : 4)、国分寺地区に 10 施設 (保育園 : 2、子育て支援センター : 1、児童館 : 3、学童保育室 : 4) が設置されています。
- いずれの施設も直営での運営となっています。
- しば保育園、国分寺東児童館、国分寺東児童館学童保育室は築 30 年を経過しています。
- 児童館及び学童保育室は、複合となっている施設があり、主な機能の組み合わせは学童保育室+児童館や、学童保育室+小学校となっています。国分寺地区では、コミュニティセンター機能もあわせて、3 機能で複合化されている施設が 3 施設あります。
- 子育て支援施設については、施設類型ごとの維持管理・運営費が多くかかる施設類型となっています。また、施設数は 13 類型中 2 番目に多くなっています。
- 市民アンケート結果では、子育て支援施設は、子育て期間中の特定の市民が対象の施設であることから、よく利用する (月 1 回以上)、たまに利用する (年に数回) の合計が 10.3% となっており、定期的な利用者が少ない状況です。

- 市民アンケート結果では、子育て支援施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 2 番目となっています (60.6%)。

#### 課題

民間活用や市民協働による維持管理・運営の効率化や、老朽化対策の検討が必要です。

- 築 30 年を経過している施設があることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要となります。
- 子育て支援施設は、施設の維持・充実の優先度が高い施設であることから、継続的な運営のため、コスト縮減を検討する必要があります。

### 用途別基本方針(子育て支援施設)

#### ① 保育園

- 施設の効率的な修繕や改修及び民営化等により、維持管理や保育園運営の効率化を図ります。

#### ② 児童館・子育て支援センター

- 複合施設であるため、他の機能との連携を図りながら、維持管理・運営の効率化を図ります。

#### ③ 学童保育室

- 少子化が進行する中で、近年の働き方の多様化、共働きの増加により、学童保育室の利用者は増加しています。各小学校区の需要を踏まえ、既存施設を活用するなど、配置の適正化を図ります。
- 民間活力の導入による指定管理者制度など、維持管理・運営の効率化を図ります。

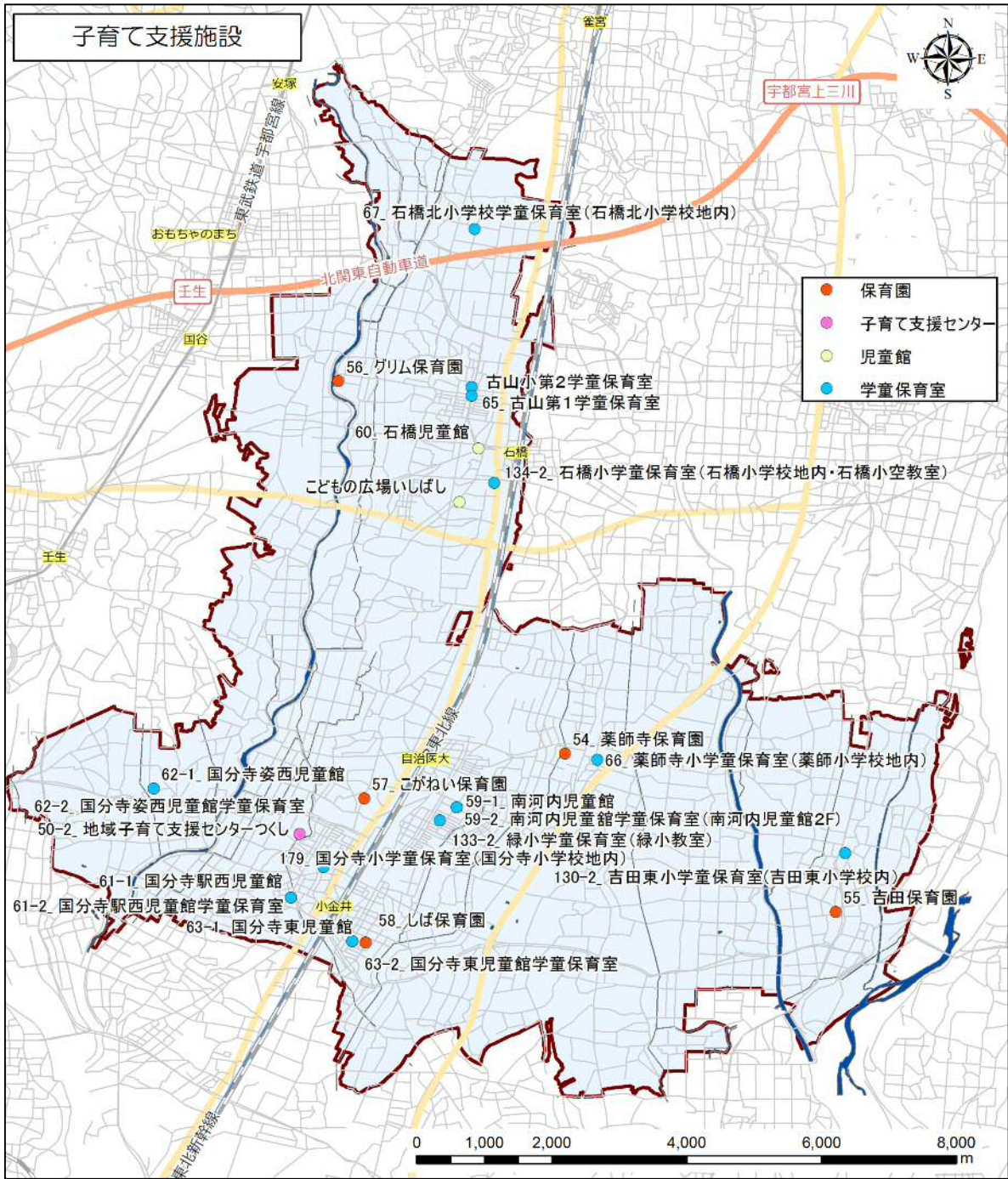


図 3-3 施設位置図(子育て支援施設)

#### 4. 農業振興施設

<b>現 状</b>	<p>特定団体が利用する施設(農産物加工センター)以外は稼働率が低い状況となっています。</p> <p>道の駅しもつけについては、運営状況は比較的好調です。</p>
------------	--

表 3-5 対象施設一覧

施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	稼働率 (%)	運営体制	備 考
1 道の駅しもつけ	南河内	5	2,248	25%	指定管理	
2 市民農園	南河内	15	252	7%	指定管理	
3 南河内農産物加工センター	南河内	21	402	91%	直営	
4 農村環境改善センター	石橋	19	550	6%	直営	
5 国分寺農産物加工センター	国分寺	29	260	77%	直営	
6 レストハウスしもつけ	国分寺	33	300	—	指定管理	
7 ふるさと道場	国分寺	17	147	6%	直営	
8 涼風公園(便所)	国分寺	17	10	—	休止中	

- 道の駅しもつけ、市民農園及びレストハウスしもつけについては、指定管理者により運営されています。
- レストハウスしもつけは築 30 年を経過しています。
- 道の駅しもつけは、他の施設に比べるとコストは高くなっていますが、支出と同程度の収入があり、運営状況は比較的好調です。
- 南河内農産物加工センター、国分寺農産物加工センターは、保健所の許可をもつ特定団体がほぼ占有して使用しているため、稼働率が比較的高くなっています。
- 市民アンケート結果では、農業振興施設は、よく利用する(月 1 回以上)、たまに利用する(年に数回)の合計が 55%となっており、定期的な利用者が多い状況です。
- 市民アンケート結果では、農業振興施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 9 番目となっています(27.8%)。

<b>課 題</b>	<p>民間活用や市民協働による維持管理・運営の効率化の検討が必要です。</p> <p>貸室については、稼働率の向上のための方策や、受益者負担のあり方の検討が必要です。</p>
------------	---

- 民間活用や市民協働といった手法を取り入れ、施設の維持管理・運営の効率化を図ることが必要です。
- 稼働率の低い貸室施設については、市民が使いやすい施設とすることにより、稼働率の向上を図っていくとともに、受益者負担についても検討を行うことが必要です。



## 用途別基本方針(農業振興施設)

- 老朽化の進む施設は、施設更新時に機能の必要性を勘案の上、規模の最適化等により効率化を図ります。
- 指定管理者制度を導入していない施設は、指定管理者制度の導入などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。

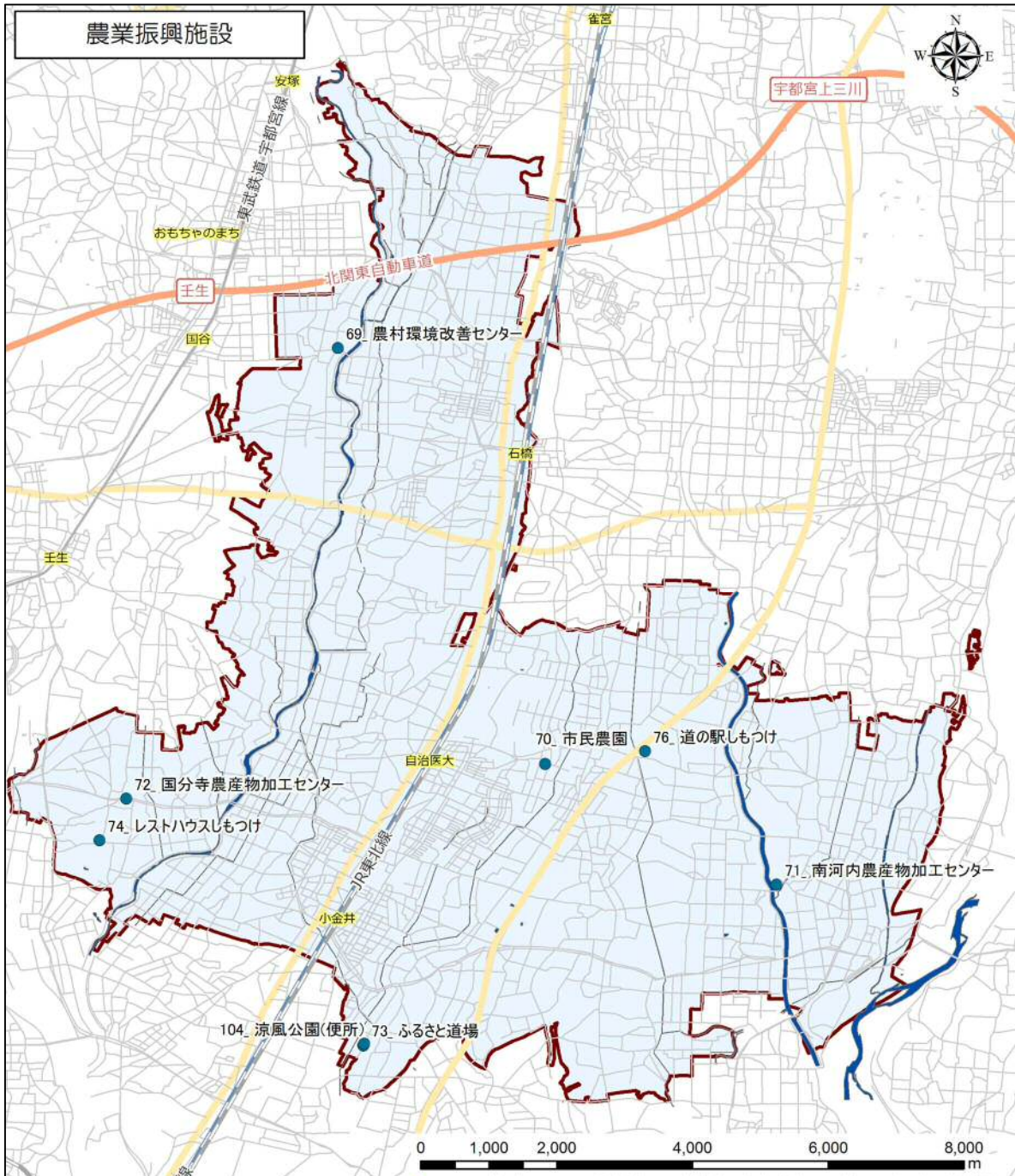


図 3-4 施設位置図(農業振興施設)

## 5. 市営住宅

### 現 状

築 30 年を経過しており、老朽化が進んでいます。

表 3-6 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備 考
1	市営住宅西浦団地	国分寺	32	252	直営	

- 国分寺地区に 1 施設（4 世帯分）となっています。
- 築 30 年を経過しており、老朽化が進んでいます。
- 家賃収入よりも維持管理・運営費が上回る状況となっています。
- 市民アンケート結果では、市営住宅の施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 11 番目となっています（14.7%）。

### 課 題

老朽化対策の検討が必要。

- 築 30 年を経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定され、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要となります。

### 用途別基本方針(市営住宅)

- 今後の需要動向を踏まえ、当面は施設維持のための修繕を実施しますが、更新は行わないものとしします。



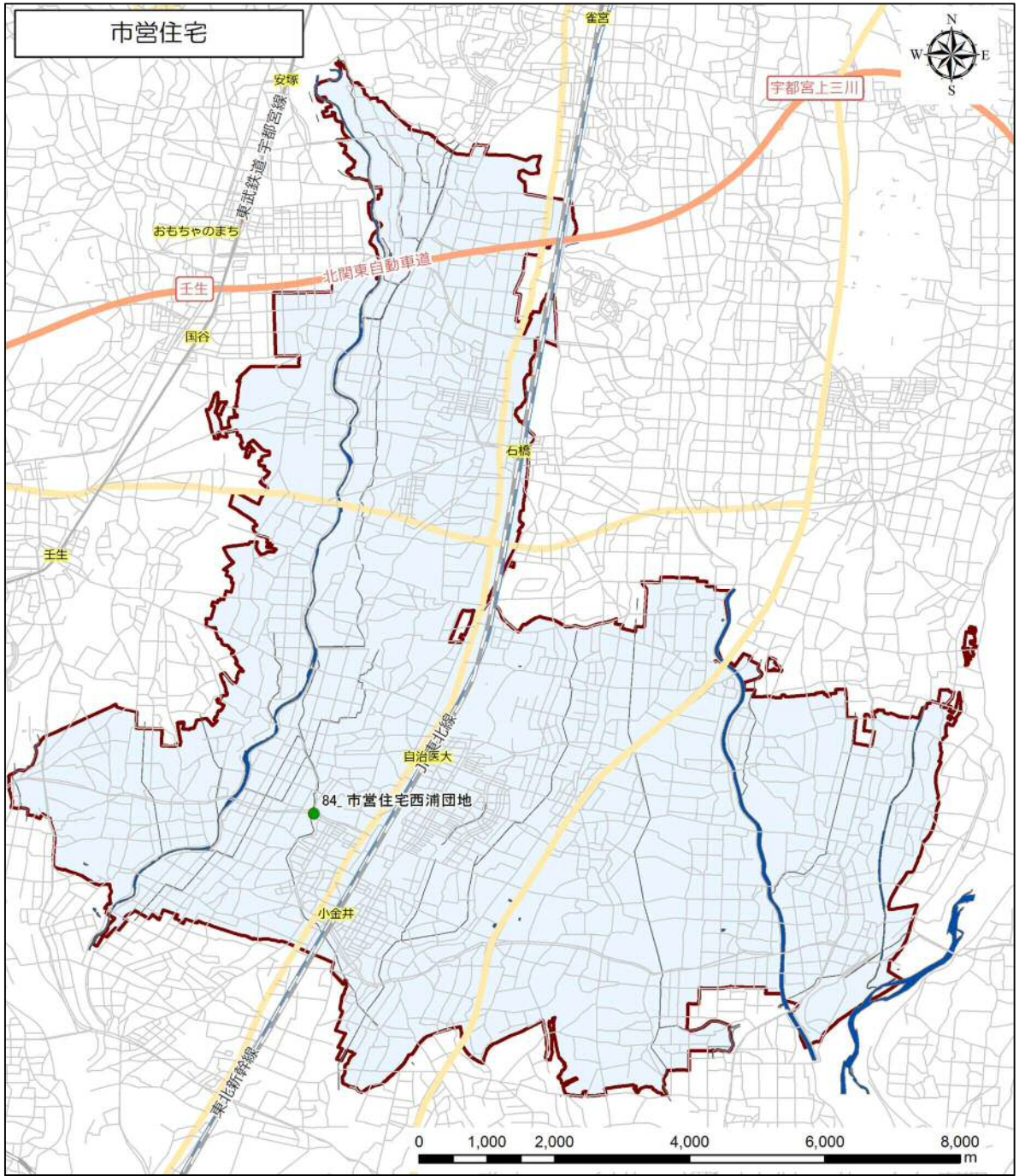


図 3-5 施設位置図(市営住宅)

## 6. 公園施設

### 現 状

小規模な便所等であり、一部の施設で耐震診断等未対応の施設があります。

表 3-7 対象施設一覧

施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備 考
1 別処山公園(便所、倉庫・物置)	南河内	24	133	直営	
2 祇園原公園(工作物、便所、倉庫・物置)	南河内	29	127	直営	
3 諏訪山公園(便所、倉庫・物置)	南河内	29	34	直営	
4 西坪山公園(便所)	南河内	23	9	直営	
5 下坪山公園(便所)	南河内	23	23	直営	
6 姿川アメニティパーク(陳列所・展示室、便所)	石橋	22	31	直営	
7 大光寺児童公園(便所)	石橋	44	15	直営	
8 下石橋児童公園(便所)	石橋	43	9	直営	
9 石橋中央公園(便所)	石橋	39	6	直営	
10 若林公園(便所)	石橋	14	12	直営	
11 文教公園(便所)	石橋	3	13	直営	
12 笹根公園(便所)	国分寺	39	4	直営	
13 八童神公園(便所)	国分寺	28	3	直営	
14 笹竹公園(便所)	国分寺	25	6	直営	
15 土橋公園(便所)	国分寺	25	7	直営	
16 古館公園(便所)	国分寺	23	7	直営	
17 西原公園(便所)	国分寺	23	8	直営	
18 蔓巻公園(研修棟、便所、倉庫・物置)	国分寺	18	231	直営	
19 天平の丘公園(資料館、研修棟、野外ステージ、便所等)	国分寺	32	1,104	直営	
20 柴公園(便所)	国分寺	39	34	直営	
21 烏ヶ森公園(便所)	国分寺	25	21	直営	

- 別処山公園、蔓巻公園、祇園原公園及び諏訪山公園については研修施設やスポーツ施設を兼ねています。
- 建物については、便所、物置等小規模な施設が主な施設となっており、柴公園（便所）、大光寺児童公園（便所）、下石橋児童公園（便所）、石橋中央公園（便所）、笹根公園（便所）、天平の丘公園（資料館、研修棟、野外ステージ、便所等）の6施設については、築30年を経過しています。
- 13施設類型の中で、4番目に施設数が多くなっています。
- 市民アンケート結果では、公園施設は、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が50%となっており、定期的な利用者が比較的多い状況です。
- 市民アンケート結果では、公園施設の維持・充実の優先度については、13類型中7番目となっています（36.6%）。
- 植栽については、平成28年4月に一括管理に移行し、維持管理費を10%削減しています。

### 課 題

老朽化対策の検討が必要です。

研修施設やスポーツ施設を兼ねている施設については、受益者負担のあり方の検討が必要です。

- 大光寺児童公園（便所）、下石橋児童公園（便所）、石橋中央公園（便所）、笹根公園（便所）、天平の丘公園（資料館、研修棟、野外ステージ、便所等）、柴公園（便所）の6施設については、築30年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必



要です。

- 別処山公園、祇園原公園、諏訪山公園及び蔓巻公園については、研修施設やスポーツ施設を兼ねていることから、受益者負担のあり方の検討が必要です。

### 用途別基本方針(公園施設)

- 老朽化が進み、利用状況等により不要と判断される街区公園等の施設(便所等)については、除却を行います。
- 今後も利用が見込まれる公園施設については、指定管理者制度の導入などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。なお、遊具等については、安全性や機能が失われないよう計画的な修繕・更新を行います。
- 有料施設については、利用料金の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。

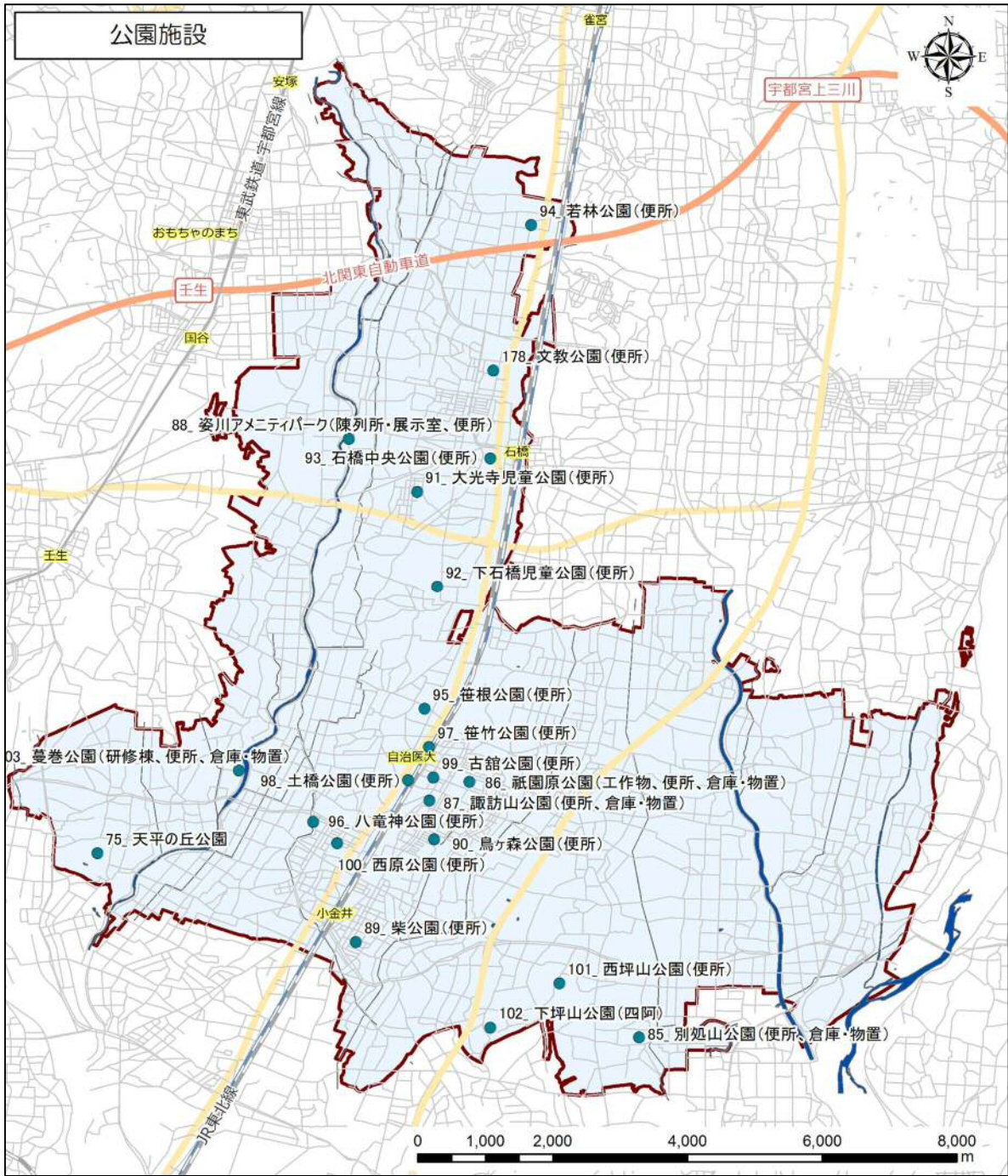


図 3-6 施設位置図(公園施設)

## 7. 消防・防災施設

### 現 状

一部の施設で老朽化が進行し、耐震診断等未対応の状況です。

表 3-8 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備 考
1	消防団第1分団第1部	南河内	-	75	直営	H27年度 移転新築済
2	消防団第1分団第2部	南河内	-	75	直営	H26年度 移転新築済
3	消防団第1分団第3部	南河内	5	75	直営	
4	消防団第2分団第1部	南河内	5	75	直営	
5	消防団第2分団第2部	南河内	5	75	直営	
6	消防団第2分団第3部	南河内	6	75	直営	
7	消防団第3分団第1部	南河内	17	36	直営	
8	消防団第3分団第2部	南河内	11	70	直営	
9	消防団第3分団第3部	南河内	6	75	直営	
10	本吉田水防倉庫	南河内	38	33	直営	旧 第3分団第3部消防小屋
11	消防団第4分団第1部	石橋	13	75	直営	
12	消防団第4分団第2部	石橋	14	75	直営	
13	消防器具置場	石橋	16	55	直営	旧 第4分団第2部消防小屋
14	消防団第5分団第1部	石橋	16	75	直営	
15	消防団第5分団第2部	石橋	13	75	直営	
16	細谷水防倉庫	石橋	14	75	直営	旧 第5分団第2部消防小屋
17	消防団第6分団第1部	石橋	16	75	直営	
18	消防団第6分団第2部	石橋	16	46	直営	
19	消防団第7分団第1部	国分寺	32	58	直営	
20	消防団第7分団第2部	国分寺	24	47	直営	
21	消防団第7分団第3部	国分寺	30	115	直営	
22	消防団第7分団第4部	国分寺	23	47	直営	
23	消防団第8分団第1部	国分寺	20	47	直営	
24	消防団第8分団第2部	国分寺	19	73	直営	
25	消防団第8分団第3部	国分寺	3	75	直営	
26	薬師寺防災倉庫	南河内	-	25	直営	H27年度 新築
27	薬師寺水防倉庫	南河内	24	36	直営	旧第1分団第2部消防小屋

- 南河内地区に 12 施設、石橋地区に 8 施設、国分寺地区に 7 施設設置されています。
- 13 施設類型の中で、最も施設数が多くなっています。
- 小規模な建物であり、鉄骨造の建物が多くなっています。
- 維持管理・運営費については、13 類型の中で最も少ない割合となっています。
- 消防団第 7 分団第 1 部と本吉田水防倉庫については、築 30 年を経過しています。
- 市民アンケート結果では、消防・防災施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 4 番目となっています (51.9%)。

### 課 題

老朽化対策の検討が必要。

- 本吉田水防倉庫、消防団第 7 分団第 1 部については、築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。



## 用途別基本方針(消防・防災施設)

- 施設の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 人口規模等の地域の実情を勘案し、管轄範囲や設備内容の適正化を図ります。

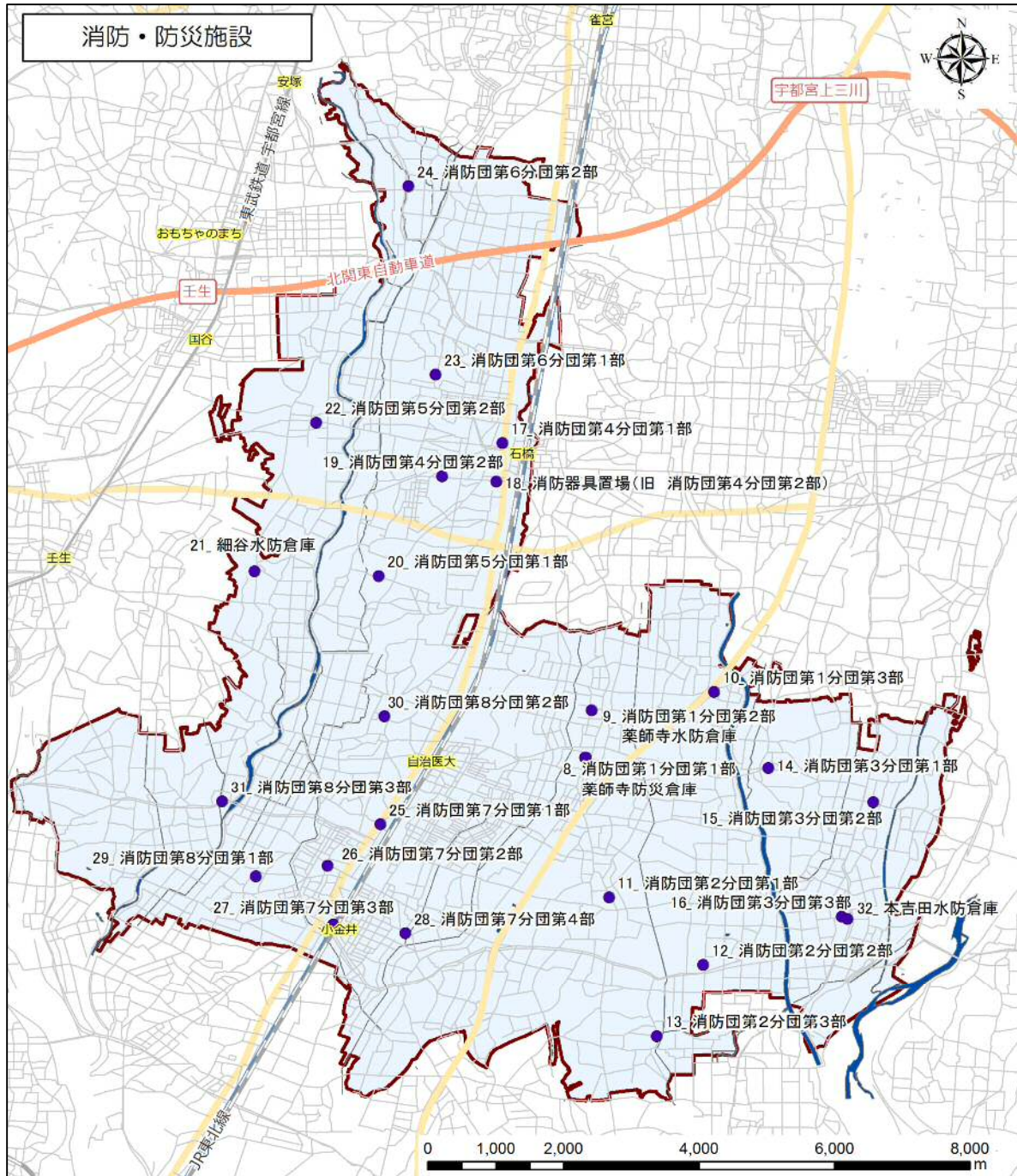


図 3-7 施設位置図(消防・防災施設)

## 8. 学校教育施設

現 状	<p>公共施設(ハコモノ)の中で最も施設の延床面積が大きく、公共施設全体の約6割を占めている施設類型です。</p> <p>施設の耐震対応はすべて終了していますが、築 30 年を経過し、老朽化が進んでいる施設があります。</p>
-----	---

表 3-9 対象施設一覧

施設種別	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	児童・生徒数 (H28.5.1現在)	備 考
1	薬師寺小学校	南河内	50	5,315	310	
2	吉田東小学校	南河内	47	3,712	79	
3	吉田西小学校	南河内	48	3,624	81	
4	祇園小学校	南河内	28	7,587	387	
5	緑小学校	南河内	21	6,987	255	
6	石橋小学校	石橋	43	7,806	485	
7	古山小学校	石橋	46	5,643	477	
8	細谷小学校	石橋	40	2,314	40	
9	石橋北小学校	石橋	35	4,260	217	
10	国分寺小学校	国分寺	50	6,198	581	
11	国分寺西小学校	国分寺	48	3,390	33	
12	国分寺東小学校	国分寺	35	5,839	277	
13	南河内中学校	南河内	27	7,737	221	
14	南河内第二中学校	南河内	22	9,408	390	
15	石橋中学校	石橋	22	16,592	669	
16	国分寺中学校	国分寺	37	7,375	496	
17	給食センター	国分寺学校給食センター	10	1,529	-	

- 南河内地区に 7 施設（小学校：5、中学校：2）、石橋地区に 5 施設（小学校：4、中学校：1）、国分寺地区に 5 施設（小学校：3、中学校：1、学校給食センター：1）設置されています。
- 小学校は、薬師寺小学校、吉田東小学校、吉田西小学校、石橋小学校、古山小学校、細谷小学校、石橋北小学校、国分寺小学校、国分寺西小学校、国分寺東小学校が、中学校は国分寺中学校が築 30 年を経過しています。
- 耐震対応が必要な施設については、すべて対応済みもしくは安全性を確認済みとなっています。
- 13 施設類型の中で、最も施設の延床面積が大きい施設類型となっています（施設全体の 59.2%）。
- 小学校の児童数については、国分寺小学校が一番多く、次いで石橋小学校、古山小学校、祇園小学校の順になっており、一番少ないのは国分寺西小学校で、次いで細谷小学校、吉田東小学校、吉田西小学校の順になっています（平成 28 年 5 月 1 日現在）。
- 学校教育施設については、施設類型ごとの維持管理・運営費が多くかかる施設類型となっています。
- 市民アンケート結果では、学校教育施設は、特定の市民（児童生徒）の利用が主であるため、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 18.7%となっており、児童・生徒以外での利用は少ない状況です。
- 市民アンケート結果では、学校教育施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 1 番目となっています（75.9%）。

## 課題

統廃合の検討や老朽化対策が必要です。

- 将来的な児童・生徒数の減少動向を見据えて、施設の統廃合を検討していく必要があります。
- 小学校は 10 施設、中学校は 1 施設が築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

## 用途別基本方針(学校教育施設)

### ① 小学校・中学校

- 市内における小規模校の適正配置を推進するとともに、南河内地区における小中一貫校を視野に入れた小中一貫教育の推進と学校施設の有効活用を図ります。
- 適正配置の推進により、残された学校施設については、防災施設や交流施設等としての利活用等を図ります。

### ② 給食センター

- 給食センターは計画的な修繕・改修による長寿命化とともに、運営の効率化に向けて、運営体制や委託業務内容の最適化を図ります。



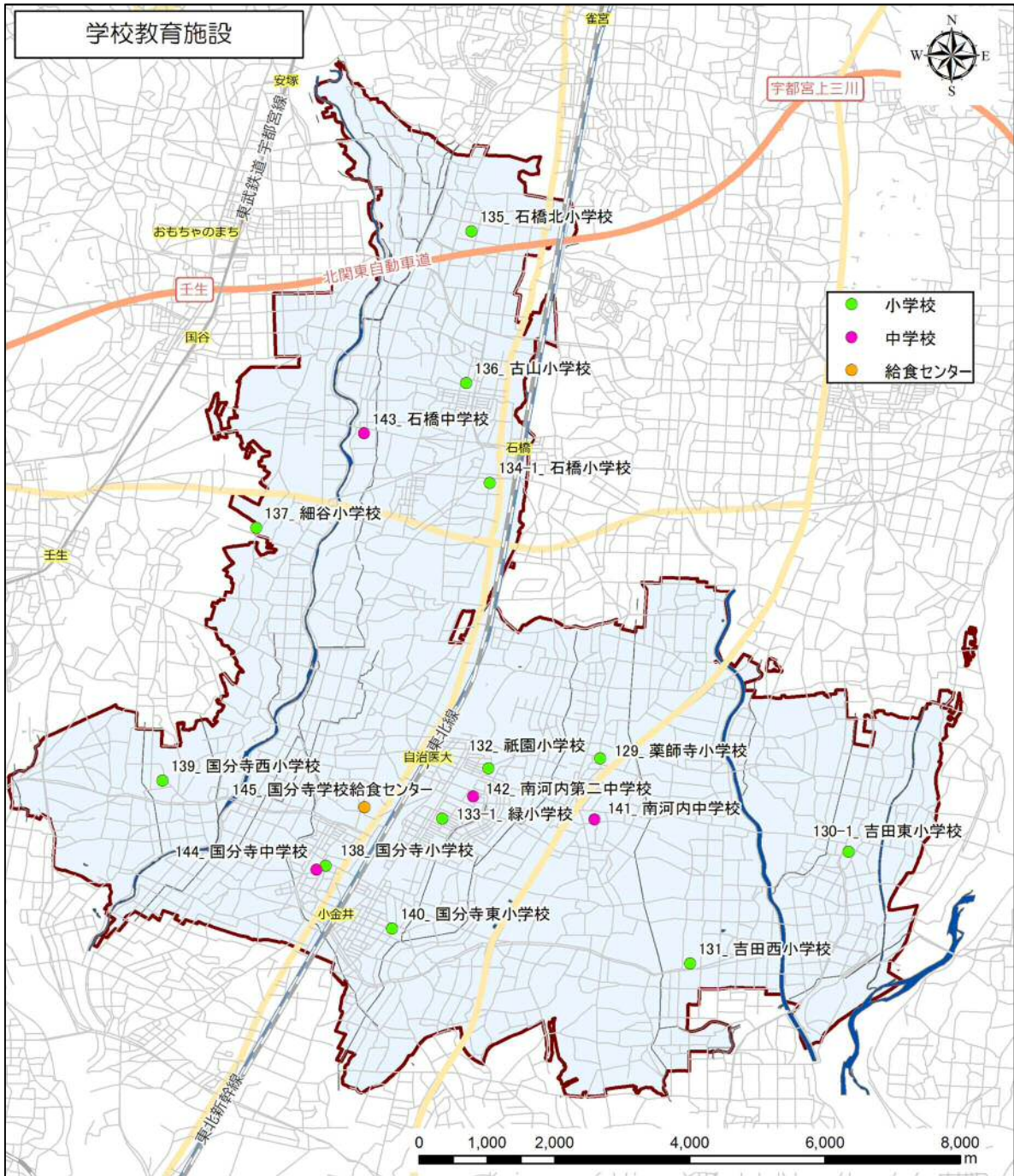


図 3-8 施設位置図(学校教育施設)

## 9. 社会教育施設

<b>現 状</b>	<p>築 30 年を経過した施設が 5 施設あります。</p> <p>石橋公民館以外の施設については、稼働率はやや低い状況となっています。</p>
------------	---

表 3-10 対象施設一覧

施設種別	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	稼働率 (%)	運営体制	備 考
公民館 (4)	南河内公民館	南河内	37	1,951	25%	直営	
	南河内東公民館	南河内	22	1,233	17%	直営	
	石橋公民館	石橋	50	1,128	77%	直営	
	国分寺公民館	国分寺	36	1,914	36%	直営	
生涯学習施設	生涯学習情報センター	南河内	23	564	23%	直営	
図書館 (3)	南河内図書館	南河内	30	1,485	—	直営	H29年度指定管理予定
	石橋図書館	石橋	28	1,547	—	指定管理	
	国分寺図書館	国分寺	32	1,158	—	指定管理	

- 南河内地区に 4 施設（公民館：2、生涯学習情報センター：1、図書館：1）、石橋地区に 2 施設（公民館：1、図書館：1）、国分寺地区に 2 施設（公民館：1、図書館：1）設置されています。
- 南河内公民館、石橋公民館、国分寺公民館、南河内図書館、国分寺図書館が築 30 年を経過しています。
- 国分寺図書館、生涯学習情報センターは、保健・福祉施設との複合施設となっています。
- 石橋図書館と国分寺図書館については、平成 25 年度から指定管理者制度を導入しており、その結果、平成 23・24 年度の実績値と比べ、維持管理・運営費の縮減と、利用者の増大を実現しています。
- 図書館施設のうち南河内図書館については、直営で運営しています。
- 石橋公民館の平均稼働率は 77%であり、比較的高い稼働率となっていますが、その他の公民館は 17~36%程度の稼働率となっています。
- 市民アンケート結果では、社会教育施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 43.1%となっています。
- 市民アンケート結果では、社会教育施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 3 番目となっています（52.2%）。

<b>課 題</b>	<p>民間活力の導入や市民協働、受益者負担のあり方、老朽化対策、稼働率の向上のための検討が必要です。</p>
------------	--

- 南河内公民館、石橋公民館、国分寺公民館、南河内図書館、国分寺図書館が築 30 年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- 国分寺図書館、石橋図書館以外の施設についても、今後、民間活用や市民協働といった手法を取り入れ、維持管理・運営の効率化を図っていくことが必要です。
- 利用料収入が発生する公民館については、使用料の見直しに伴う利用動向等を踏まえて受益者負担の適正化を図っていくことが必要です。

- 南河内公民館、南河内東公民館、生涯学習情報センターは、地域のニーズや利用状況に応じ、統廃合や諸室機能の見直し等を行い、稼働率を上げていく必要があります。

### 用途別基本方針(社会教育施設)

#### ①公民館・生涯学習施設

- 計画的な修繕・改修による長寿命化を進めるとともに、各地域の人口動向などによる需要の変化を見据えて、規模や配置の最適化を図ります。
- 特に、南河内地区では、公民館2館及び生涯学習情報センターを有することから、諸室機能の重複や利用状況を踏まえて、学校・コミュニティ関連施設との複合化などにより、統廃合や規模の縮減を図ります。
- 公民館では、将来的な利用状況と使用料収入の動向を踏まえて施設使用料の適正化などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。

#### ②図書館

- 図書館サービスの維持を基本に、計画的な修繕・改修・更新を行います。
- 施設更新時には、学校やコミュニティ関連施設との複合化を考慮するとともに、今後の利用状況や電子図書館サービスの動向なども考慮の上、規模の最適化を図ります。



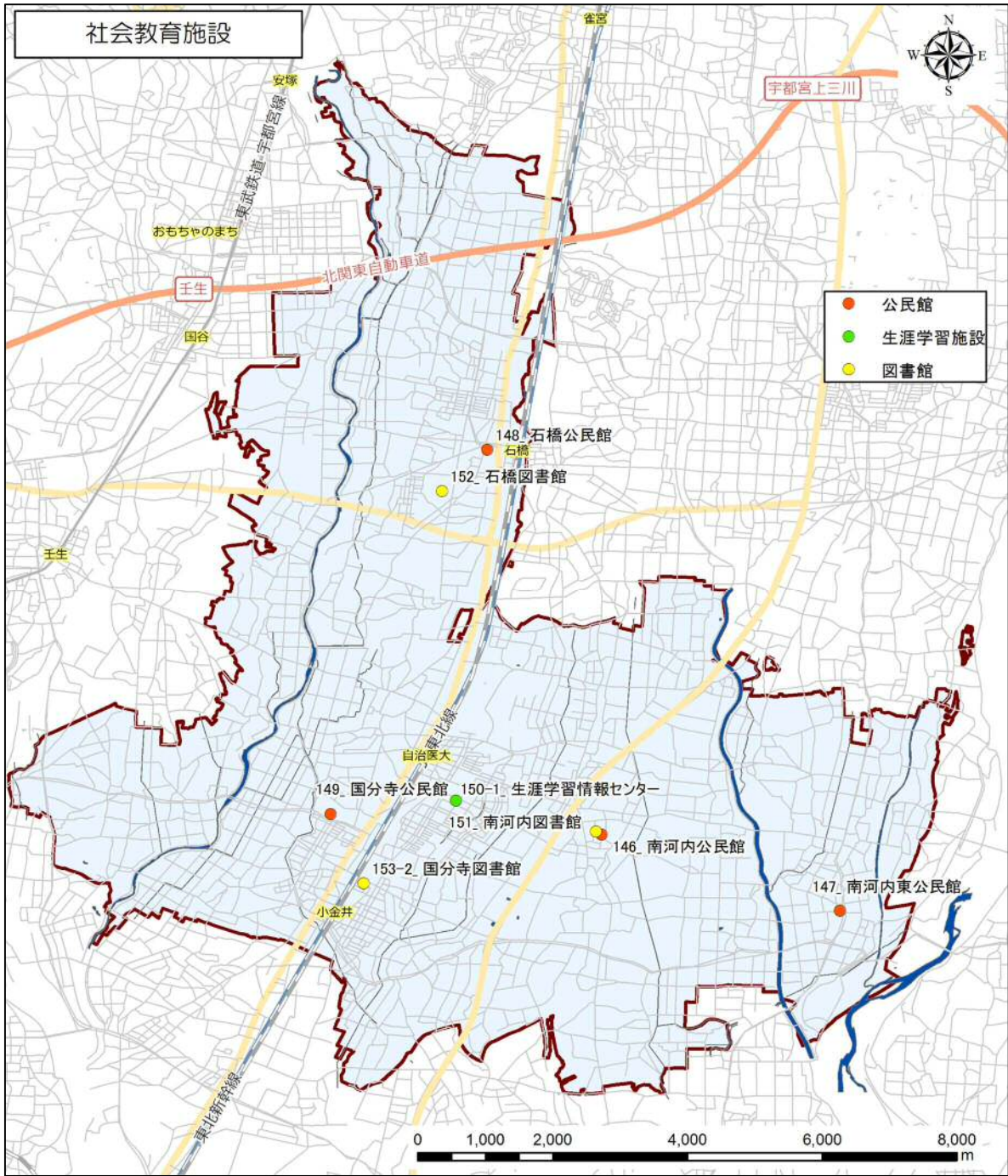


図 3-9 施設位置図(社会教育施設)

## 10. 文化施設

<b>現 状</b>	<p>グリムの館は指定管理者を導入し、効率的な運営を行っており、稼働率や入館者数についても高い実績値となっています。</p> <p>他の施設は直営で運営しています。</p>
------------	--

表 3-11 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	稼働率 (%)	運営体制	備 考
1	下野薬師寺歴史館	南河内	15	404	—	直営	
2	国分寺跡発掘調査倉庫	国分寺	17	98	—	直営	
3	グリムの館	石橋	20	1,588	65%	指定管理	
4	しもつけ風土記の丘資料館	国分寺	30	1,036	—	直営	県からの移管を受け、H27.4開館

- 南河内地区に 1 施設、石橋地区に 1 施設、国分寺地区に 2 施設が設置されています。
- グリムの館は指定管理者により運営されています。多目的ホールは、土日は抽選となるほど多くの利用があり、稼働率も 65%となっています。
- 下野薬師寺歴史館及びしもつけ風土記の丘資料館は直営で運営しており、入館者数は増加傾向にあります。
- 市民アンケート結果では、文化施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 18.8%となっており、一部の市民のみが定期的に利用している状況となっています。
- 市民アンケート結果では、文化施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 13 番目となっています（8.4%）。

<b>課 題</b>	受益者負担のあり方の検討など、維持管理・運営の効率化が必要です。
------------	----------------------------------

- グリムの館は指定管理者制度の導入、稼働率の向上、利用者の増加など、施設の効率的な運営がすでになされている状況ですが、市民アンケート結果からは、一部の市民のみの利用である状況や、施設の優先度に関して市民の関心が低い状況であることから、受益者負担のあり方について検討が必要です。

### 用途別基本方針(文化施設)

- 文化施設機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。
- 文化財倉庫(国分寺跡発掘調査倉庫)は、他施設の空きスペースの活用など、移転統合を図ります。



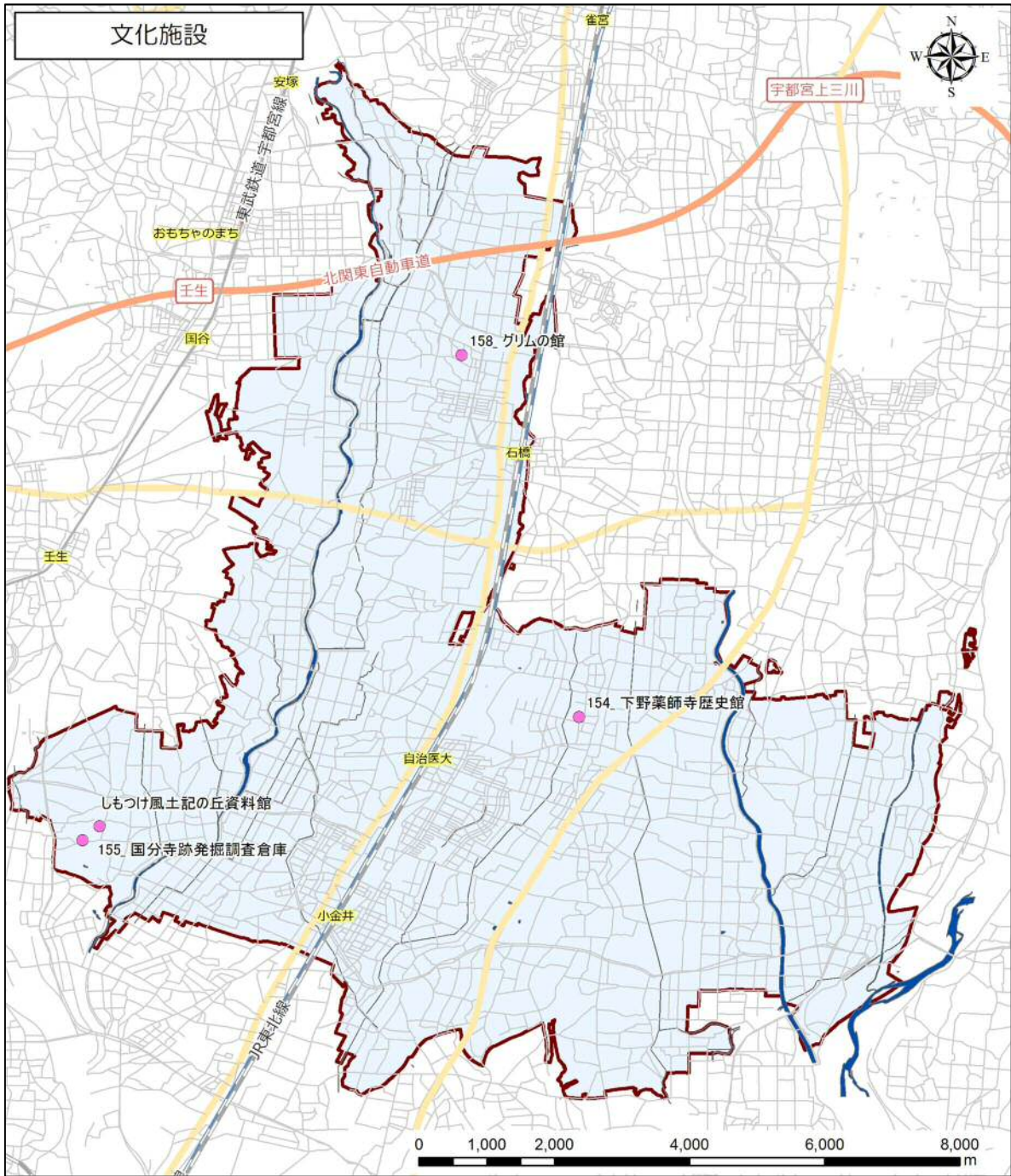


図 3-10 施設位置図(文化施設)



## 11. 体育施設

<b>現 状</b>	<p>築 30 年を経過した施設が 10 施設あります。</p> <p>稼働率が低い施設があります。</p>
------------	--

表 3-12 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	稼働率 (%)	運営体制	備 考
1	南河内東部運動広場(便所)	南河内	4	18	20%	直営	
2	五千石球場(便所等)	南河内	18	25	16%	直営	
3	南河内体育センター	南河内	37	2,032	42%	直営	
4	南河内東体育館	南河内	35	741	45%	直営	
5	大松山運動公園(便所等)	石橋	34	416	26%	直営	
6	石橋武道館	石橋	21	1,149	57%	直営	
7	石橋弓道場	石橋	14	330	29%	直営	
8	石橋体育センター	石橋	39	2,115	52%	直営	
9	スポーツ交流館	石橋	37	743	31%	直営	
10	国分寺運動公園(便所等)	国分寺	35	284	32%	直営	
11	国分寺B&G海洋センター	国分寺	33	1,102	63%	直営	
12	国分寺静思館	国分寺	30	198	24%	直営	
13	国分寺聖武館	国分寺	39	909	30%	直営	
14	国分寺武道館	国分寺	41	509	17%	直営	

- 南河内地区に 4 施設、石橋地区に 5 施設、国分寺地区に 5 施設が設置されています。
- いずれの施設も直営で運営しています。
- 南河内体育センター、南河内東体育館、大松山運動公園、石橋体育センター、スポーツ交流館、国分寺運動公園、国分寺 B&G 海洋センター、国分寺静思館、国分寺聖武館、国分寺武道館は築 30 年を経過しています。
- 国分寺運動公園以外で耐震診断が必要な施設は、耐震診断を実施済みであり、耐震改修を実施予定となっています。
- 石橋武道館、石橋体育センター、国分寺 B&G 海洋センターについては、稼働率が 60%前後となっており、比較的良好に利用されていますが、南河内東部運動広場、五千石球場、大松山運動公園、国分寺静思館、国分寺武道館については、市の貸室の平均稼働率（27%前後）以下となっています。
- 市民アンケート結果では、体育施設は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 15.4%となっており、一部の市民のみが定期的に利用している状況となっています。
- 市民アンケート結果では、体育施設の維持・充実の優先度については、13 類型中 8 番目となっています（29.7%）。

<b>課 題</b>	<p>民間活力の導入や市民協働、受益者負担のあり方、老朽化対策、稼働率の向上のための検討が必要。</p>
------------	--

- 利用料収入のある施設であることから、今後指定管理者制度の導入や受益者負担のあり方の検討が必要です。
- 一部の市民のみが定期的に利用している状況となっていることから、地域のニーズや利用状

況に応じ、統廃合や諸室機能の見直し等を行い、稼働率を上げていく必要があります。

- 南河内体育センター他9施設が築30年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

### 用途別基本方針(体育施設)

- 市内及び各地区内に多くの体育施設を設置していることから、各施設の設置目的、機能の重複、将来的な利用動向などを勘案の上、施設更新時を見据えて統廃合や規模の縮減を図ります。
- 今後も利用が見込まれる施設は、計画的な修繕・改修による長寿命化を図るとともに、防災機能の向上を図ります。
- 指定管理者制度などの民間活力の導入や施設使用料の見直しなどにより、維持管理・運営の効率化を図ります。

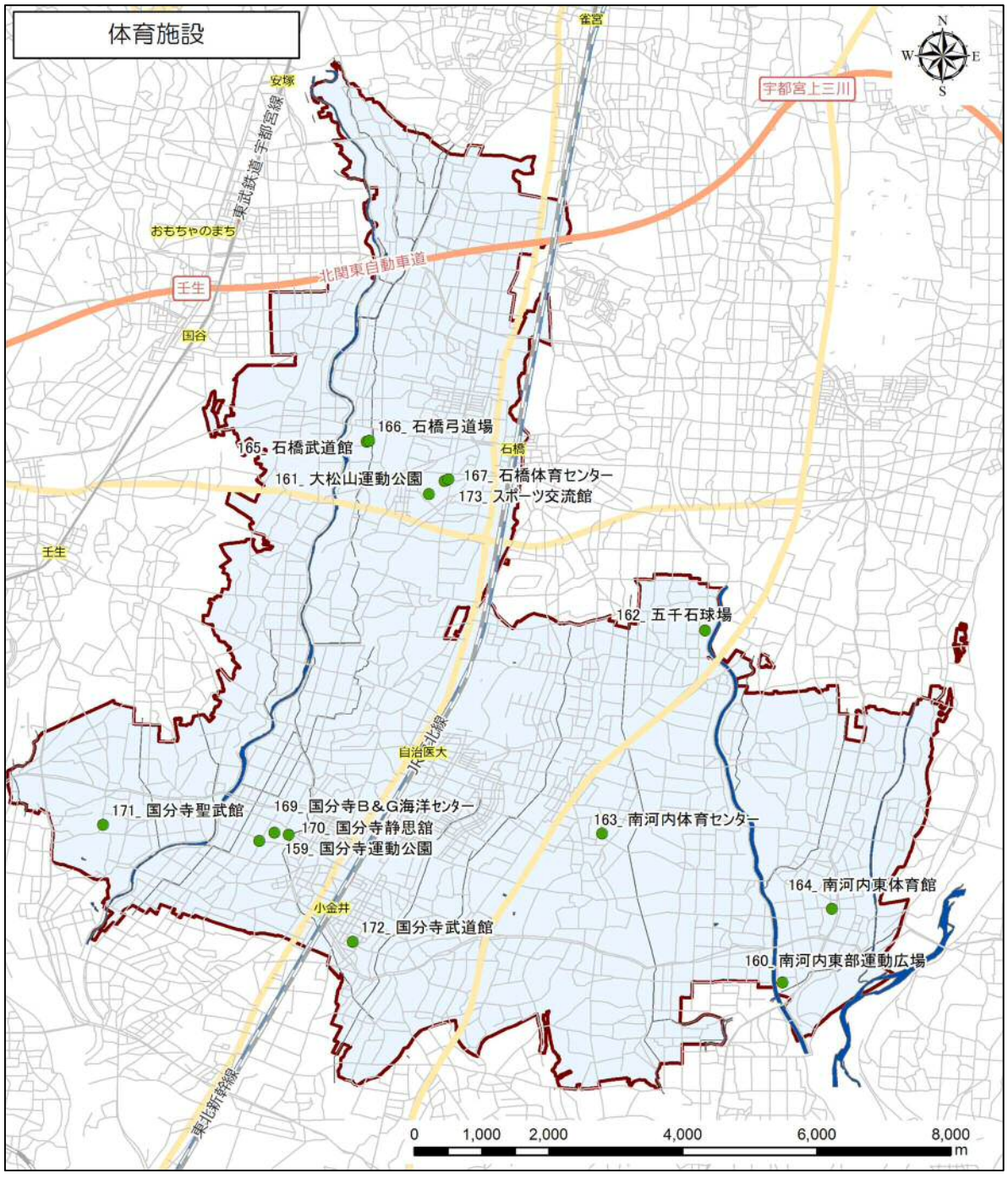


図 3-11 施設位置図(体育施設)

## 12. 庁舎等

<b>現 状</b>	各地域にあった3庁舎を統合し、平成 28 年5月から新庁舎で供用開始しています。南河内庁舎は、平成 25 年度に解体済み、石橋・国分寺庁舎については新庁舎移転後に廃止となっています。
------------	---

表 3-13 対象施設一覧

	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備 考
1	石橋庁舎	石橋	-	-	-	廃止
2	建設課車庫	石橋	46	142	直営	
3	行政倉庫	石橋	24	137	直営	
4	国分寺庁舎	国分寺	-	-	-	廃止
5	下野市役所新庁舎	国分寺	-	10,790	直営	H27年度 新築(本体+付属棟)

- 各地域にあった3庁舎を統合し、平成 28 年5月から新庁舎で供用開始しています。
- 3庁舎については、新庁舎への移転後、廃止（南河内庁舎は廃止解体済）となっています。
- 市民アンケート結果では、庁舎等は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 52.9%となっています。
- 市民アンケート結果では、庁舎等の維持・充実の優先度については、13 類型中 6 番目となっています（42.8%）。

<b>課 題</b>	廃止となった旧庁舎については、利活用の検討が必要です。 新庁舎については、予防保全による維持管理による長寿命化対策が必要です。
------------	--

- 平成 28 年5月から供用開始した新庁舎については、市内で一番大きい施設（10,790 ㎡）になることを踏まえ、予防保全による維持管理を行い、施設の長寿命化対策を行う必要があります。
- 国分寺庁舎跡地については、公民館の駐車場として整備する予定となっていますが、石橋庁舎跡地については、石橋総合病院移転後の跡地と併せて利活用を検討する必要があります。

### 用途別基本方針(庁舎等)

- 新庁舎は、市の新たな拠点施設として、利用可能スペースの有効活用を検討するとともに、予防保全による長寿命化を図ります。
- 旧庁舎の跡地については、地域ニーズや周辺の土地利用状況などを考慮の上、最適な利活用を図ります。
- 建設課車庫及び行政倉庫は、他施設の空きスペースの活用など移転統合を図ります。



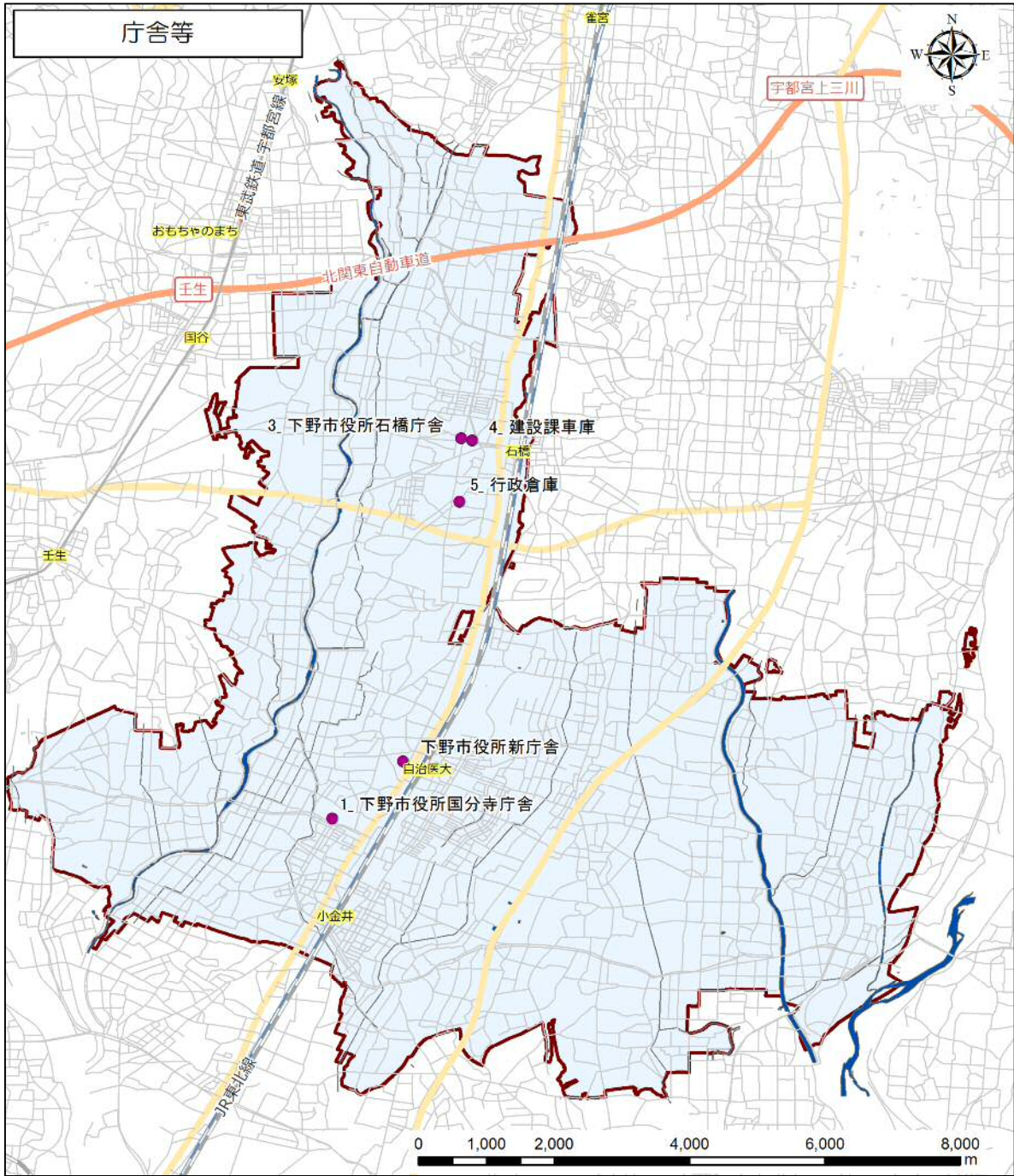


図 3-12 施設位置図(庁舎等)

### 13. その他

<b>現 状</b>	<p>自転車駐車場は、稼働率が比較的高く、使用料収入でコストがほぼ賄われています。</p> <p>やすらぎ荘は、築 40 年を経過していますが、耐震診断が行われていない状況です。</p>
------------	---

表 3-14 対象施設一覧

施設種別	施設名称	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	稼働率 (%)	運営体制	備 考
自転車駐車場 (3)	自治医大駅東自転車駐車場	南河内	18	1,312	42%	指定管理	
	石橋駅自転車駐車場	石橋	25	1,659	37%	指定管理	
	小金井駅東自転車駐車場	国分寺	22	865	64%	指定管理	
駅前利便施設 (12)	自治医大駅東ロトイレ	南河内	19	23	—	直営	
	自治医大駅東ロエスカレーター	南河内	19	—	—	直営	
	自治医大駅西ロエレベーター	南河内	3	—	—	直営	
	自治医大駅東ロエレベーター	南河内	4	—	—	直営	
	駅前公衆用トイレ	石橋	7	49	—	直営	
	駅東公衆便所	石橋	13	31	—	直営	
	石橋駅西ロエレベーター	石橋	8	—	—	直営	
	石橋駅東ロエレベーター	石橋	5	—	—	直営	
	小金井駅西ロトイレ	国分寺	12	37	—	直営	
	小金井駅東ロトイレ	国分寺	22	15	—	直営	
	小金井駅西ロエレベーター	国分寺	12	—	—	直営	
	小金井駅東ロエレベーター	国分寺	14	—	—	直営	
仮設住宅 (3)	仁良川区画整理仮設住宅1・2・3号棟	南河内	17	242	—	直営	
	仁良川区画整理仮設住宅5・6号棟	南河内	12	159	—	直営	
	仁良川区画整理仮設住宅7・8号棟	南河内	3	162	—	直営	
その他 (4)	自治会公民館(四丁目自治会)	南河内	16	70	—	直営	
	石橋地区忠魂碑(護国殿)	石橋	26	10	—	直営	
	石橋駅西広場(時計塔)	石橋	21	—	—	直営	
	やすらぎ荘	国分寺	46	352	—	直営	

- その他については、自転車駐車場、駅前利便施設（エレベーター、公衆トイレ）、仮設住宅、その他の施設を対象としています。
- 13 施設類型の中で、3 番目に施設数が多くなっています。
- 自転車駐車場については、指定管理者により運営されています。どの自転車駐車場も年間 10 万人以上が利用しており、稼働率も 37%～67%で、比較的高い稼働率となっていますが、利用者数は近年減少傾向です。また、3 施設ともほぼ使用料収入でコストがほぼ賄える状況となっています。
- 駅前利便施設は、築年数があまり経過しておらず、比較的新しい施設が多くなっています。
- 仮設住宅は、事業完了後に廃止する予定となっています。
- やすらぎ荘については、築 40 年以上経過していますが、耐震診断・改修ともに行われていない状況です。

<b>課 題</b>	<p>自転車駐車場や駅前利便施設の効率的な維持管理が必要です。</p> <p>今後の施設維持のあり方の検討が必要です。</p>
------------	---

- 自転車駐車場や駅前利便施設は、鉄道駅の関連施設として、効率的に機能を維持することが必要です。
- やすらぎ荘については、現在は下野市シルバー人材センターに賃借していますが、築 40 年以



上経っていることから、今後の施設維持のあり方について検討が必要です。

### 用途別基本方針(その他)

#### ①自転車駐車場

- 自転車駐車場機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 将来的な利用動向を踏まえて、利用料金の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。

#### ②駅前利便施設

- 鉄道駅の付属施設として、鉄道事業者と調整を行いながら、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

#### ③仮設住宅

- 区画整理事業の完了により仮設住宅は撤去となることから、跡地については宅地や公園の整備を行い、居住環境の向上及び良好な宅地の供給を図ります。

#### ④その他

- 施設機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 今後の施設利用者の利用ニーズを踏まえて、他施設の空きスペースの活用など、移転統合・除却を検討します。

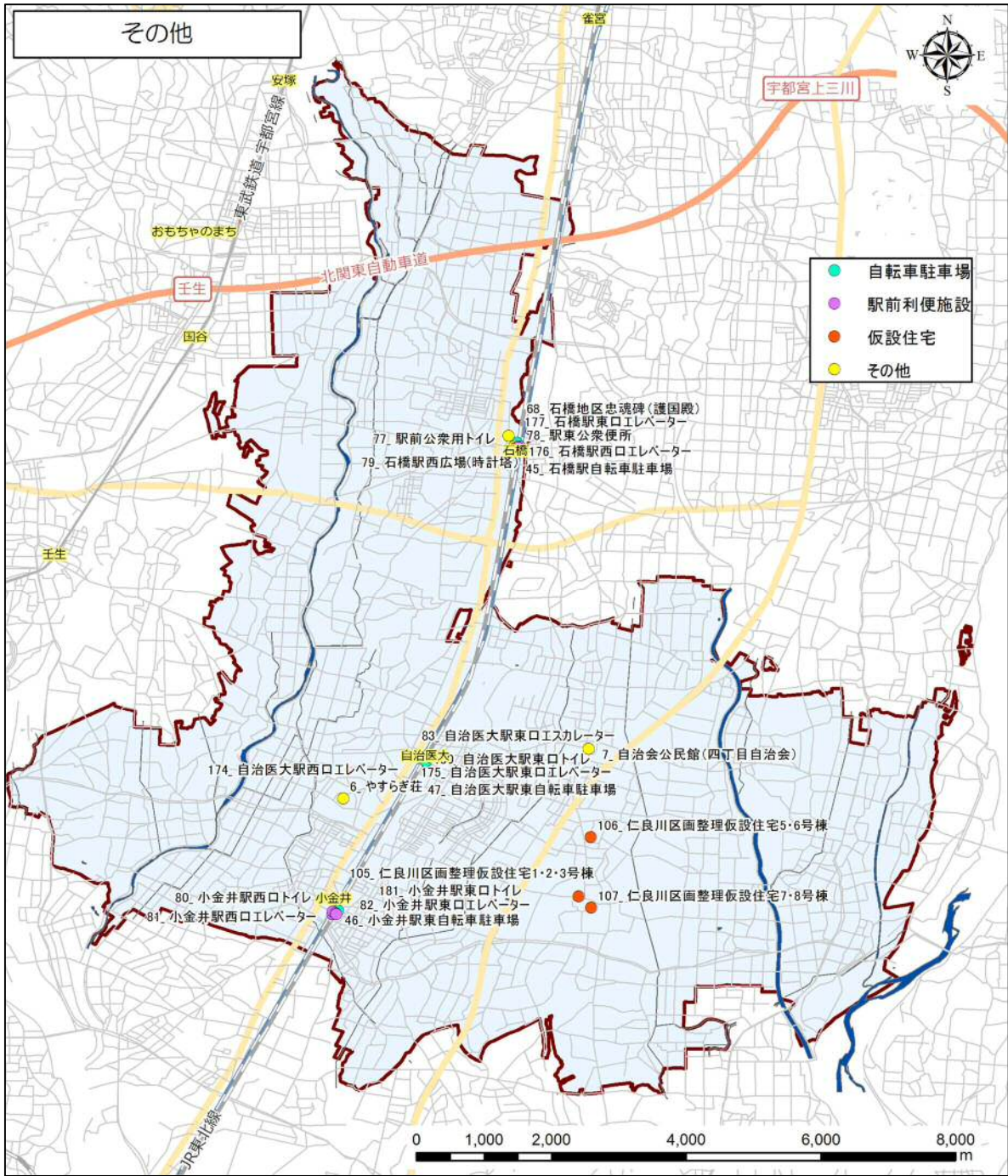


図 3-13 施設位置図(その他)

### III. 都市基盤施設（インフラ）の施設類型別基本方針

都市基盤施設（インフラ）の施設類型別基本方針の対象施設は、平成 27 年度末（平成 28 年 3 月末）時点で市が保有している施設とします。

#### 1. 道路

現 状 <sup>12</sup>	<p>対象施設は、舗装、橋りょうのほか、道路附属物があり、管理延長は膨大です。橋りょうでは、耐用年数を経過しているものはありません。</p> <p>道路パトロール等の日常管理を実施しています。</p> <p>橋長 15m以上の橋りょうについては長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕等を実施しています。</p>
-------------------	--

表 3-15 対象施設一覧

施設種別	主な施設	整備数量	
道路	一般道路	実延長:767,796.3m	
	自転車歩行者道	実延長:20,335.71m	
	橋りょう	橋 数:242 橋	
	横断歩道橋	橋 数:2 橋	
	道路附属物	道路照明灯	基 数:377 基
		道路標識	基 数:10 基
		防護柵	延 長:54,667.19m (H26 年度末)
		側溝	延 長:469,052.01m (H26 年度末)
	踏切施設	踏切道	箇所数:8 箇所 (H26 年度末)

- 橋りょうは、平成 26 年 4 月現在、建設年度が判明しているものについては、建設から 60 年<sup>13</sup>以上が経過しているものはありません。
- 橋りょうの劣化・損傷は、建設年度が古いほど進行していますが、全体的に概ね良好です。
- 道路舗装については、幹線道路（1 級市道、2 級市道）を対象として 5 年に 1 回の路面性状調査を実施しており、優先的に大規模修繕が必要な延長は、調査対象延長の約 3 割を占めています。
- 道路パトロールは担当課の職員が実施し、その他清掃や維持等の日常管理業務は委託しています。
- 幹線道路の舗装や橋長 15m 以上の橋りょう（計 37 橋）は、点検を実施し、長寿命化修繕計

<sup>12</sup> 国等の動向（参考）

・道路法改正（H25.9）を受けて、「①直轄用」と地方に対する「②技術的助言」の各種定期点検要領（H26.6）を策定・公表している。

・②の対象施設は、道路橋、道路トンネル、横断歩道橋、門型標識等、シェッド・大型カルバート等

・「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）H26.5」を策定・公表しており、当該計画において国土交通省が「所管者」と「管理者」の二つの立場から道路に係る今後の取組の方向性等を取りまとめている。

・国土交通省及び地方公共団体の道路橋を対象とした「全国道路橋データベース」等を構築・試行している。

<sup>13</sup> 減価償却期間から、橋りょうの標準的な耐用年数と考えられる期間

画等の計画を策定しています。

- 道路現況調書等によって主に道路や橋りょうについては台帳整備が進んでいます。

## 課題

老朽化対策の検討、日常管理の体系化、道路法改正に伴う近接目視・健全性診断の義務化への対応、個別施設計画の策定又は既存計画の見直し、施設台帳の整備が必要です。

- 橋りょうは、20年後には約3割、30年後には約半数が建設から60年以上が経過します。
- 日常管理は、委託しており、業務の不効率等（例：道路パトロールや清掃時等に発見された不具合等について、維持業者が対応するまでの時間的ロスの発生／不具合等が対応されないまま情報が埋もれる等）の課題が考えられます。
- 道路法の改正に伴い、橋りょうや横断歩道橋等については、“近接目視を原則とした点検”および“所定の健全性診断（健全性区分：Ⅰ～Ⅳ）”が法定化されました。今後は法令を遵守した適切かつ継続的な点検の実施と健全性の診断（把握）が必要となります。
- 生活道路の舗装、橋長15m未満の橋りょう、横断歩道橋、道路附属物については個別具体的な計画が未策定であり、現状として対症的な管理となっています。
- 横断歩道橋や道路標識等の道路附属物については施設台帳の整備が不十分です。

## 用途別基本方針(道路)

### <点検・診断等に関して>

- 国の技術的助言(各種定期点検要領 H26.6 国土交通省道路局)の対象施設については、5年に1回の近接目視及び健全性区分診断を前提とした点検体制の見直し(既存のマニュアルの見直し等含む)を行います。
  - 近接目視等への対応として点検施設設置や新技術(例:ICT、非破壊検査技術等)の動向に留意し、適宜導入を検討します。

### <維持管理・修繕・更新等に関して>

- 日常管理業務(道路パトロール等の巡回、維持等)を徹底します。
  - 実施頻度等の管理水準の適宜見直しや包括・長期・性能規定型契約等の導入を検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、それらで確認された緊急対応を要する不具合、その他第三者被害が想定される損傷等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行い、安全確保を最優先します。
- 国の最新動向や事例等に留意しつつ、施設毎の特性や健全性等に応じたメリハリのある管理水準や優先順位を設定します。それらを踏まえた長寿命化計画等(個別施設計画)の策定又は見直しに基づき、長寿命化によるコストの縮減や予算の平準化を行った上で円滑な修繕・更新等を推進します。
  - 幹線道路の大規模修繕計画や橋梁の長寿命化修繕計画といった既存計画の見直しや計画未策定施設の策定を行い、道路施設全体としての修繕スケジュールを作成します。

- 施設種別ごとの計画に留まらず、道路はネットワークとして機能する観点から、道路全体としての調整をします。また、占用物件(上下水道等)に係る工事との調整を徹底することで、通行規制の削減等のコスト縮減を図ります。
  - 修繕・更新等の事業推進においては、新技術・新工法等の導入や、官民連携に関する最新事例等の情報収集を常時実施し、最適な調達手法を選択します。
  - 修繕等の計画と合わせて必要な耐震補強を着実に推進します。
- ＜統合や廃止に関して＞
- 更新等の時期を捉えて、利用の実態や見通し、機能・健全性等の把握に努め、また、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等(例:横断歩道橋の撤去等)による総量の適正化について適宜検討します。
  - 道路空間のオープン化として、道路附属物等に対する広告物の占用許可、ネーミングライツやスポンサー制度の導入による歳入確保について検討します。
- ＜取組体制の構築及び情報管理に関して＞
- 施設の基礎情報(法定台帳等)、点検・工事履歴等のデータベース化(一元管理)や、確実な情報運用体制(情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック)の構築を図ります。
  - 国が定期的で開催する研修(例:道路構造物管理実務者研修等)に参加することで、職員のスキルアップを図ります。
  - 道路メンテナンス会議への継続的な参加による県や市町等との情報共有・連携を図ります。
  - 日常管理(例:道路美化等)については、市民との協働(例:愛ロードしもつけ等)の継続・発展に取り組めます。



## 2. 下水道

現 状 <sup>14</sup>	<p>対象施設は、管路施設のほか、クリーンセンターなどの建物施設があり、管路施設の管理延長は膨大です。</p> <p>管路施設では、耐用年数を経過しているものはありません。</p> <p>処理施設等の日常又は法定点検や管路施設の詳細調査を実施しています。</p>
-------------------	---

表 3-16 対象施設

会計区分	主な施設		数量	備考
(特別会計) 公共下水道	管路施設	管路	延長: 325,570m	
		マンホールポンプ	32 箇所	
	その他施設	雨水調整池	4 箇所	
(特別会計) 農業集落排水	管路施設	管路	延長: 105,412.98m	
		マンホールポンプ	60 箇所	
	建物施設	クリーンセンター	8 箇所	
(一般会計) 柴・西坪山工業団地地区雨水管	管路施設	管路	延長: 8,551.50m	
	その他施設	雨水調整池	2 箇所	
(一般会計) 石橋地区第 3 工業団地工業排水路	管路施設	管路	延長: 3,662m	

表 3-17 対象施設(建物施設)

区分	施設種別	施設名	開設年度	延床面積 (㎡)	処理方式	処理能力 (日最大㎡/日)	備考
農集	クリーンセンター	柴南地区クリーンセンター	H4	126.60	接触ばっ気方式	191.40	
		柴南東部地区クリーンセンター	H8	131.54	接触ばっ気方式	316.80	
		姿川西部地区クリーンセンター	H7	245.60	接触ばっ気方式	627.00	
		上台地区クリーンセンター	H7	69.57	接触ばっ気方式	118.80	
		吉田東地区クリーンセンター	H9	300.61	オキシデーションディッチ法	798.60	
		吉田西地区クリーンセンター	H11	230.76	オキシデーションディッチ法	462.00	
		成田・町田地区クリーンセンター	H12	67.96	間欠流入連続ばっ気方式	162.00	
		下坪山地区クリーンセンター	H14	191.03	間欠流入連続ばっ気方式	297.00	

<sup>14</sup> 国等の動向(参考)

・国土交通省では、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）H26.5」を策定・公表しており、当該計画において国土交通省が「所管者」と「管理者」の二つの立場から下水道に係る今後の取組の方向性等を取りまとめている。また、地方公共団体が実施する計画的な改築事業に必要な「点検・調査」及び「その他結果に基づく個別施設計画（下水道長寿命化計画）の策定」、「長寿命化対策を含めた計画的な改築」について、防災・安全交付金等による支援を継続する。そのほか、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（H25.9）」、「下水道維持管理指針（H26 年度改正）」、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン・2015 年版（H27.11）」等を策定・公表している。

・平成 27 年 11 月 19 日には、下水道の計画的な維持管理を推進するために、下水道法の一部の改正により、下水道の維持修繕基準が創設され、管渠のうち、腐食のおそれのある個所については、5 年に 1 回以上の頻度で点検が義務付けられている。

- 管路施設では、平成 26 年 4 月現在、建設から 50 年<sup>15</sup>以上が経過しているものではありません。
- 日常管理において、管路施設はマンホールポンプの点検・清掃等、建物施設（クリーンセンター）は設備を中心とした保守点検・清掃等を委託しています。
- 管路施設は、テレビカメラにより管渠内を、目視によりマンホール周辺の詳細調査を実施しています。
- 日常管理等によって発見した不具合、又は苦情要望等については、現地を確認し、緊急性を判断した上で必要な修繕等を実施しています。
- 公共下水道や農業集落排水の管路施設については、施設情報をデータベース化しています。

## 課 題

老朽化対策の検討、日常管理の体系化、個別施設計画の策定、施設台帳の整備、施設の耐震対策が必要です。

- 管路施設は、30 年後には公共下水道、農業集落排水ともに全体の約半分程度が建設から 50 年以上経過します。
- 管路施設のマンホール蓋の日常的な巡視、建物施設の日常的な点検は十分とはいえません。
- 膨大な管路施設の維持管理には多額の費用が必要となるため、定期点検のあり方の検討が必要です。
- 管路施設の修繕等は実施していますが、予防保全を基本とした個別施設計画は未策定です。
- 柴・西坪山工業団地地区雨水管及び石橋地区第 3 工業団地工業排水路は台帳が紙ベースであり、データベース化されていません。
- 建物施設については施設台帳の整備が不十分です。

<sup>15</sup> 減価償却期間から、下水道管渠の標準的な耐用年数と考えられる期間

## 用途別基本方針(下水道)

### <点検・診断等に関して>

- 関連法令等に基づく各種法定点検のほか、管渠諸元(管径や管種)や、更新実績、健全性の実態に応じた優先度を考慮した点検計画を策定し、その計画に基づく定期点検を確実に実施します。
  - 新技術(例:ICT、非破壊検査技術等)の動向に留意し、適宜導入を検討します。

### <維持管理・修繕・更新等に関して>

- 日常管理業務(巡回、清掃、維持・保守等)を徹底します。
  - 実施頻度等の管理水準の見直しや包括・長期・性能規定型契約等の導入について検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行います。
- 国の最新動向や事例等に留意しつつ、施設毎の特性や健全性等に応じたメリハリのある管理水準や優先順位を設定します。それらを踏まえた長寿命化計画等(個別施設計画)の策定に基づき、長寿命化によるコストの縮減や予算の平準化を行った上で円滑な修繕・更新等を推進します。
  - 修繕・更新等の事業推進においては、新技術・新工法等の導入や、最新情報の収集を行い、最適な手法を選択します。
- 更新(改築)等の計画と合わせて必要な耐震補強を着実に推進します。

### <統合や廃止に関して>

- 汚水処理量の変化を検証し、整備計画の見直しを定期的実施して、処理場施設の整備並びに施設の維持保全及び再整備を継続的に実施します。

### <取組体制の構築及び情報管理に関して>

- 既存のデータベースを活用しながら、施設の基礎情報のほか点検結果や改築等の工事履歴も含めた一元管理と確実な情報運用体制(情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック)の構築を図ります。
- 国その他関係機関等が開催する講習等に参加することで、職員のスキルアップを図ります。

### 3. 上水道

<b>現 状<sup>16</sup></b>	<p>対象施設は、管路施設のほか、配水場などの建物施設があり、管路施設の管理延長は膨大です。</p> <p>管路施設では、全体の約1%程度が、耐用年数を経過しています。</p> <p>日常的及び定期的な巡回のほか、関連法令に基づく法定点検を実施しています。</p> <p>中期経営計画を策定し、計画的な更新等を推進しています。</p>
-------------------------	---

表 3-18 対象施設

主な施設		数量	備考
管路施設	導・送・配水管	延長:502,180m	
建物施設等	配水場	6箇所	水道庁舎は新庁舎へ移転
	水源(井戸)	33箇所	

- 膨大な延長を有する管路施設は、平成 26 年 4 月現在、建設から 40 年<sup>17</sup>以上が経過している延長は全体のわずか 1%程度（約 7km）となっており、10 年後も全体の約 1 割程度に留まります。
- 管路施設については適宜漏水対応、配水場については設備を中心とした保守点検等を委託しています。
- 中期経営計画を策定し、計画的に修繕・更新を実施しています。
- 施設台帳を管理しており、管路についてはマッピングシステムを導入しています。

<b>課 題</b>	老朽化対策の検討、日常管理の体系化、施設の耐震対策、アセットマネジメントの考え方を取り入れた計画の推進が必要です。
------------	---

- 管路施設は、20 年後には更新を迎える管路が急増し、全体の約 6 割が建設から 40 年以上経過します。
- 管路施設の日常管理は漏水等の不具合の発生に応じて対応していますが、建物施設の日常的な点検についても必要です。

<sup>16</sup> 国等の動向(参考)

・厚生労働省では、「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）H27.3.31」、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（H21.7）」、「水道事業における官民連携に関する手引き（H26.3）」を策定・公表している。「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）H27.3.31」では、当該計画において水道に係る今後の取組の方向性等を取りまとめている。また、「新水道ビジョン（H25.3）」において、アセットマネジメント（技術的機能を有し財源の裏付けのある更新計画の策定）を活用することにより、資産管理を適切に実施するよう、資産管理の取組事項、方策を提示している。

・経済産業省では、「経済産業省インフラ長寿命化計画（行動計画）H27.3」を策定・公表しており、当該計画において工業用水道に係る今後の取組の方向性等を取りまとめている。また、「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針（H25.3）」を策定・公表している。

・総務省では、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」が設置され、報告書が提出されている（平成 26 年 3 月）。

<sup>17</sup> 減価償却期間から、上水道管渠の標準的な耐用年数と考えられる期間

- 膨大な管路施設の維持管理には多額の費用が必要となるため、定期点検のあり方を検討し、適切、かつ継続的な健全性の診断(把握)が必要です。
- 実態に応じた更新周期等を考慮した計画が未策定のため、より高度かつ計画的な更新等に取組むことが必要です。
- 点検・工事履歴の蓄積と維持管理へのフィードバックが不十分です。
- 各種建築物の施設は、耐震対策が完了していません。

## 用途別基本方針(上水道)

### <点検・診断等に関して>

- 各種法定点検等の実施を徹底し、設備等の状態監視保全(傾向管理)等、今後は定期点検のあり方を検討し、適切、かつ継続的な健全性の診断(把握)を実施します。
  - 管路施設は漏水探知機・音聴棒による漏水調査を実施します。
  - 新技術(例:ICT、非破壊検査技術等)の動向に留意し、適宜導入を検討します。

### <維持管理・修繕・更新等に関して>

- 現行の巡回や各種法定点検、維持・保守等の日常管理業務を今後も徹底します。
  - 巡回(点検)等の日常管理業務の実施頻度等、必要に応じて管理水準を見直します。
  - 日常管理業務を中心とした包括・複数年・性能規定型契約等の導入について検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、緊急対応を要する不具合等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行います。
- 「中期経営計画」に照らしつつ、国の基準類等を踏まえて、実態に応じた更新周期等を考慮した更新計画(個別施設計画)を策定し、計画的な予算確保によって、コスト縮減・平準化を図りながら必要な更新等を着実に推進します。
  - 更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い、最適な手法の選択を意識します。
- 更新計画(個別施設計画)と合わせて必要な耐震補強等を着実に推進します。

### <統合や廃止に関して>

- 更新等の時期を捉えて、利用の実態や見通し、機能・健全性等の把握に努めます。また、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等による総量の適正化(例:需要に応じたダウンサイジング等)について適宜検討します。

### <取組体制の構築及び情報管理に関して>

- 既存システム(マッピングシステム等)を活用しながら、施設台帳と点検・工事履歴等の一元管理と確実な情報運用体制(情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック)の構築を図ります。



(その他のインフラ ～ 河川 ～)

- 市が管理するインフラには、道路、下水道、上水道のほか、河川もあります（下表参照）。
- 河川の管理に係る経費は他のインフラと比較して小さいですが、今後とも巡視等の日常的な管理を徹底します。

表 3-19 対象施設一覧

施設種別	主な施設	整備数量
河川	準用河川	実延長:1,350m (西川田川)



# 参 考 资 料

## 【参考資料】

### I. 人口の見通し

本市の将来人口は、第二次下野市総合計画（平成28年度～平成37年度）における人口推計方式（栃木県毎月人口調査による平成25年国勢調査推計値を基準人口とし、平成10年～平成25年のデータにより算出した変化率を用いて推計）により、総合計画の最終年度である平成37年度以降も同じ条件の下、平成50年度まで推計を行いました。

その結果、本市の人口は、平成25年度の59,661人に対し、平成50年度には53,054人になり、約6,600人減少すると推計されます。

年齢3区分別人口は、年少人口、生産年齢人口で減少傾向が続き、老年人口においては増加傾向が続くと想定されます。

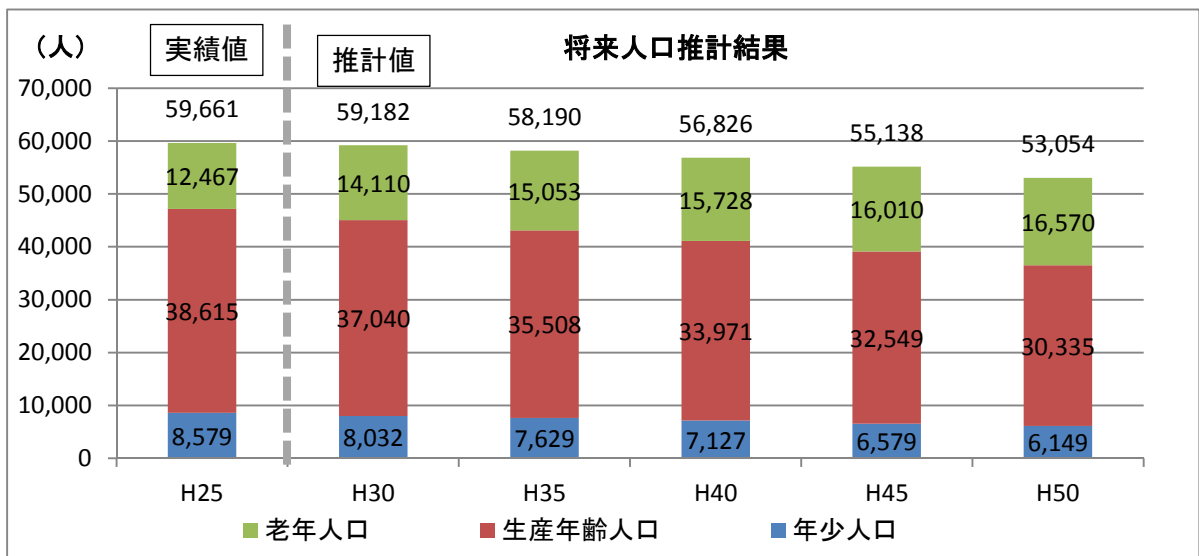


図 4-1 国勢調査推計値を基準人口とした将来人口推計結果

## Ⅱ. 財政状況

### 1. 歳入・歳出（一般会計）の状況

歳入は、平成18年度の年間約201億円から平成26年度の約236億円で推移（決算）しています。平成19、20年度に減少していますが、その後は増加傾向であり、平成25年度をピークとし、平成26年度には減少しています。

歳出は増加傾向にあり、平成18年度の年間約187億円に対し、平成26年度は約1.2倍の約222億円となっています。主な増加要因として、平成22年度以降、扶助費（生活保護費や児童手当、子ども医療費助成、障がい者自立支援費等の社会保障関係費）が、国の制度改正により児童手当（子ども手当）の支給額が増額となった影響があげられます。また、投資的経費については、小学校の耐震補強工事をはじめとする計画した公共施設整備により、平成21年度以降、増加傾向を示しており、平成18年度の約21億円に対し、平成25年度は、新庁舎建設の影響により、約2.1倍の約45億円となっています。

（資料：下野市決算資料 平成18年度～平成26年度）

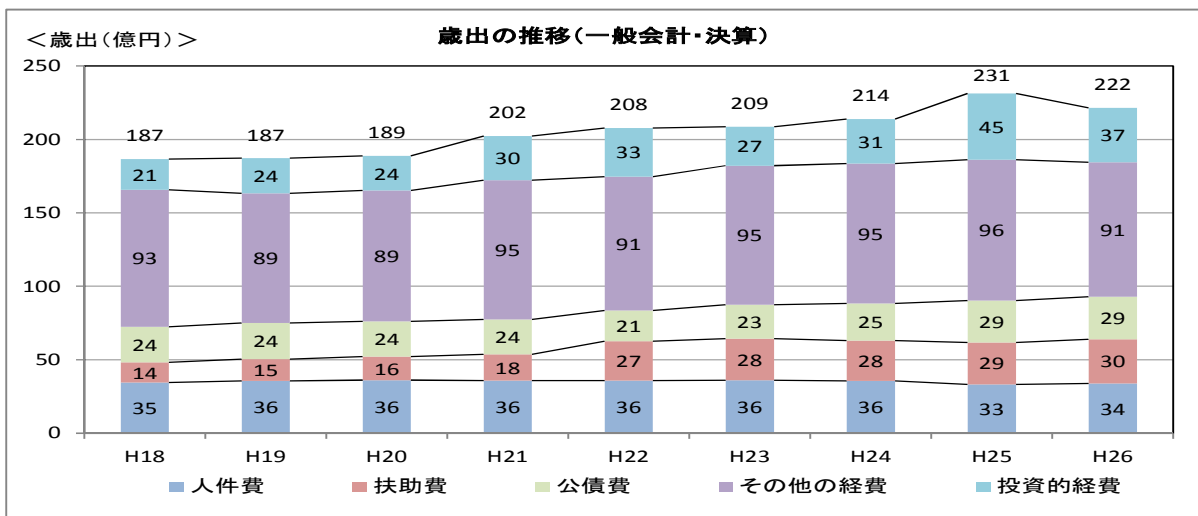
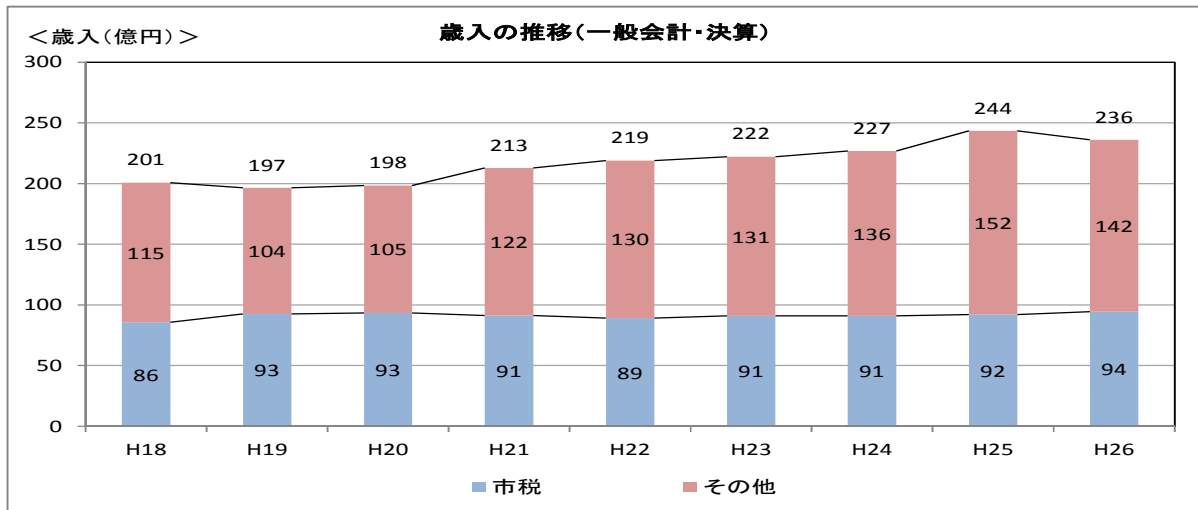


図 4-2 市の歳入・歳出の推移



## 2. 財政の見通し

一般会計の財政の見通しは、第二次下野市長期財政健全化計画(平成24年度～平成33年度 平成27年3月改訂版)によると、歳入は、図4-3のとおり、市税収入の大幅な増加が見込めないなど自主財源の確保が厳しい状況にあるなか、特に普通交付税は一本算定<sup>18</sup>に伴う交付額の大幅な減額が想定されています。

歳出は、平成27年度まで、新庁舎建設事業をはじめとする投資的経費が大幅な増額となります。また、図4-4のとおり、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は増加傾向にあります。平成28年度以降は、持続可能な財政運営をするため、投資的経費を縮減し、予算規模の平準化を見込んでいます。

市債残高は図4-5のとおり平成27年度をピークに減少傾向になっています。

合併特例債<sup>19</sup>は、発行可能限度額から、平成24年度末発行見込み額と、今後確実な発行が見込まれる新庁舎建設事業等に係る発行想定額を除いた残額を、32年度まで均等活用すると推計しています。

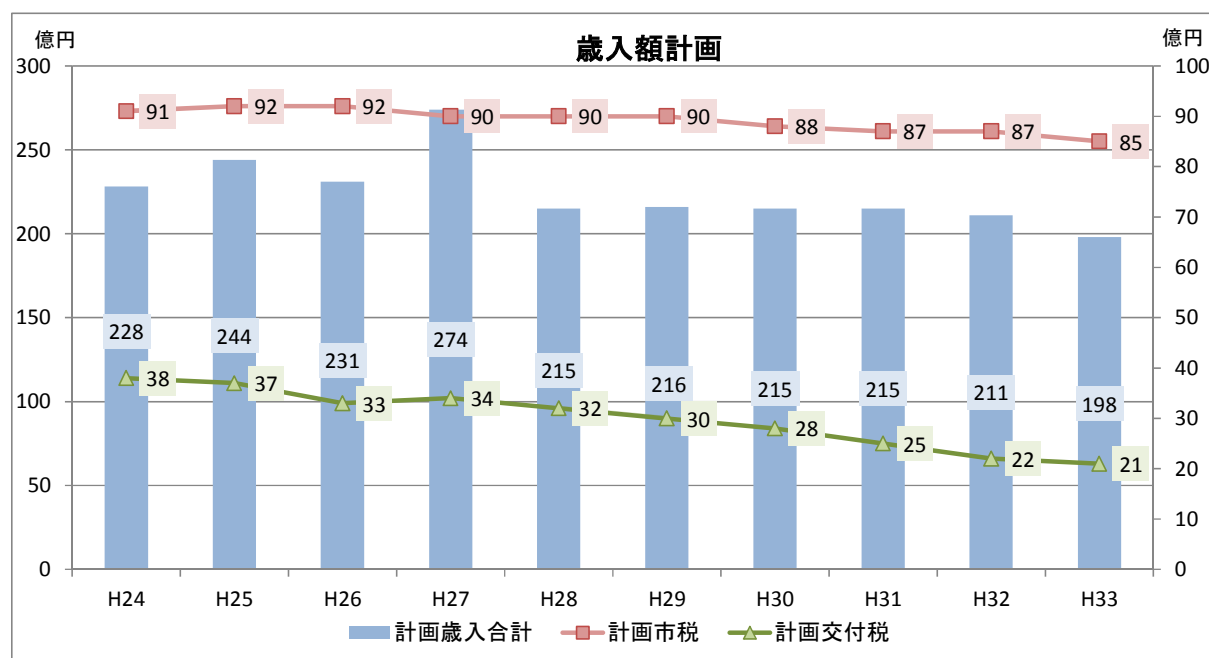


図 4-3 財政の見通し (歳入額計画)

<sup>18</sup> 合併による経費の削減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併特例法で、合併後の一定期間(10年とその後5年で段階的に削減)、元の市町村が存在するものとみなして計算した普通交付税額を交付する特例措置を受けており、その後、下野市1団体として算定(一本算定)されるものこと。

<sup>19</sup> 合併した市町村が、まちづくりのための市町村建設計画に基づいて実施する事業に要する経費の95%が借り入れでき、元利償還金の70%が普通交付税に算入されるものこと。

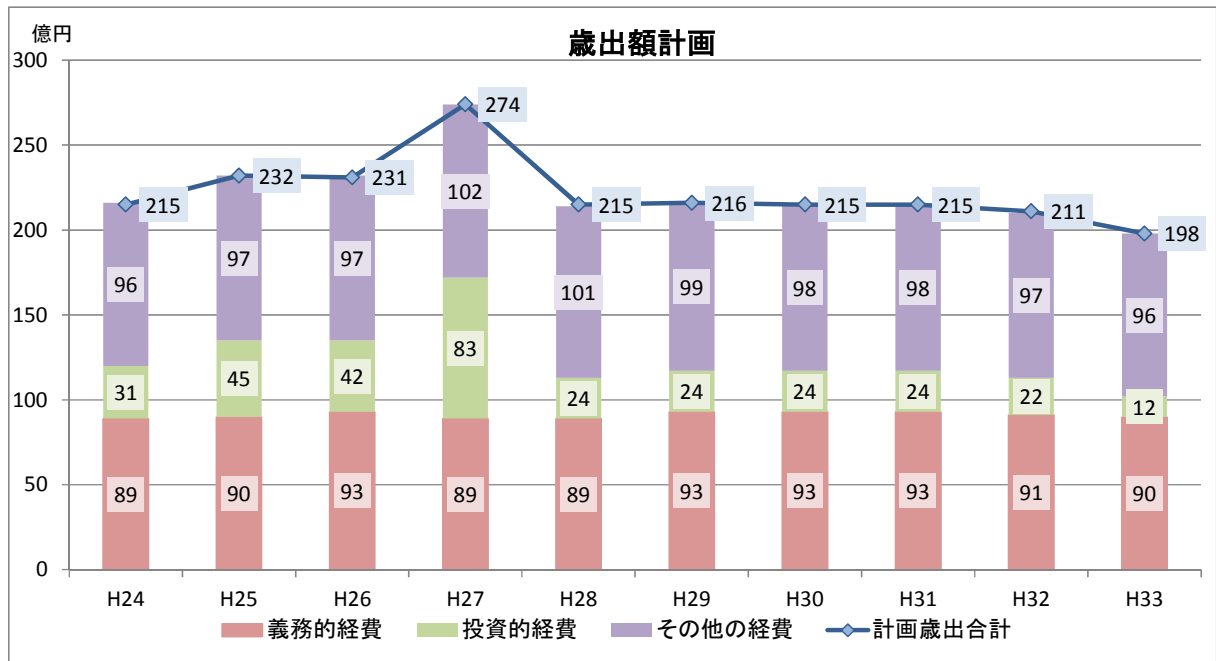


図 4-4 財政の見通し (歳出額計画)

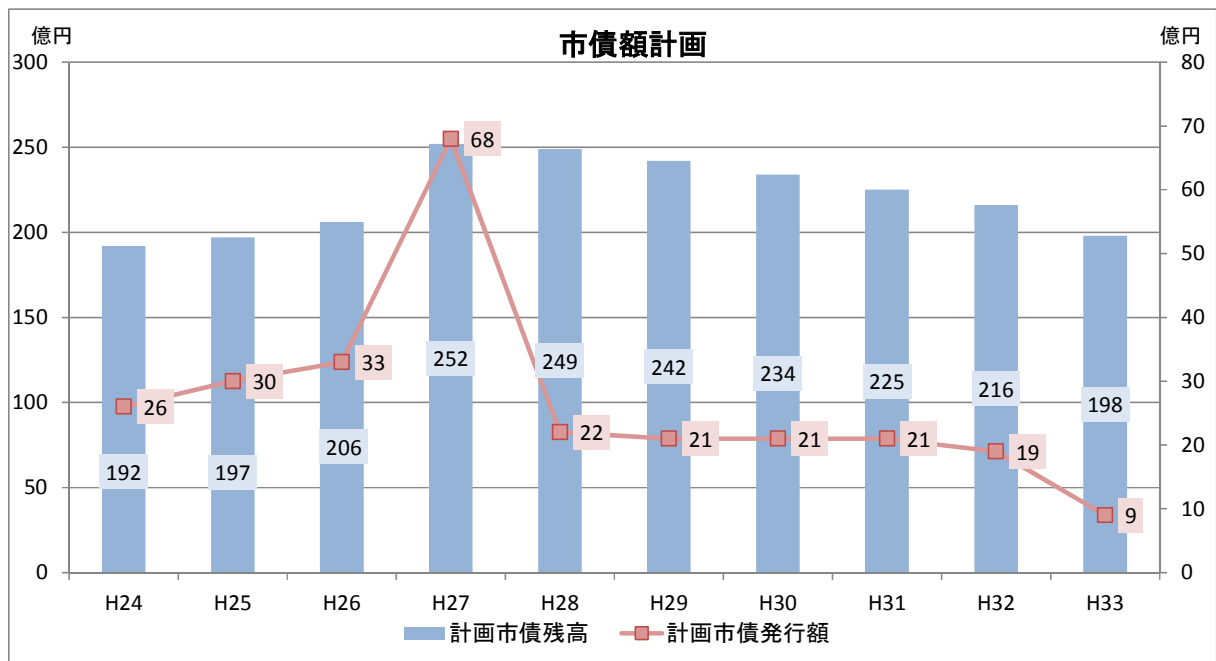


図 4-5 財政の見通し (市債額計画)

(第二次下野市長期財政健全化計画 平成 24 年度～平成 33 年度 平成 27 年 3 月改訂版)

### Ⅲ. 公共施設等の現況

#### 1. 公共施設（ハコモノ）の現況

全ハコモノの延床面積は平成 26 年 4 月時点で 177,692 ㎡、施設数は 171 となっています。

ハコモノを、施設類型別にみると、学校教育施設（小学校、中学校、給食センター）が最も多く、全体の 59% を占め、以下、保健・福祉施設（8%）、社会教育施設、体育施設、庁舎等（いずれも 6%）と続きます。

また、地区別にみると、南河内地区の施設延床面積が最も多く（68,525 ㎡）、国分寺地区の施設延床面積が最も少ない（49,049 ㎡）結果となっている一方で、施設数でみると国分寺地区が最も多く（67 施設）、南河内地区が最も少なく（50 施設）なっています。

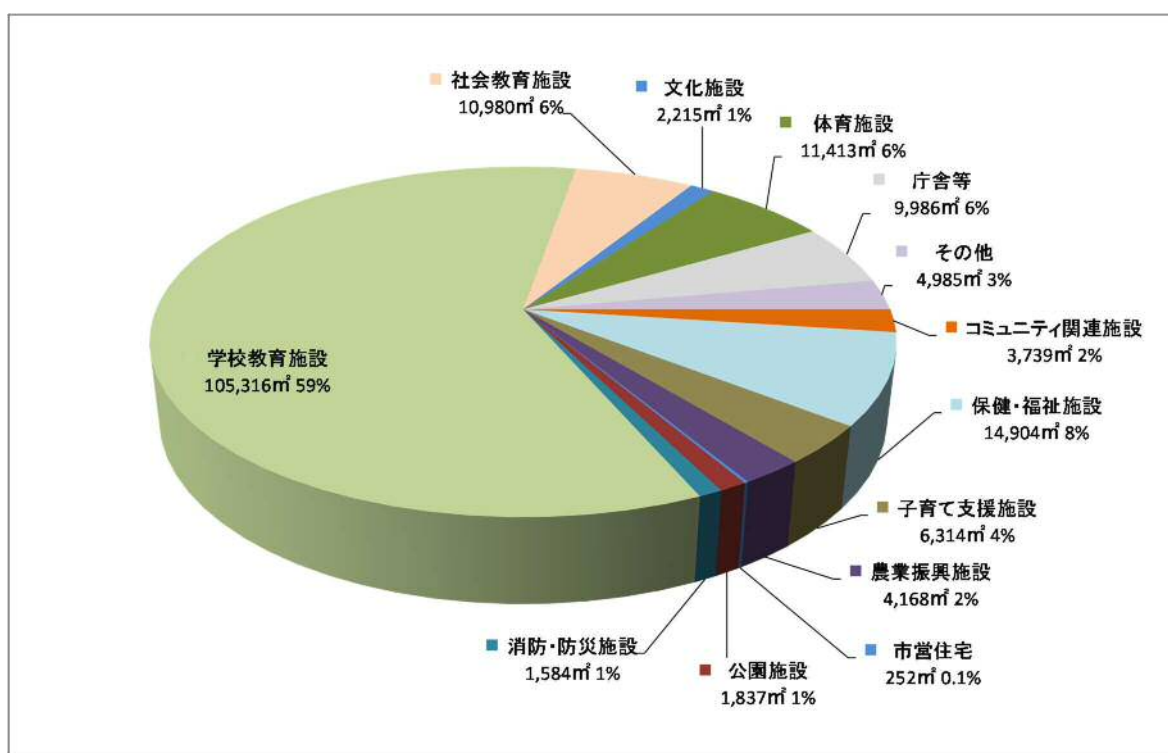


図 4-6 公共施設（ハコモノ）の施設類型別延床面積

表 4-1 公共施設（ハコモノ）の地区別・施設類型別延床面積

施設類型	コミュニティ関連施設	保健・福祉施設	子育て支援施設	農業振興施設	市営住宅	公園施設	消防・防災施設	学校教育施設	社会教育施設	文化施設	体育施設	庁舎等	その他	合計
南河内	延床面積 1,220	4,680	1,886	2,901	0	326	575	44,370	5,232	404	2,816	3,480	633	68,525
	割合 2%	7%	3%	4%	0%	0%	1%	65%	8%	1%	4%	5%	1%	100%
石橋	延床面積 1,134	4,771	2,315	550	0	84	547	36,615	2,675	1,713	5,595	2,370	1,748	60,118
	割合 2%	8%	4%	1%	0%	0%	1%	61%	4%	3%	9%	4%	3%	100%
国分寺	延床面積 1,385	5,452	2,113	717	252	1,426	462	24,331	3,073	98	3,001	4,135	2,603	49,049
	割合 3%	11%	4%	1%	1%	3%	1%	50%	6%	0%	6%	8%	5%	100%
合計	延床面積 3,739	14,904	6,314	4,168	252	1,837	1,584	105,316	10,980	2,215	11,412	9,986	4,985	177,692
	割合 2%	8%	4%	2%	0%	1%	1%	59%	6%	1%	6%	6%	3%	100%

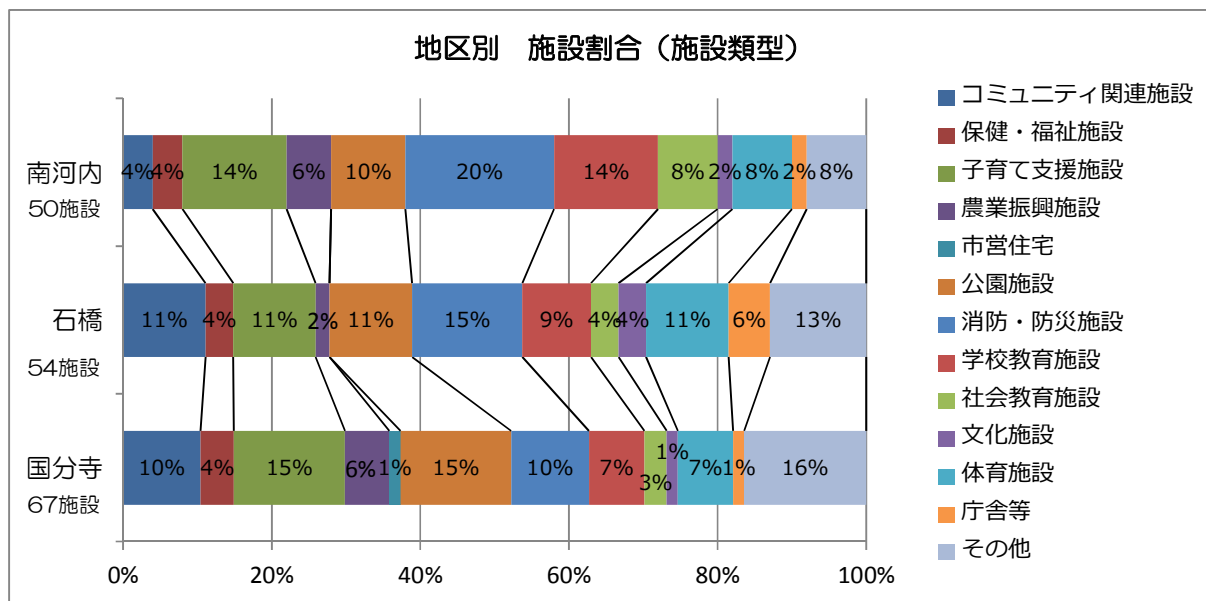


図 4-7 公共施設（ハコモノ）の地区別・施設類型別施設数割合

施設の老朽化状況ですが、大規模改修<sup>20</sup>の目安となる築 30 年<sup>21</sup>を経過する建物の延床面積は平成 26 年度時点で、全体の 49%（86,529 m<sup>2</sup>）となっており、老朽化が進んできています。このうち、学校教育施設が 64%（55,476 m<sup>2</sup>）を占めています。

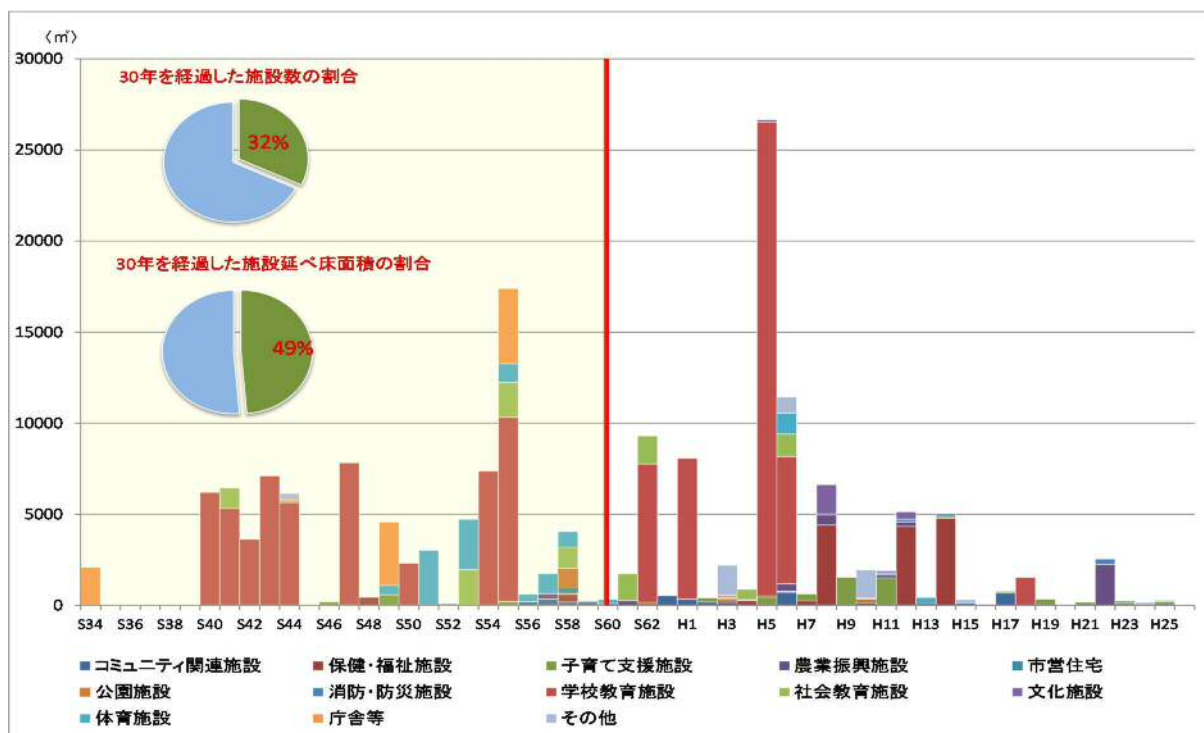


図 4-8 公共施設（ハコモノ）の年度別施設類型別延床面積

<sup>20</sup> 建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと。

<sup>21</sup> 総務省 HP で公表されている公共施設更新費用試算ソフト Ver2.00 において、公共施設の大規模改修時期として設定されている年数

また、新耐震設計基準施行（昭和 56 年 6 月）以前に建築された施設は 39 施設となっており、うち、20 施設で耐震補強が未対応となっています。

耐震未実施の施設の延床割合は 5%となっており、また、耐震未実施の施設についても順次耐震化を進めていく予定であり、耐震化は進んでいる状況です。

旧 3 町の庁舎は、いずれも新耐震設計基準以前に建築されましたが、南河内庁舎については、東日本大震災により被災し、平成 26 年度に解体、国分寺・石橋庁舎については、平成 28 年度に新庁舎に機能を移行したのち廃止予定となっています。

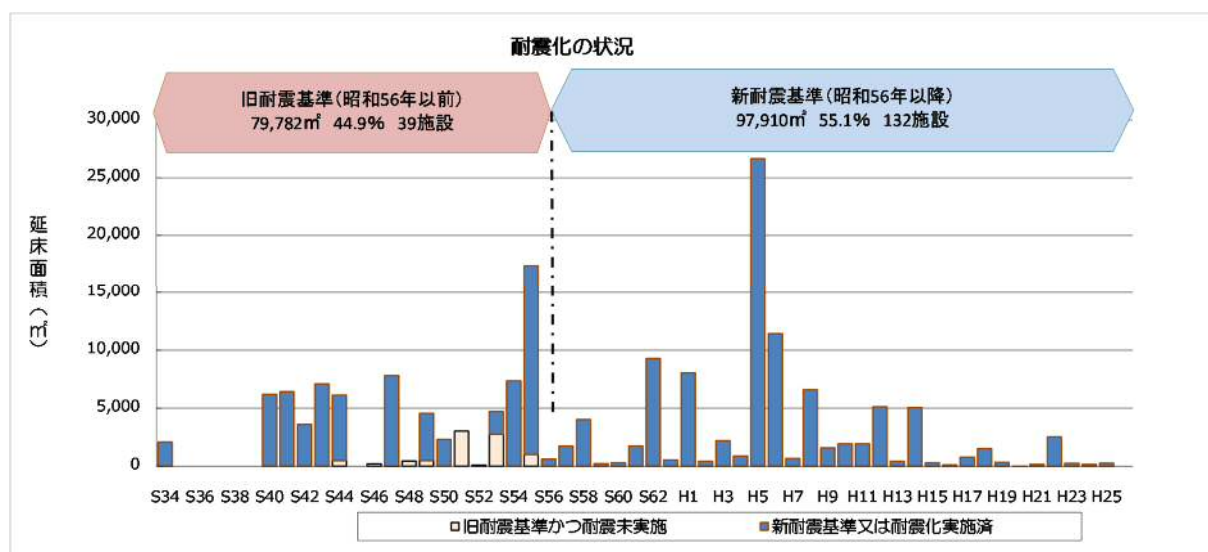


図 4-9 公共施設（ハコモノ）の耐震化の状況



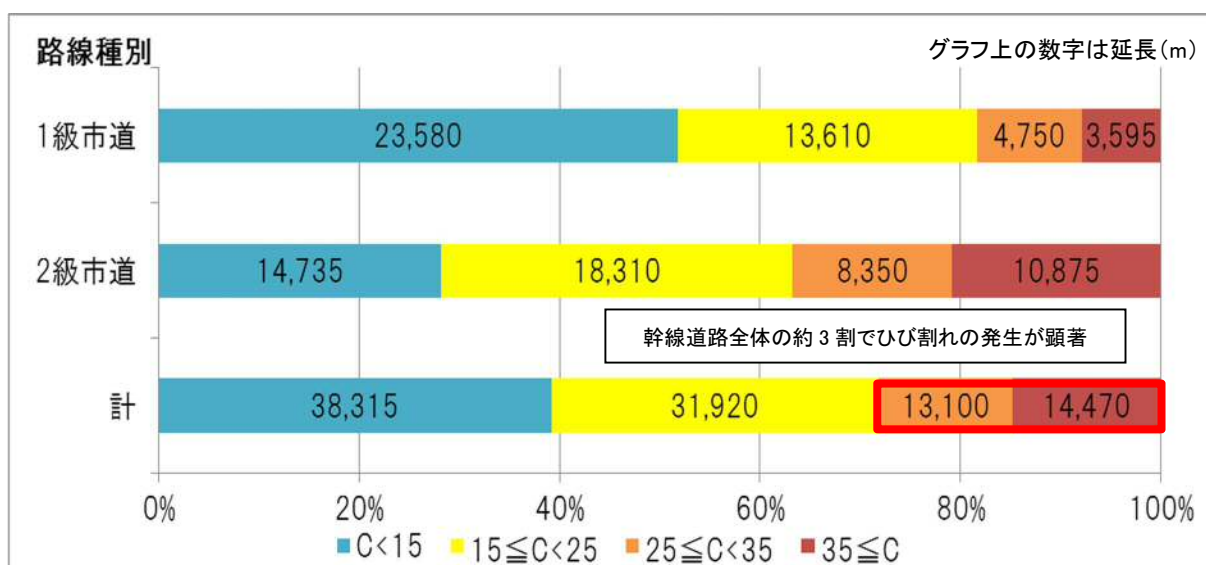
## 2. 都市基盤施設（インフラ）の現況

### 2.1 道路

道路は、一般道路（1級市道、2級市道、その他市道）や自動車歩行者道から成り、構造物としては橋りょうや道路附属物等があります。

道路のうち、道路舗装は、幹線道路（1級市道、2級市道）を対象として5年に1回の路面性状調査を実施しており、優先的に大規模修繕の検討が必要であると考えられる、ひび割れ率25%以上の延長割合は、調査対象路線の全延長に対して約3割程度となっています。

路線種別で見た場合、交通量等の観点で2級市道よりもより重要な1級市道のほうが、高い健全性を確保しています。しかし、1級市道においても、ひび割れ率25%以上の延長割合は約2割程度となっています。



※C：ひび割れ率（%）：一定の評価面積におけるひび割れ発生面積の割合

図 4-10 道路舗装の老朽化の状況（ひび割れ率別の延長割合）

また、橋りょうは、平成 26 年 4 月現在、建設年度が判明しているものについては、建設から 60 年<sup>22</sup>以上が経過しているものはありません（図 4-11 参照）。ただし、20 年後には約 3 割、30 年後には約半数が建設から 60 年以上が経過することになります。

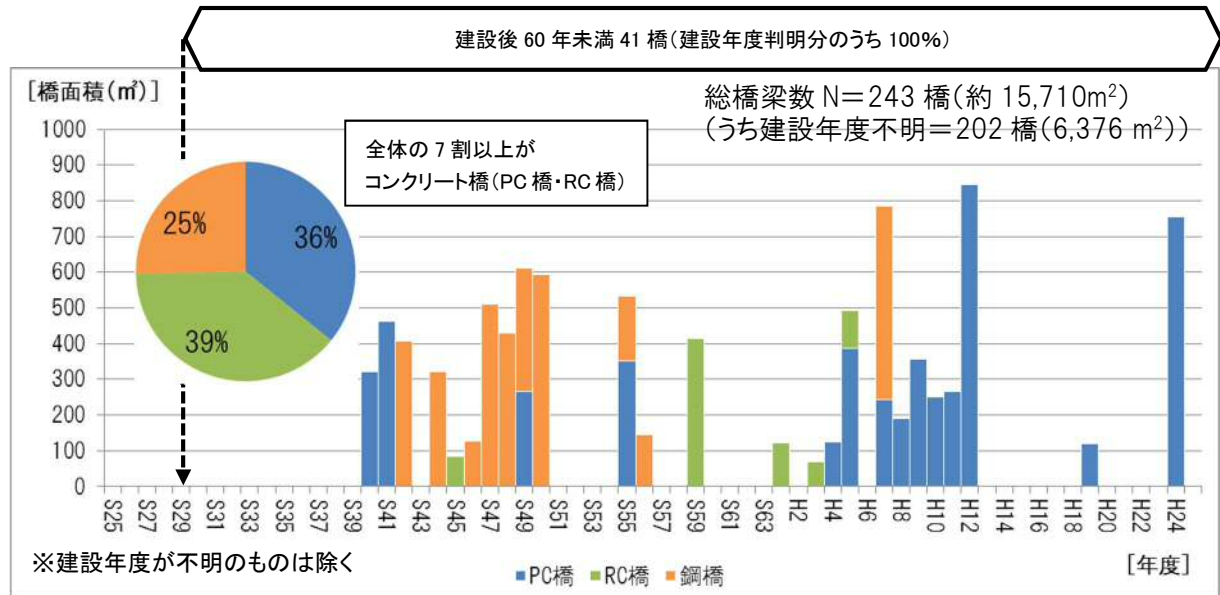


図 4-11 建設年度別橋面積

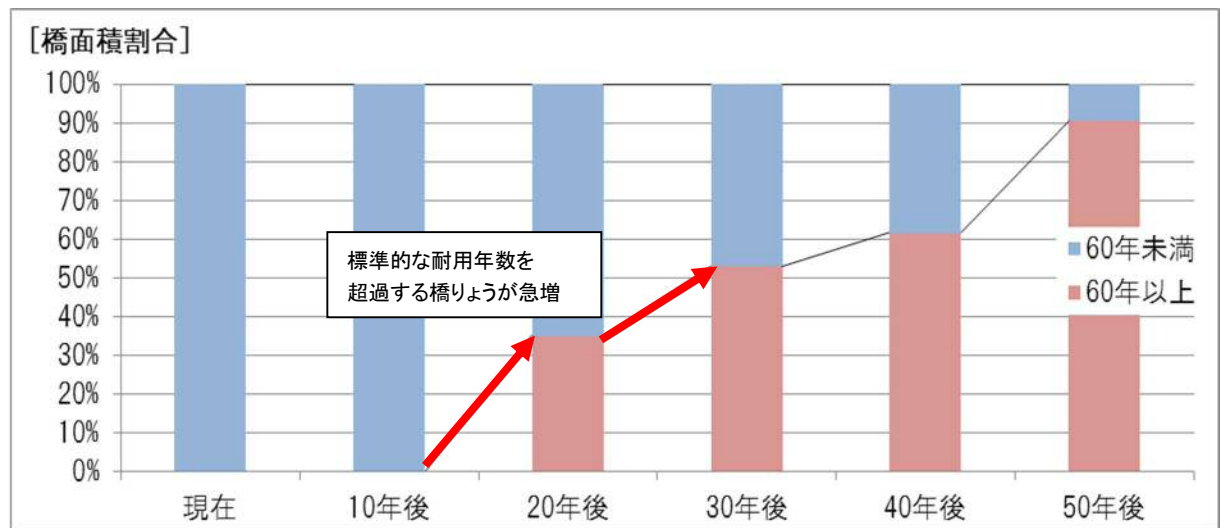


図 4-12 建設から 60 年以上が経過する橋面積割合の推移

<sup>22</sup> 減価償却期間から、橋りょうの標準的な耐用年数と考えられる期間

## 2.2 下水道

下水道は、特別会計施設として公共下水道、農業集落排水管路、一般会計施設として柴・西坪山工業団地地区雨水管等があります。

管路は、平成 26 年 4 月現在、建設年度が判明しているものについては、建設から 50 年<sup>23</sup>以上が経過しているものはありません。ただし、30 年後には公共下水道、農業集落排水ともに全体の約半分程度が建設から 50 年以上経過することになります。

建物施設（下水道庁舎、クリーンセンター）は、平成 26 年 4 月現在、建設から 30 年<sup>24</sup>以上が経過しているものは公共下水道における下水道庁舎のみです。ただし、20 年後には農業集落排水クリーンセンターにおいて、全ての施設が建設から 30 年以上経過することになります。

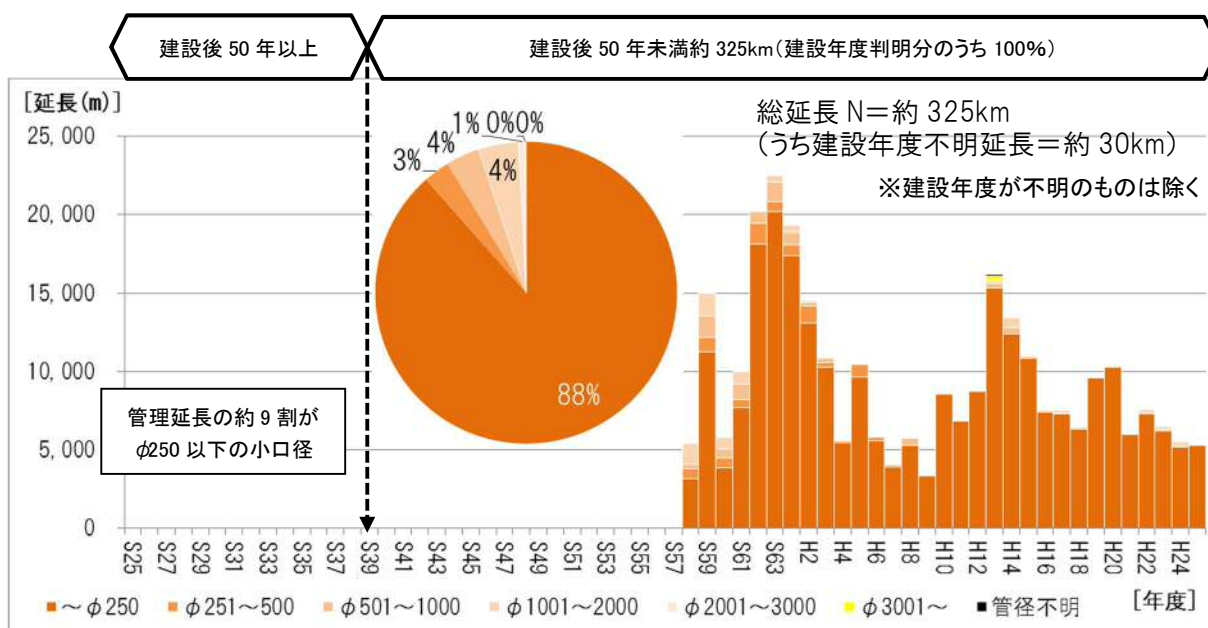


図 4-13 管路の建設年度別延長（公共下水道の例）

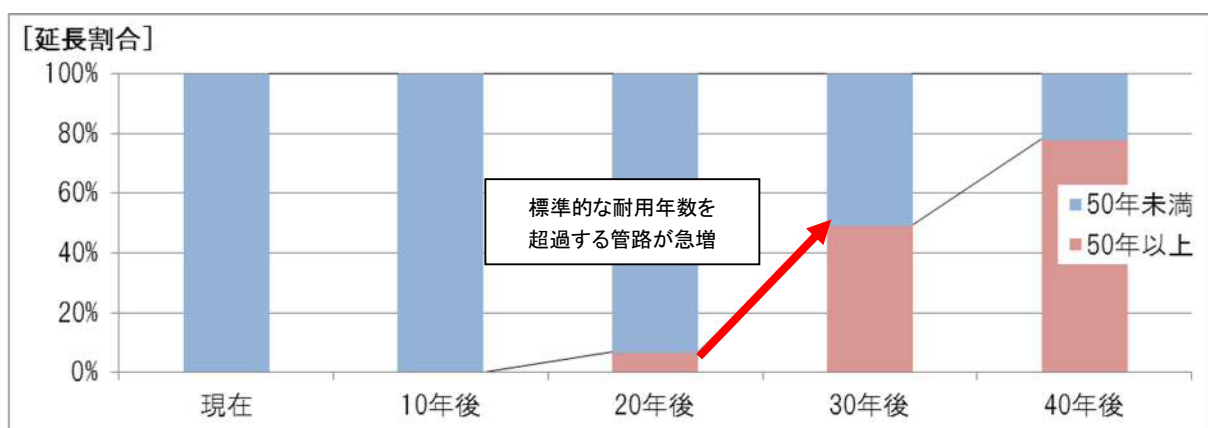


図 4-14 建設から 50 年以上が経過する管路延長割合の推移（公共下水道の例）

<sup>23</sup> 減価償却期間から、下水道管路の標準的な耐用年数と考えられる期間

<sup>24</sup> 建築物について一般に大規模修繕が必要となる年数

### 2.3 上水道

管路は、平成 26 年 4 月現在、建設から 40 年<sup>25</sup>以上が経過している延長は全体のわずか 1%程度（約 7km）となっており、10 年後も全体の約 1 割程度に留まります。ただし、20 年後には急増し、全体の約 6 割が建設から 40 年以上経過することになります。

建物施設（水道庁舎、配水場）は、平成 26 年 4 月現在、建設から 30 年<sup>26</sup>以上が経過している延床面積は全体の約 1 割程度となっています。ただし、10 年後には急増し、全体の 9 割以上が建設から 30 年以上経過することになります。

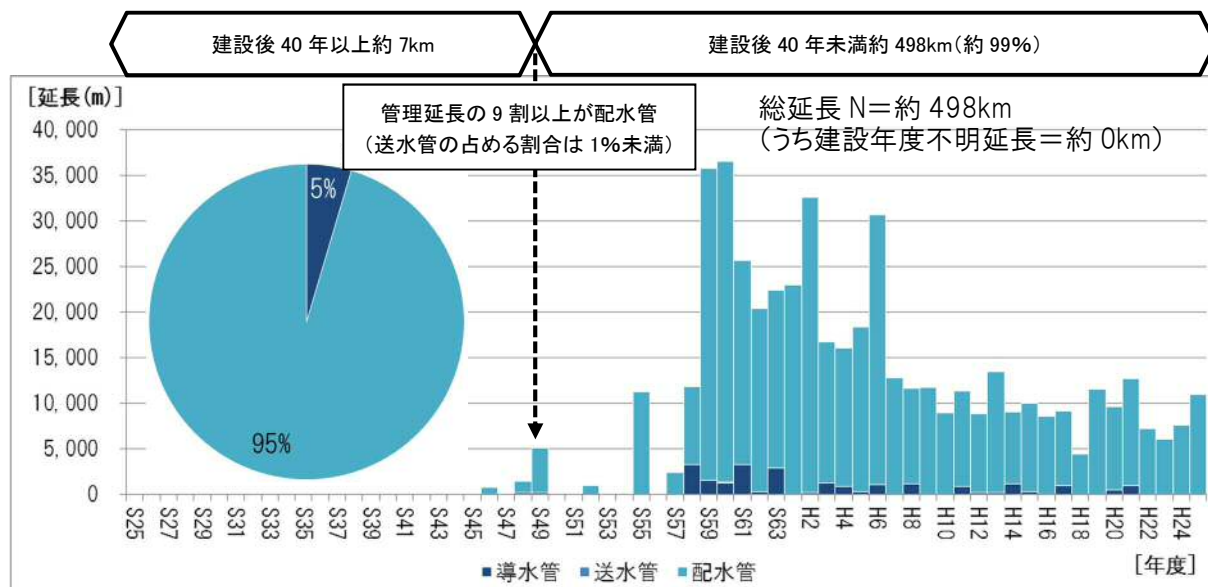


図 4-15 管路の建設年度別延長

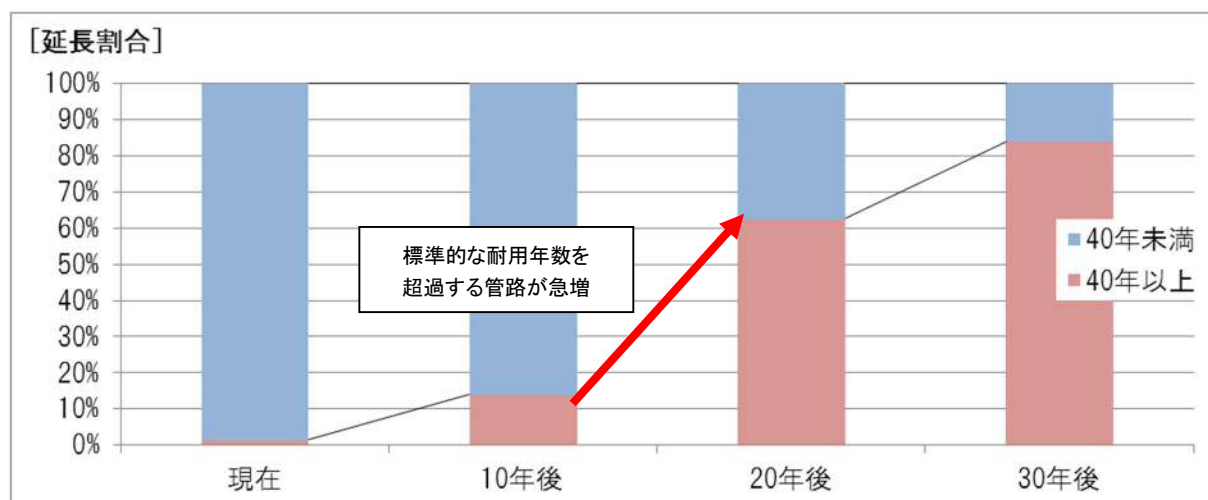


図 4-16 建設から 40 年以上が経過する管路延長割合の推移

<sup>25</sup> 減価償却期間から、上水道管路の標準的な耐用年数と考えられる期間

<sup>26</sup> 建築物について一般に大規模修繕が必要となる年数

#### IV. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

(下野市公共施設白書 [H27.9] より)

##### 1. 更新及び大規模改修に係る中長期的な経費の見込み

従来水準の管理によって、標準的な耐用年数等で更新又は大規模改修を実施すると想定した場合、公共施設（ハコモノ）と都市基盤施設（インフラ）全体の更新及び大規模改修に係る将来経費の見通しは、図 4-17 のようになります。推計については、一定の前提条件を設定して試算した概算であるため、今後、実際に必要となる金額とは異なります。

ハコモノ・インフラ全体に要する更新費用は、30年間で総額約 1,239 億円、年平均で 41.3 億円、平成 27～36 年度の 10 年間は約 29.8 億円、平成 37～46 年度の 10 年間は約 44.6 億円、平成 47～56 年度の 10 年間は約 49.5 億円と試算されます。これらは、過去 5 年間（平成 21～25 年度）の平均投資的経費約 40.5 億円（一般会計 31 億円 [新庁舎建設費用除く]）、下水道 6.5 億円、上水道 3 億円）に対して、約 0.7～1.2 倍となります。

推計期間当初（平成 27、28 年度）は、既に大規模改修の時期を過ぎた積み残し分により大規模改修費の占める割合が大きくなっていますが、平成 29～35 年度は、過去 5 年間の平均投資的経費を下回っています。平成 36 年度以降はインフラの更新需要が本格的に発生する見込みとなることから、全体費用も年平均約 48 億円程度と急激な増加が予想されます。

分野別の傾向として、ハコモノについては、最初の 10 年間（平成 27～36 年度）は大規模改修のみであり、年平均約 11 億円、特に、平成 29～36 年度は年平均約 8 億円程度と試算されますが、平成 37 年度からは更新費用が必要となり、平成 37 年度からの 20 年間は、大規模改修や更新に年平均約 14 億円が必要と試算されます。

インフラについては、道路に係る経費は毎年一定以上の経費を要しますが、上水道については特に平成 36～47 年度の期間に更新経費が集中します。また、下水道はそれに続くような形で、平成 46～56 年度の期間に更新経費が集中します。

(資料：下野市公共施設白書 [H27.9] )

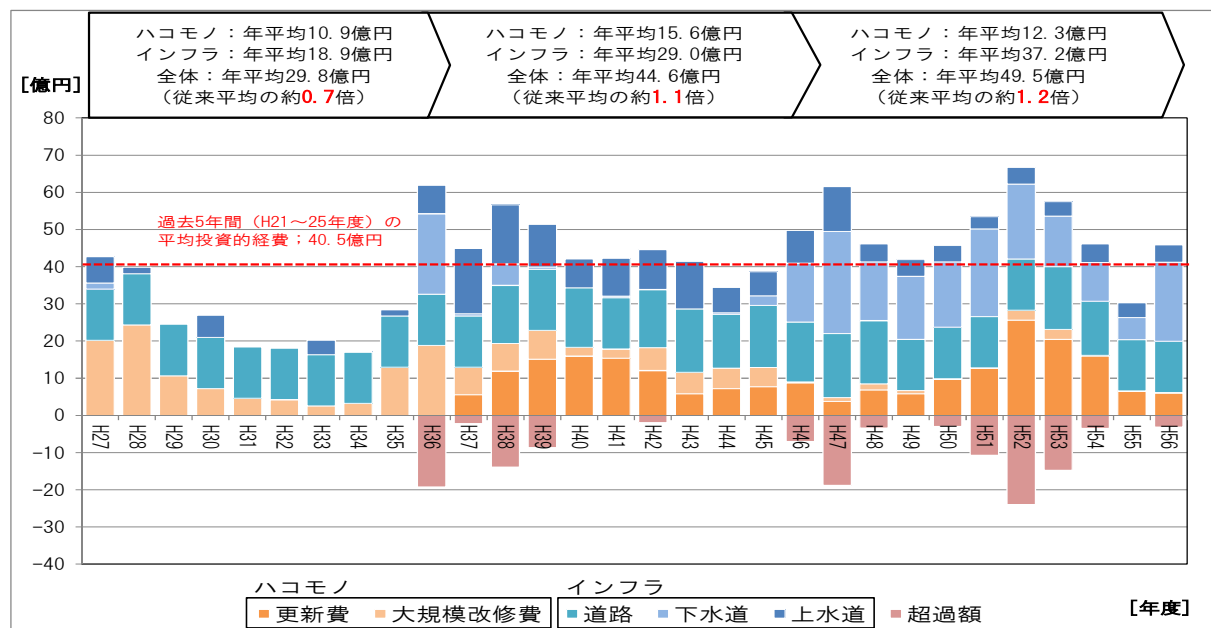


図 4-17 中長期的な経費（更新費用）の見通し（ハコモノ・インフラ）



## 2. 維持管理運営費に係る中長期的な経費の見込み

維持管理運営費については、施設が存在する以上は、経常的に支出を要するものであることから、現状と同程度のコストで同水準の管理を行うと見込んでいます。(参考：ハコモノでは維持管理運営費として、支出から使用料等の収入を差し引いた額が、平成 23 年度で 37.5 億円、平成 24 年度で 36.2 億円、平成 25 年度で 35.9 億円となっています。インフラでは維持補修費として、平成 23 年度で 7.6 億円、平成 24 年度で 7.7 億円、平成 25 年度で 6.7 億円となっています。)

## V. 市民アンケート結果

本計画の検討にあたって、公共施設等の利用状況、満足度や今後の公共施設マネジメントの方向性について、市民の意向を把握するために、市民アンケートを行いました。以下にその主な結果を示します。

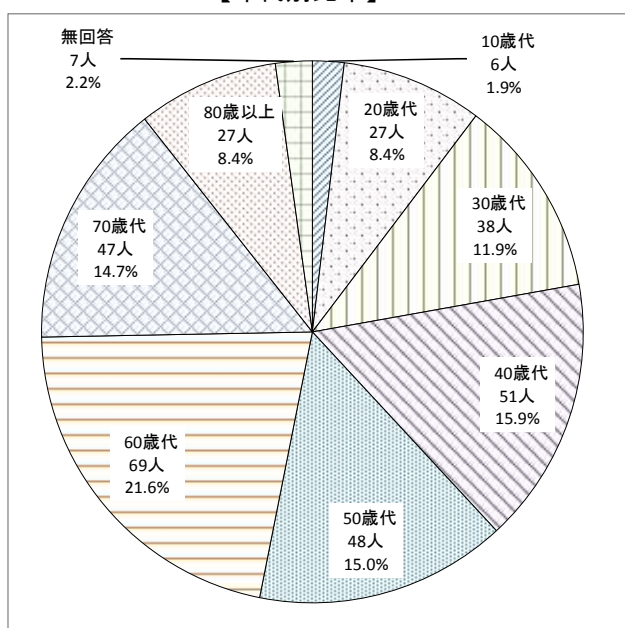
### 1) 調査概要

調査地域	下野市全域
調査対象	市内在住の満 18 歳以上の男女個人
調査方法	郵送配布、郵送回収
配布数	900 人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
有効回収数	321（総回収数 320、無効票数 1）
有効回収率	35.6%
実施期間	平成 27 年 10 月 9 日（金）～10 月 19 日（月）

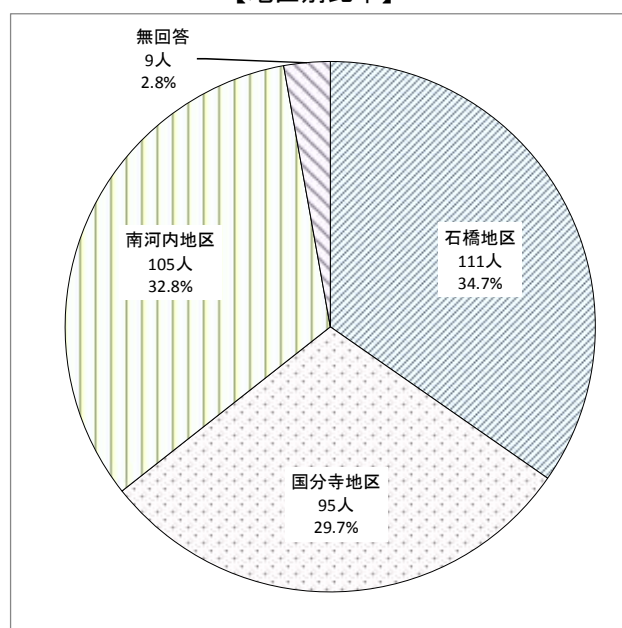
### 2) 調査項目

- 市の公共施設マネジメントの取り組みについて
- 公共建築物（ハコモノ）の利用や印象について（利用状況、利用しない理由、充実度、優先的に維持・充実すべき施設）
- 公共建築物（ハコモノ）の維持管理の工夫や方策について（運営方法の見直し、総量規制、財源確保）
- 都市基盤施設（インフラ）に対する考えについて（整備状況、整備や維持管理手法、回答者の属性）
- 自由意見

【年代別比率】



【地区別比率】



### 3) 調査結果（抜粋）

#### ■ 市の公共施設マネジメントの取り組みについて

##### 【 設問 1 】

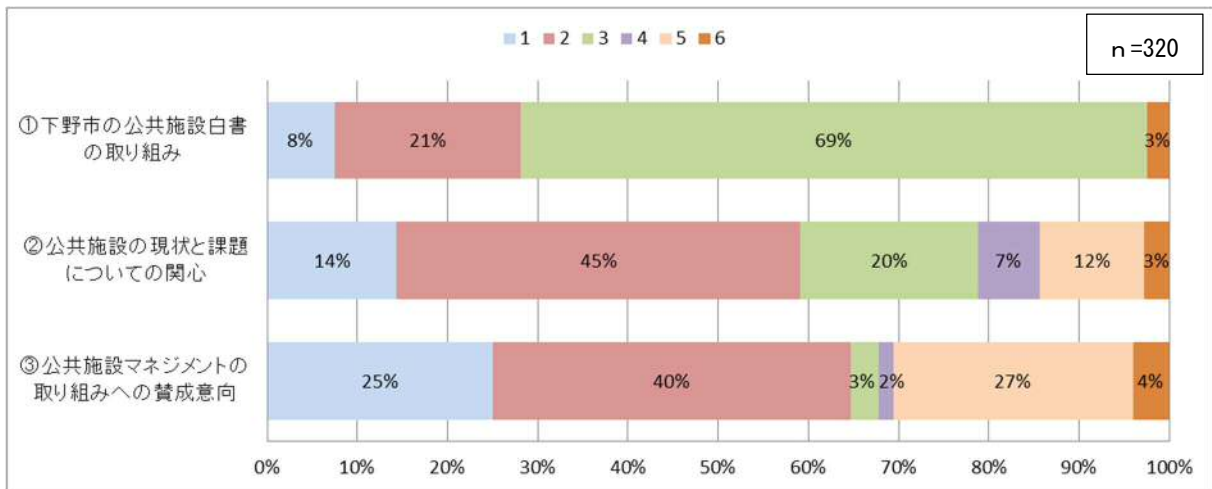
下野市では、既存施設の情報や建替え等にかかる費用推計などの情報について、「公共施設白書」として市民の皆さまに公開しましたが、このことをご存知でしたか。

##### 【 設問 2 】

下野市の公共施設等の現状と課題について、どのくらい関心をお持ちになりましたか。

##### 【 設問 3 】

下野市が必要と考えている公共施設マネジメントの取組についてどう思いますか。

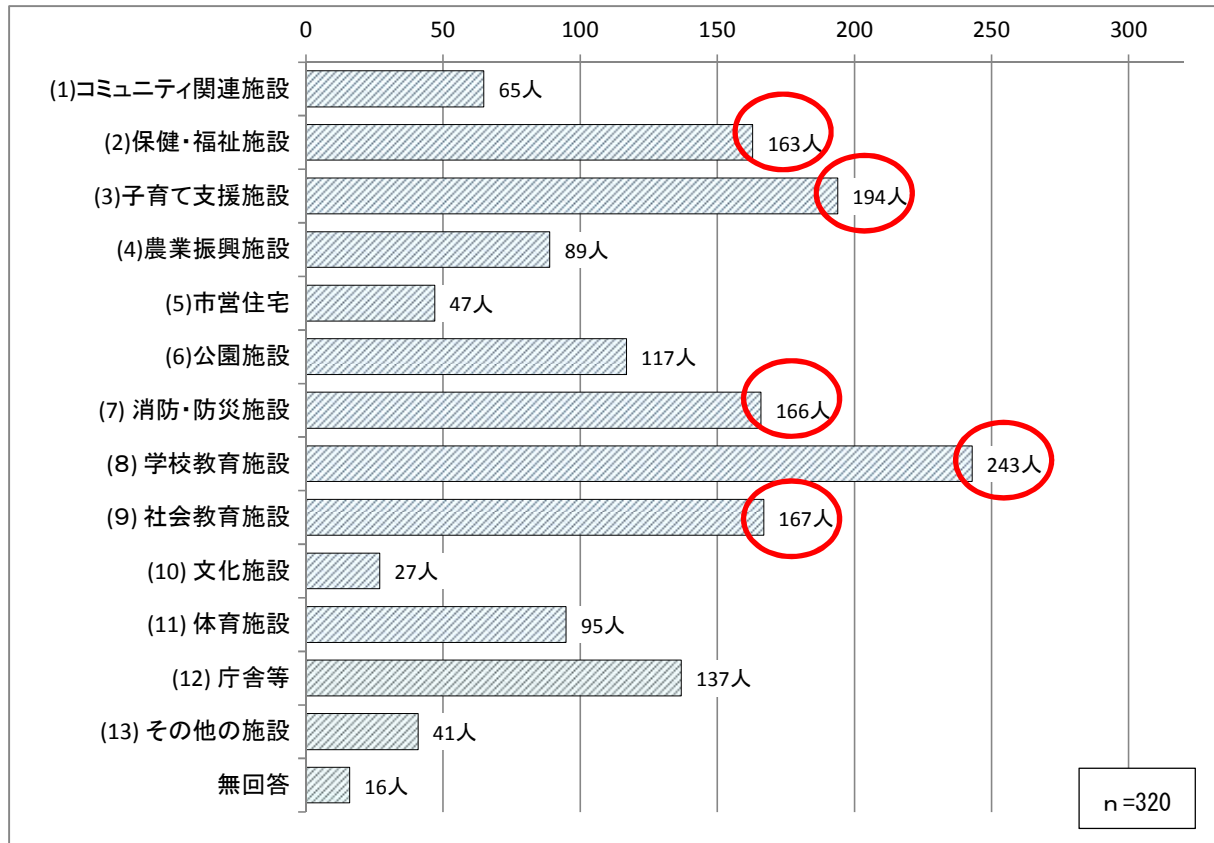


	1	2	3	4	5	6
① 下野市の公共施設白書の取り組み	読んだことがある	知っているが、読んだことはない	知らなかった	—	—	無回答
② 公共施設の現状と課題についての関心	おおいに関心を持った	どちらかといえば関心を持った	どちらかといえば関心を持たなかった	まったく関心を持たなかった	分からない	無回答
③ 公共施設マネジメントの取り組みへの賛成意向	賛成である	どちらかといえば賛成である	どちらかといえば反対である	反対である	分からない	無回答

- 下野市公共施設白書については、全体の約 3 割が「知っている」（読んだことがある、知っているが読んだことはない）と認知度は若干低い状況であるが、公共施設の現状と課題については、全体の約 6 割弱が「関心を持った」（おおいに関心をもった、どちらかといえば関心をもった）と回答している。
- 公共施設マネジメントの取組については、全体の約 6 割強が「賛成意向」（賛成である、どちらかといえば賛成である）を示しており、半数以上において賛成意向が確認された。

■ 公共施設（ハコモノ）の利用や印象について

現在ある全ての施設を維持できなくなった場合、どの施設を将来にわたって市が優先的に維持・充実していくべきとお考えですか。（複数回答可）

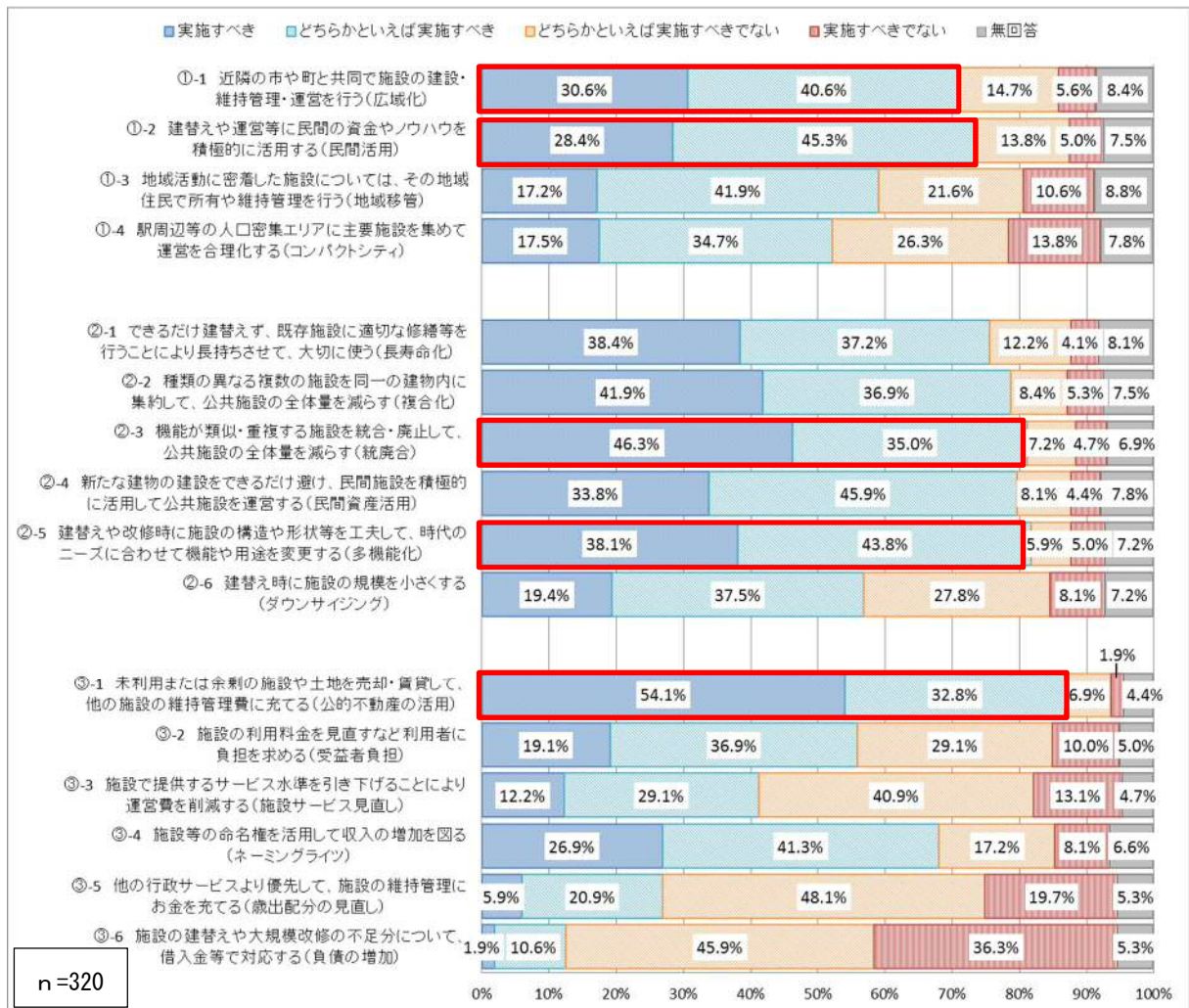


- 学校教育施設、子育て支援施設、社会教育施設、消防・防災施設、保健・福祉施設については、約5割以上が優先的に維持・充実すべきと回答しており、災害時に必要な施設や、教育・福祉関連の機能を有する施設について、維持する優先度が比較的高くなっていると考えられる。

## ■公共施設（ハコモノ）の維持管理の工夫や方策について

設問 全国の地方自治体で検討されている公共施設（ハコモノ）の維持管理に関する工夫や方策について、以下の設問の手法ごとの選択肢から当てはまるもの一つを選んで○印をつけてください。（複数回答可）

- ①施設の運営方法を見直して維持管理費等の削減を図る方法
- ②施設の総量抑制により維持管理費等の削減を図る方法
- ③施設の維持管理のための財源の確保の方法





①施設の運営方法を見直して維持管理費等の削減を図る方法

- 広域化、民間活用、地域移管、コンパクトシティのいずれの手法とも実施意向（実施すべき、どちらかといえば実施すべき）が半数以上を占めているが、特に、民間活用、広域化については、実施意向が約7割を占めており、積極的に取り組むべき方策と考えられる。

②施設の総量抑制により維持管理費等の削減を図る方法

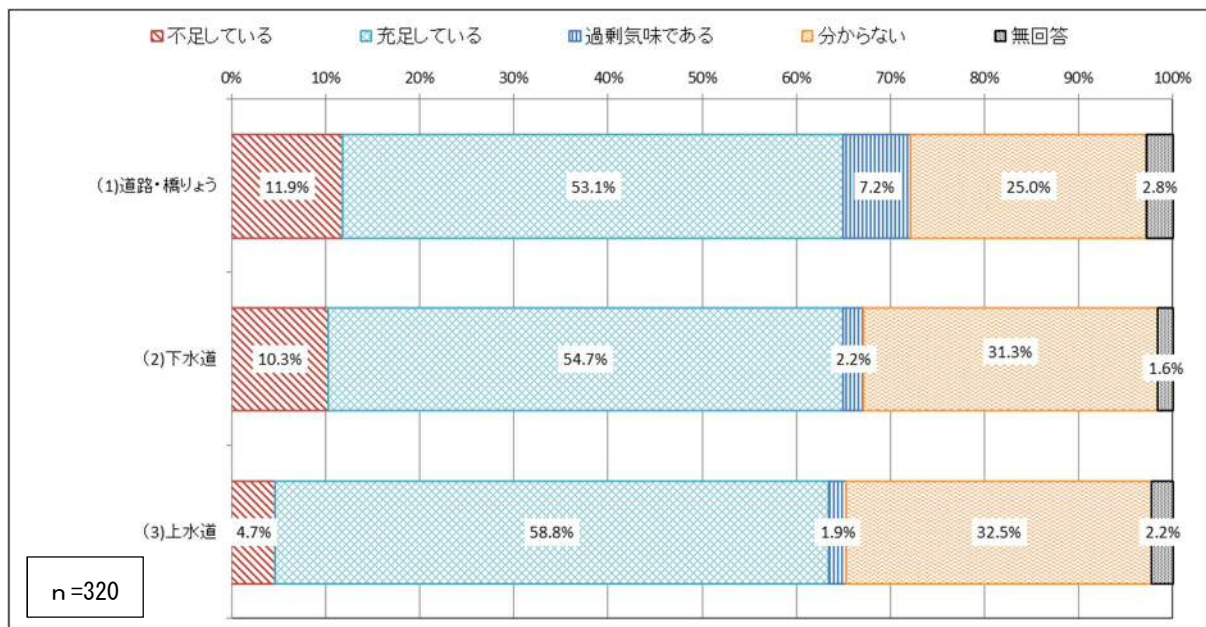
- ①、③に比べ、②総量規制の手法については、全体的に実施意向が高い傾向である。特に、多機能化、統廃合について、実施意向が約8割と比較的高くなっており、積極的に取り組むべき方策と考えられる。

③維持管理のための財源の確保

- 公的不動産の活用について、実施意向（実施すべき、どちらかといえば実施すべき）が一番高くなっており、次いで、ネーミングライツ、受益者負担となっている。
- 一方で、負債の増加、歳出配分の見直し、施設サービスの見直しは、実施意向が比較的少なくなっており、サービスレベルを下げず、税金負担が増えない方策が望まれていると考えられる。

### ■ 都市基盤施設（インフラ）の整備状況について

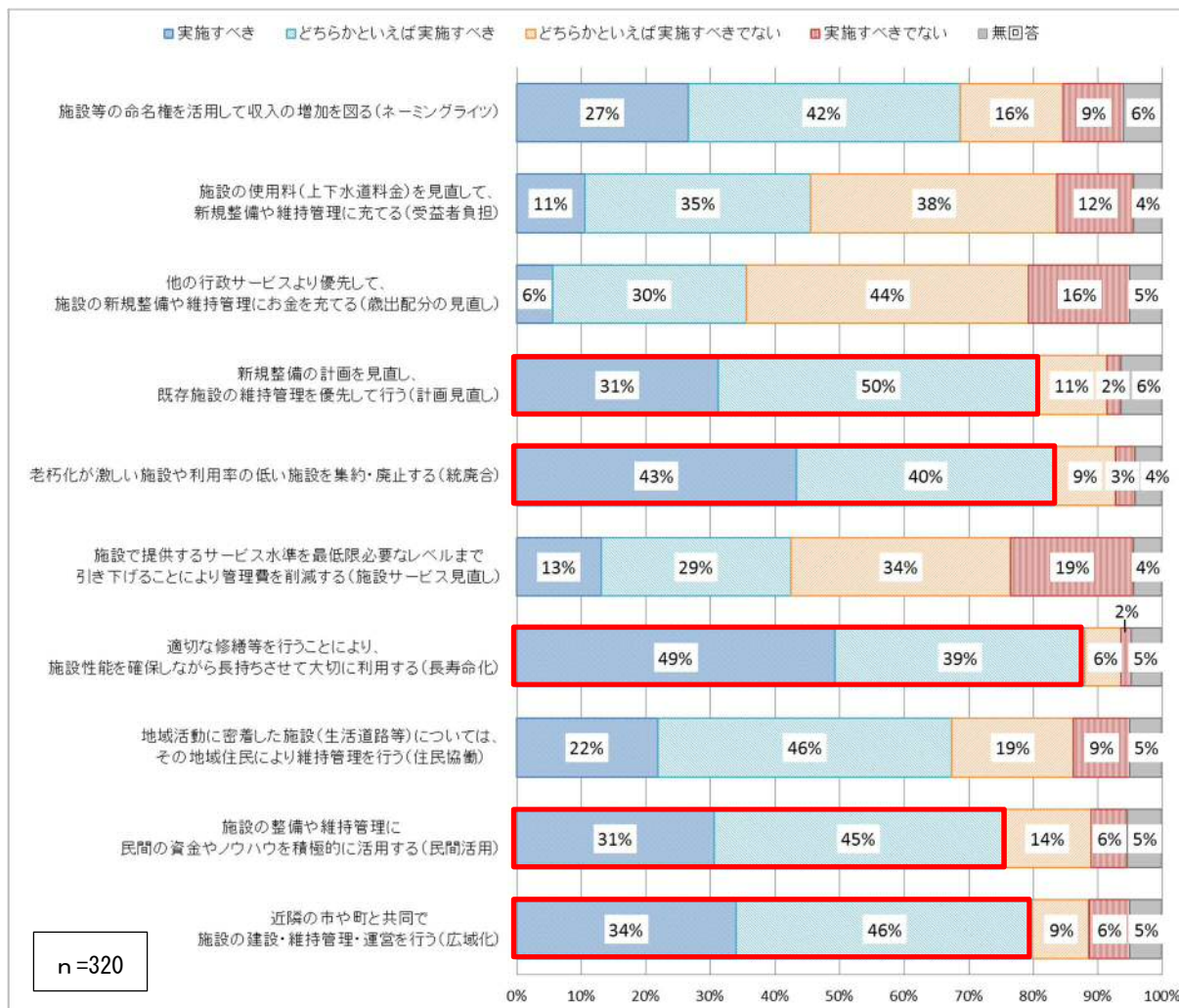
下野市の都市基盤施設（インフラ）の整備状況（施設数・量）、利用しやすさなど）に対してどのような印象・考えをお持ちですか。



- いずれの施設類型についても、「充足している」または「過剰気味である」が6~7割程度を占めており、「不足している」の1割程度を大きく上回っており、整備状況については概ね満足側の印象にあるといえる。
- 一方で、いずれの施設類型についても「分からない」という回答が約3割を占めており、インフラについては住民にとって実態が比較的認識しづらい傾向にあることがうかがえる。
- 施設類型別で見た場合、道路・橋りょうが上下水道に比べて「過剰気味である」の割合が高い(7.2%)。一方で「不足している」の割合は、道路・橋りょう・下水道が上水道に比べて高くなっている。

## ■都市基盤施設（インフラ）の維持管理の工夫や方策について

都市基盤施設（インフラ）の整備や維持管理について、以下の手法をどう思いますか。手法ごとの選択肢から当てはまるもの一つを選んで○印をつけてください（複数回答可）。



- 長寿命化については、実施意向（実施すべき、どちらかといえば実施すべき）が約9割近くを占めており、特に多くなっており、積極的に取り組むべき方策と考えられる。
- 統廃合、（新規整備の）計画見直し、広域化、民間活用についても、実施意向（実施すべき、どちらかといえば実施すべき）が7～8割程度となっており、インフラの性質を踏まえつつ取り組むべき方策と考えられる。
- 一方で、特に歳出配分の見直し、施設サービスの見直し、受益者負担については、「実施すべきでない」または「どちらかといえば実施すべきでない」の合計が5割以上で、実施意向（実施すべき、どちらかといえば実施すべき）を上回っており、取り組みに当たっては慎重に検討することが必要であると考えられる。